

千曲市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)

(案)

令和 7 年 10 月

目 次

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画策定（変更）の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 千曲市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的、地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
4. 文化財等の分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第2章 千曲市の維持及び向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致に関する概要、分布状況・・・・・・・・・・ 44
2. 歴史的風致の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - (1) 善光寺街道沿いにみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 46
 - (2) 更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致・・・・・・・・ 57
 - (3) 戸倉上山田温泉にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 68
 - (4) 北国街道沿いにみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 72
 - (5) 雨宮坐日吉神社にみる歴史的風・・・・・・・・・・ 78
 - (6) あんずの里にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 83
 - (7) 森將軍塚古墳にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 86

第3章 千曲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・ 90
2. 既存計画（上位、関連計画）との関連・・・・・・・・ 93
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・ 105
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制・・・・・・・・・・ 107

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
2. 重点区域の設定の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・ 116

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 千曲市全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
2. 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・135

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針・・・・・・・・139
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業・・・・・・・・141

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
2. 歴史的風致形成建造物の指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
3. 歴史的風致形成建造物の指定及び候補・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
4. 歴史的風致形成建造物指定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
5. 歴史的風致形成建造物候補一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・153

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方・・・・・・・・156
2. 個別の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
3. 届出が不要の行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・157

序章

1 計画策定の背景と目的

平成 20 年(2008)5月、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物、その周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境を向上することを目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という)が制定された。

本市では、古くから善光寺街道や北国街道の宿場町、さらには姨捨の棚田や戸倉上山田温泉など、さまざまな歴史的資源を活かした地域文化が育まれてきた。これらの地域資源は、地域の誇りであるとともに、景観、観光、教育といった多面的な価値を持ち、未来に継承すべき重要な財産である。

こうした背景のもと、平成 28 年(2016)度に「千曲市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史的建造物の修理、修景による景観整備、伝統行事の支援、市民への普及啓発など多角的な事業を展開してきた。

主な取り組みとしては、稲荷山伝統的建造物群保存地区では、建造物の修理や修景を通じてまちなみの連続性を保ち、八幡地区では松田家斎館をはじめとした建造物の整備により、歴史的風致の再生を図った。姨捨の棚田では、農業支援施設の整備により景観保全と耕作者の営農意識の向上につながった。また、日本遺産「月の都 千曲」の認定をはじめ、ガイド育成、市民講座など、地域の歴史や文化への関心を高める取り組みも進めた。

一方、所有者の高齢化による維持管理の困難化、空き家の増加、担い手不足、環境の整備、後継者不足による文化的景観の継承など、引き続き中長期的な対策が求められる課題も明らかとなった。

これを受け、千曲市では歴史的風致のより一層の向上を目指し、「第三次千曲市総合計画」の将来像「輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち」に基づき、文化財においての上位計画である「千曲市文化財保存活用地域計画」(令和4年(2022)策定)との整合を図りながら、本計画(第2期)を策定する。

なお、第2期計画では、第1期で設定した歴史的風致の区域の見直しや整理を行い、重点的に取り組むべき地域と内容をより明確化し、より効果的かつ持続可能な施策展開を目指す。また、観光振興、地域活性化、防災・景観対策等、他分野との連携による相乗効果を図りつつ、市民・団体・事業者との協働体制をより一層強化していく。

2. 計画期間

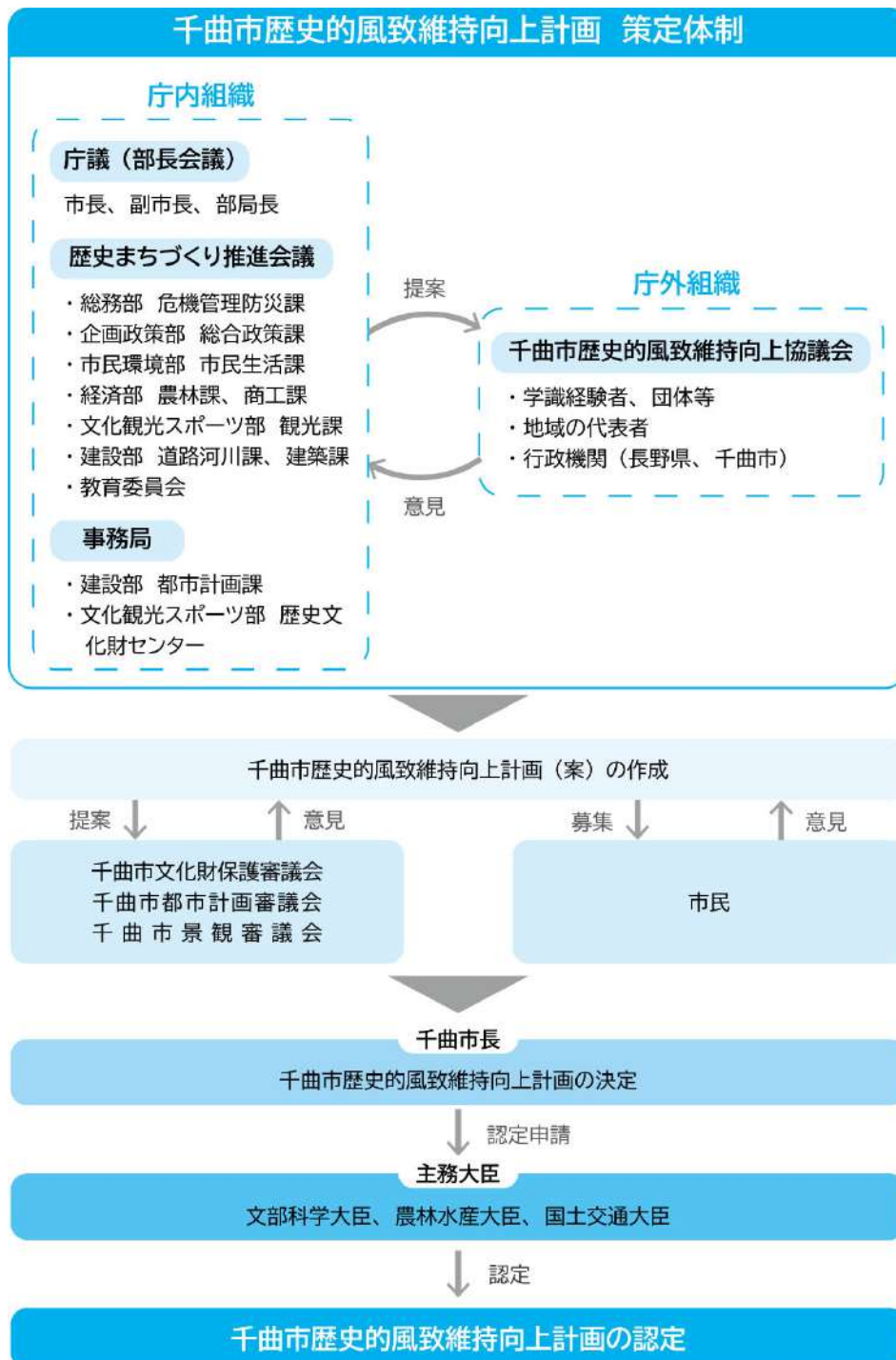
令和8年(2026)度から令和 17 年(2035)度まで

3. 計画の策定体制

(1) 策定体制

事務局である都市計画課、千曲市歴史文化財センターが中心となり、第1期計画の評価を踏まえ、庁内組織及び法定協議会の千曲市歴史的風致維持向上協議会のほか関係する附属機関への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見の募集を経て、本計画を策定した。

本計画の策定体制は、以下のとおりである。



（２）法定協議会

歴史まちづくり法第 11 条第2項において法定協議会の構成員は、市町村、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者、歴史的風致維持向上支援法人、都道府県、重要文化財等の所有者、学識経験者、その他市町村が必要と定める者となっている。

本市の協議会の構成員は、以下のとおりである。

区分	分野	委員氏名	所属団体等
学識経験者・団体等	歴史	井原今朝男	千曲市文化財保護審議会 会長
	建築	吉澤 政己	千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長
	地域遺産	米山 淳一	千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会 委員
	建築	梅干野成央	信州大学工学部 教授
	都市計画	武井音兵衛	千曲市都市計画審議会 会長
	観光	中澤 聖子	一般社団法人信州千曲観光局 副会長
地域	稲荷山・桑原・八幡地区	宮本 義男	稲荷山地区まちづくり推進会議 会長
	更級・姨捨地区	森 正文	千曲市棚田保全推進会議 会長
	戸倉上山田地区	高村 茂子	戸倉上山田商工会女性部 部長
行政機関	県	長野県県民文化部文化振興課担当課長	
		長野県長野建設事務所建築課長	
	市	千曲市建設部長	
		千曲市文化観光スポーツ部長	

（任期 令和 5 年(2023)12 月 16 日から令和 7 年(2025)12 月 15 日まで）

4. 計画策定(変更)の経緯

第1期及び第2期の計画策定(変更)の経緯は、以下のとおりである。

（１）第 1 期計画

日 付	項目(手続き・会議名など)	内 容
平成 28 年(2016)4 月 28 日	計画の申請	
平成 28 年(2016)5 月 19 日	計画の認定	
平成 31 年(2019)2 月 26 日	計画の軽微な変更届出	
令和 2 年(2020)3 月 13 日	計画の軽微な変更届出	
令和 3 年(2021)8 月 27 日	計画の軽微な変更届出	

序章

(2) 第2期計画

日 付	項目(手続き・会議名など)	内 容
令和6年(2024)3月 25 日	千曲市歴史的風致維持向上協議会	策定について
令和6年(2024)8月 19 日	千曲市歴史まちづくり推進会議	策定について
令和6年(2024)10月2日	関係課事前打合せ	重点区域の事業について
令和7年(2025)1月 21 日	庁議	策定について
令和7年(2025)1月 28 日	千曲市歴史まちづくり推進会議	骨子案について
令和7年(2025)2月 12 日	千曲市歴史的風致維持向上協議会	骨子案について
令和7年(2025)5月 27 日	千曲市歴史まちづくり推進会議	第2章、第4章、第6章について
令和7年(2025)6月 19 日	千曲市歴史的風致維持向上協議会	素々案について

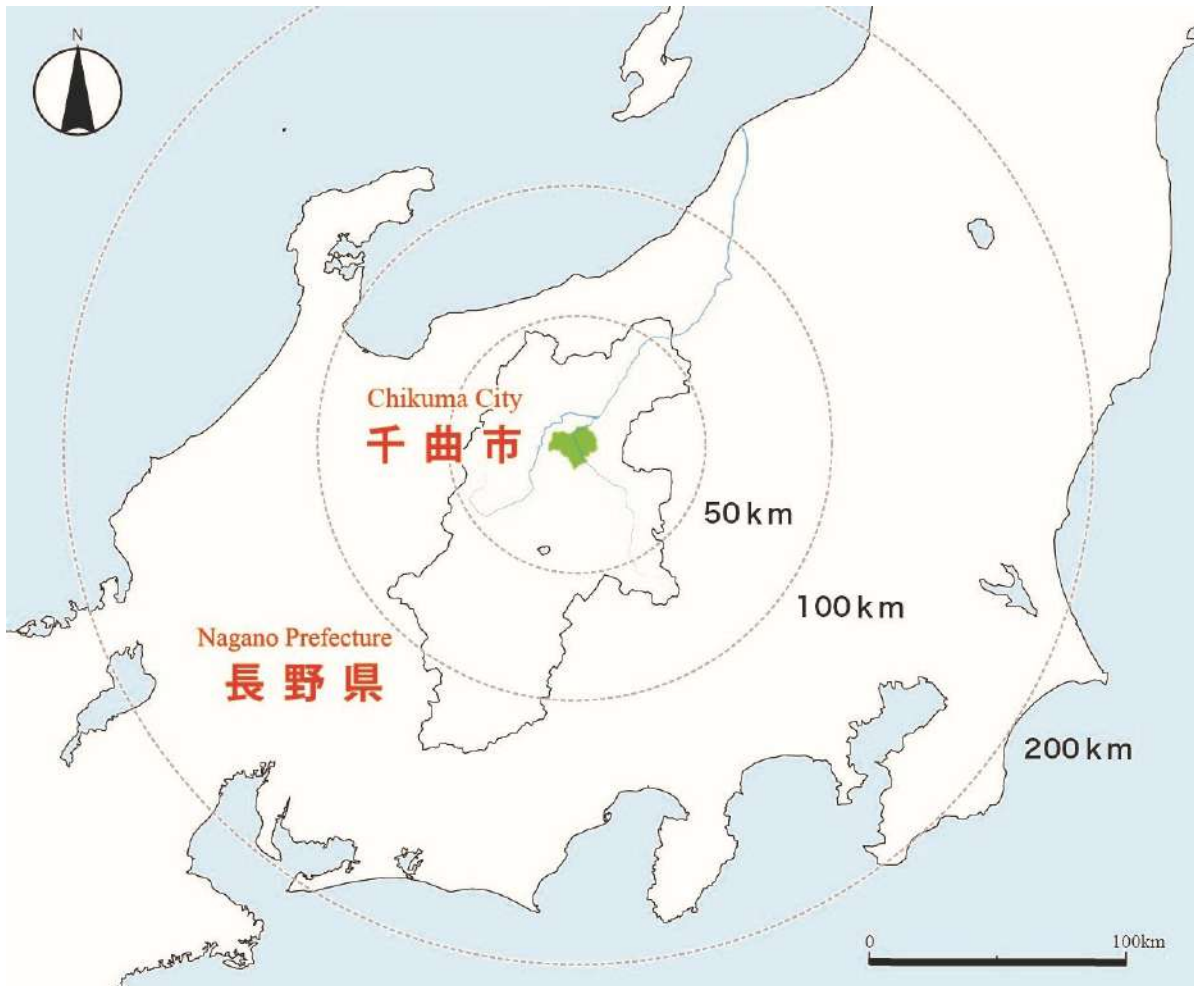
第1章 千曲市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的、地理的環境

(1) 千曲市の位置

千曲市は、長野県の北部に位置する千曲川中流域の地方都市であり、東京から約 160 km、名古屋からは約 180 kmの距離を測る。

平成 15 年(2003)9月1日、更埴市・戸倉町・上山田町の1市2町が合併し誕生した。^{ながの}長野市、^し坂城町、^{さか き まち}上田市、^{う え だ し}麻績村、^{お み む ら}筑北村に接し、市域は東西 15km、南北 12km に広がる。総面積は 119.79km²である。標高の最高地点は坂城町に接する大林山の 1,333m、最低地点は市の北東の土口地区の千曲川下流端の 353mで、標高差は 980mである。



（2）地形、地質、水系

ア 地形

本市の地形は千曲川の両岸に広がる沖積地と、東西の山麓に形成された扇状地を含む中山間地、背後の山地に大別される。背後の山地は西部に冠着山(1,252m)と三峯山(1,311m)、東部に鏡台山(1,269m)、南西には大林山(1,333m)をはじめとする山々となっている。千曲川右岸の東部山地は急峻で標高が高く、左岸の西部山地は三峯山の姨捨土石流堆積物に覆われていることから緩斜面となっている。

千曲川は市域中央部で北西から北東方向に流路を変え、山地との間に広大な後背湿地を形成している箇所もある。この後背湿地は古墳時代から耕作地として利用されてきており、現在も市内有数の穀倉地帯となっている。

（ア）山地

本市は中央を千曲川が北流し、東西に山地が形成されているが、その山容は大きく異なっている。西部山地はなだらかな山容を呈しており、冠着山、三峰山の山麓には「大池自然の家」や「坊城平いこいの森」といった市民のレクリエーション施設が設置されている。一方、東部山地は急峻な山容を呈しており、人が立ち入ることが困難な地形となっている。



大池自然の家

（イ）中山間地

山地と沖積地の間には、中小河川によって形成された扇状地が広がっている。また、西部山地の三峰山の裾には土石流によって形成された「姨捨土石流台地」が広がっている。

東部地区の中山間地は宅地となっているほか、リンゴやアンズ、ブドウといった果樹園となっている。一方、西部地区は果樹栽培が行われているほか、姨捨土石流台地では豊富な湧水を利用した棚田が拓かれ、その周囲に農村集落が形成されている。



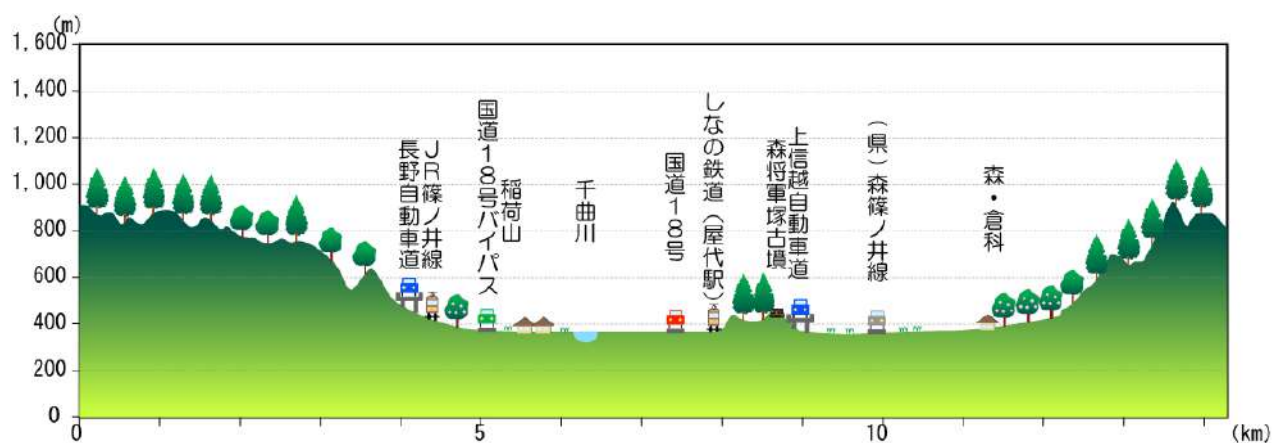
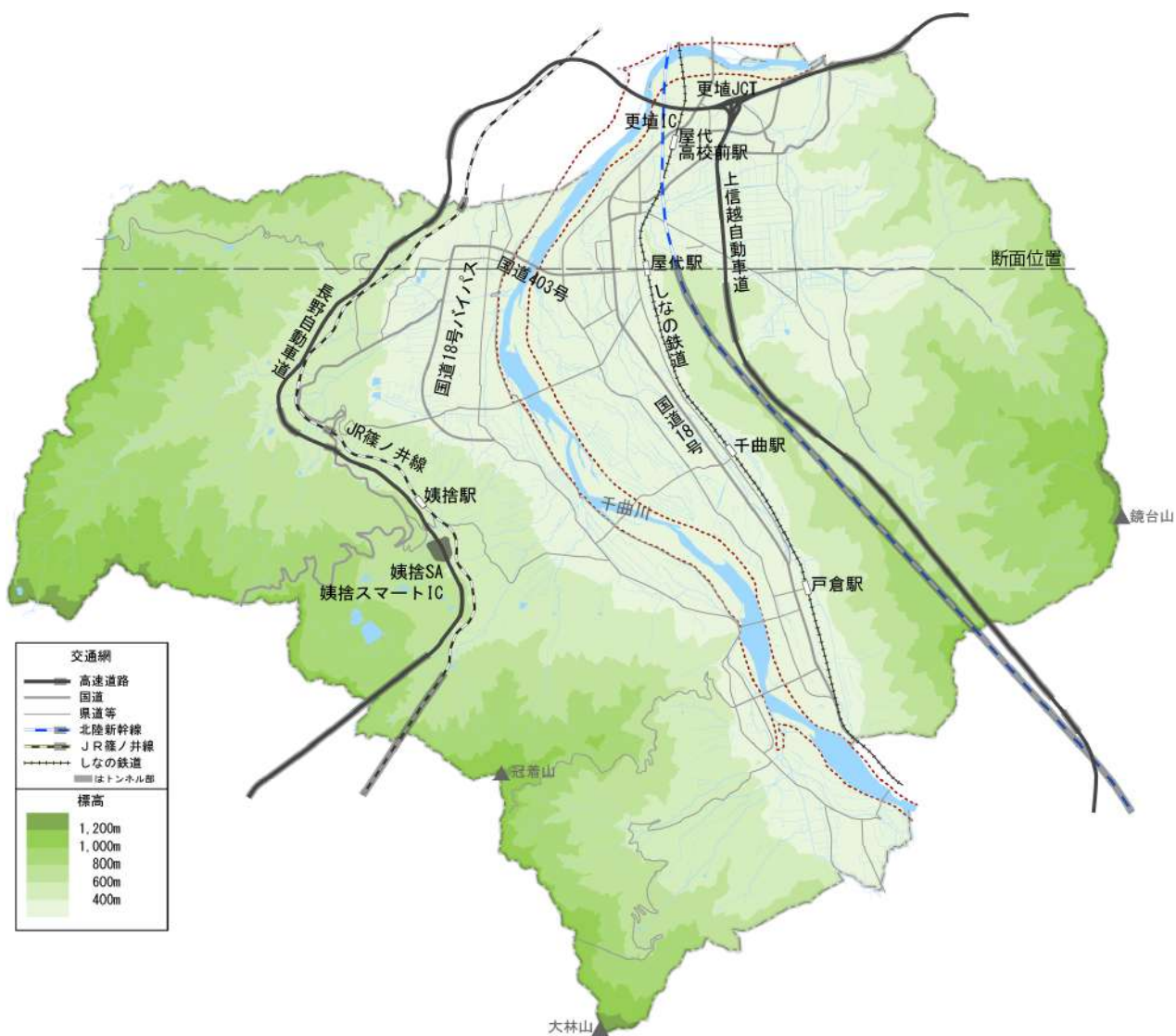
姨捨の棚田と冠着山

（ウ）千曲川沖積地

千曲川の両岸には、氾濫原と後背湿地からなる沖積地が形成され、市街地及び水田地帯となっている。北東部と南西部には広大な後背湿地が形成され、市内有数の穀倉地帯となっている。千曲川の氾濫原は、かつては水田地帯であったが宅地化が進んでいる。



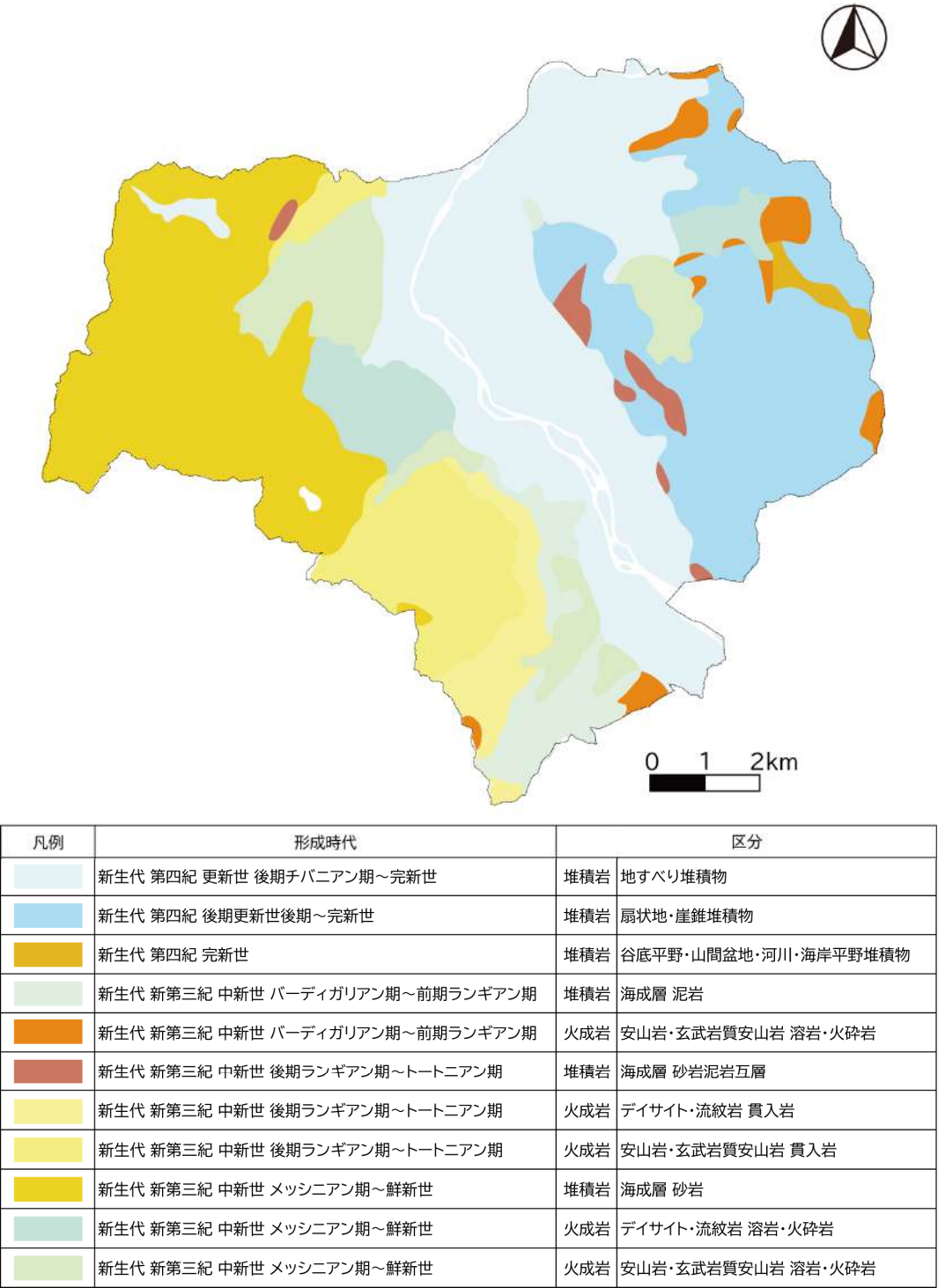
沖積地に広がる千曲市街地



千曲市の地形

イ 地質

本市は長野盆地と上田盆地の間の^{きょう さく ぶ}狭窄部に位置し、中央を直轄河川の千曲川が北流する。長野盆地東部の山地には第三紀中新世の堆積岩類とこれを貫く貫入岩類が広く分布する。これに対し、西部山地に堆積する第三紀層は東部に比べて新しく、^{かん にゅう がん るい}裾花凝灰岩層が带状に広がっている。



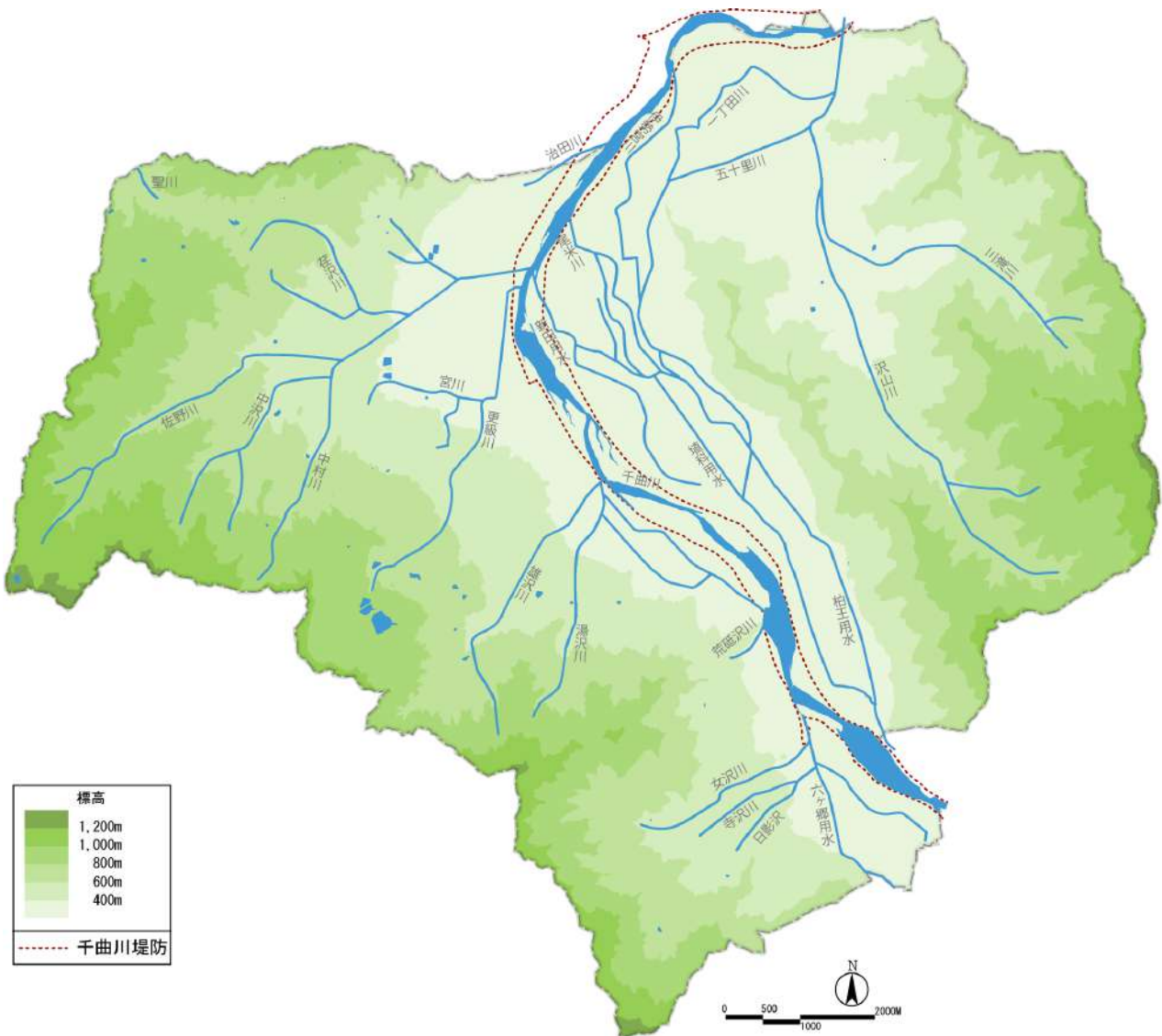
千曲市の地質

(産総研地質調査総合センターウェブサイト(<https://gbank.gsj.jp/geonavi/>))から引用し、加工した図を使用)

ウ 水系

千曲川は、信濃川水系の一部とされ、長野県・埼玉県・山梨県の県境に位置する甲武信ヶ岳を源流とし、新潟県境の栄村までの214kmをいい、新潟県に入ると信濃川と名前を変える、全長367kmの日本最長の河川である。市域では、上流の坂城町境から下流の長野市境まで、約13kmを流れている。

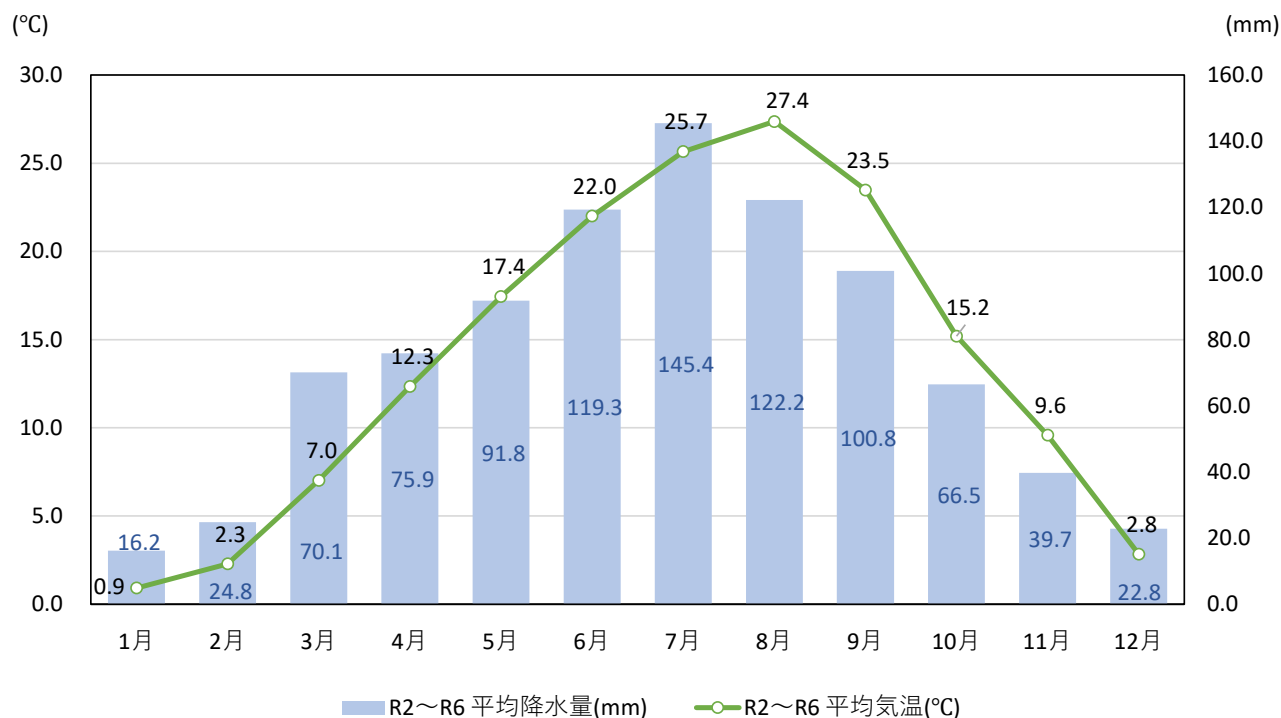
千曲川には東西の山地から佐野川、三滝川といった中小河川が流れ込んでおり、扇状地を形成している。扇状地先端部及び氾濫原には豊富な地下水が湧出し、飲料として使用されてきた。また、西部山腹には「七頭」と呼ぶ複数の湧水があり、飲料水や酒造、農業用水として利用されてきた。



千曲市の主な河川

(3) 気候

気候は内陸性の気候で、平地部の年平均気温は 12～13℃と比較的冷涼であるが、年間を通して1日の気温差が大きく、特に5月は日最大較差が30度近くに達する日もある。また、日照時間が長く晴天率も高く、四季の変化がはっきりしている。降水量は年間800mm程と少なく、夏季(5月～9月)に年間降水量の6割ほどの雨が降る。



月別気温と降水量(「千曲市統計書 2024 年版」)

2. 社会的環境

(1) 市域の変遷

千曲市域では、明治時代初期に 22 町村が存在したが、明治 22 年(1889)の市制・町村制施行により 13 町村に合併した。さらに、合併・分村などを経て昭和 30 年(1955)に埴科郡戸倉町と更級郡上山田町が、昭和 34 年(1959)に更埴市が発足した。平成 15 年(2003)には、平成の大合併により更埴市・戸倉町・上山田町の3市町が合併し、千曲市が誕生した。市の名称は、市民による投票の結果、市域中央を流れる千曲川より名付けられた。

	近世	明治4年～明治13年	明治14年～明治21年	明治22年～大正15年	昭和元年～昭和29年	昭和30年～昭和64年	平成元年～
埴科郡	倉科村					昭和31年9月30日 屋代町に編入	昭和34年6月1日 更埴市 平成15年9月1日 千曲市
	雨宮村			明治22年4月1日 雨宮縣村			
	土口村						
	生萱村						
	森村				昭和30年4月1日 埴科屋代町	昭和30年6月1日 改称 屋代町	
	矢代村	明治5年3月改称 屋代村	明治14年1月28日 屋代町	明治22年4月1日 屋代町			
	粟佐村	明治9年5月30日 西船山村	粟佐村 明治15年2月18日				
	杭瀬下村		西船山村 杭瀬下村 明治15年11月27日	明治22年4月1日 杭瀬下村			
	新田村		新田村				
	寂蒔村		明治14年5月23日 寂蒔村		昭和30年7月1日 五加村の中地区編入		
	鑄物師屋村	明治9年5月30日 東船山村	鑄物師屋村	明治22年4月1日 埴生村	昭和29年10月1日 埴生町	昭和30年9月25日 野高場を稲荷山桑原町へ分村	
	打沢村		打沢村				
	桜堂村		桜堂村				
	小島村		小島村				
更級郡	稲荷山村	昭和8年7月 稲荷山町				昭和30年4月1日 稲荷山桑原町	昭和30年12月1日 稲荷山町
	桑原村						
	八幡村						
	志川村						
	郡村	明治6年6月15日 八幡村					
	八幡領						
埴科郡	大池新田村						
	内川村				昭和30年7月1日 中地区を埴生町へ分村		昭和30年7月1日 戸倉町
	上徳間村	明治5年7月 千本柳村	明治8年5月改称 黒彦村	上徳間村 明治14年5月25日	明治22年4月1日 五加村		
	千本柳村			千本柳村			
	向八幡村 (旧中村)	明治6年2月15日 向八幡村		中村 明治15年9月2日			
	小船山村			小船山村			
	下戸倉村		明治14年1月28日改称 戸倉村	明治22年4月1日 戸倉村	昭和15年4月17日 戸倉町		
	上戸倉村	明治7年7月5日 磯部村				昭和30年4月1日 戸倉町	
更級郡	福井村						
	若宮村						
	羽尾村			明治22年4月1日 更級村			
	須坂村						
	上山田村						
	新山村			明治22年4月1日 上山田村	明治25年10月14日 上山田村	昭和24年11月3日 上山田町	昭和30年7月1日 上山田町
	力石村						

市域の変遷表

明治 22 年町村制施行時～昭和 30 年代の合併まで



昭和 30 年代の合併～千曲市誕生まで

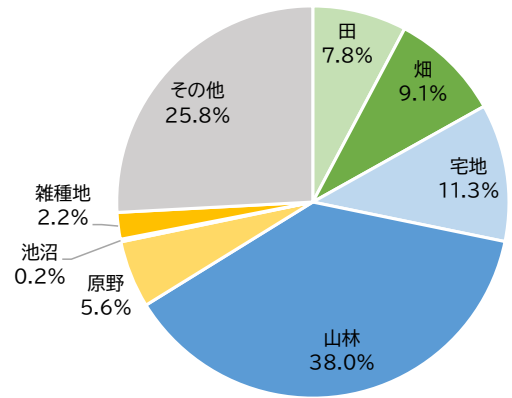


市域の変遷図

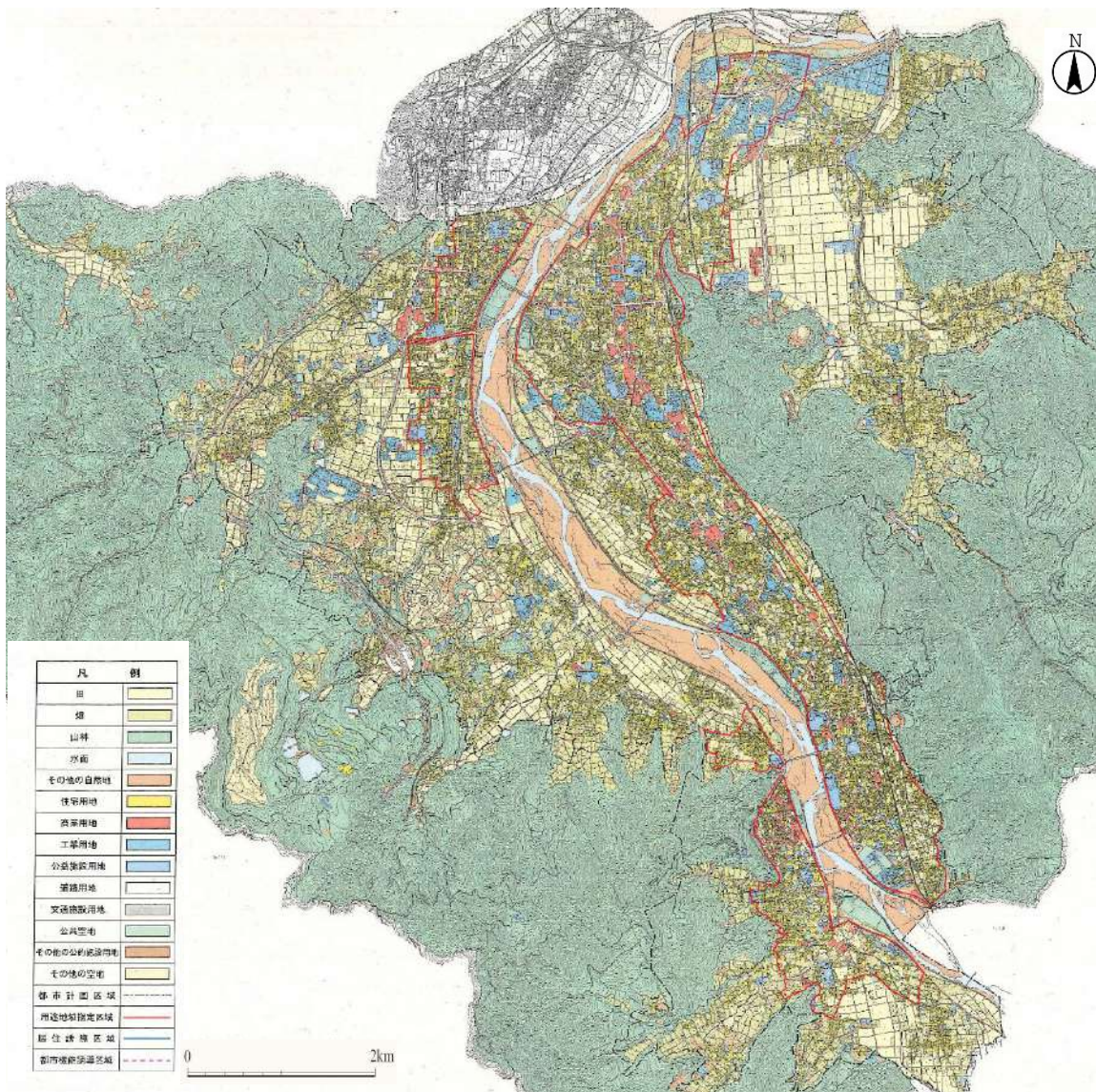
(2) 土地利用

千曲市の面積は、119.79 km²(11,979ha)である。その土地利用は、山林が 38.0%を占め、最も多い。ついで、その他(道路・水路・公園等)が 25.8%、農用地(田・畑)が 16.9%、宅地が 11.3%となっている。

また、市域のうち、都市計画区域は約 49.2% (5,900ha)、用途地域は、約 12.1%(1,452ha)である。都市計画区域における土地利用の状況は自然的土地利用が 61.4%(農地 30.2%、山林 20.6%)で、残りの 38.6%が都市的土地利用となっている。用途地域指定区域においては、自然的土地利用が 23.6%、都市的土地利用が 76.4%である。



地目別土地面積
(「千曲市統計書 2024 年版」)



土地利用現況図(令和2年度(2020) 都市計画基礎調査)

(3) 人口動態

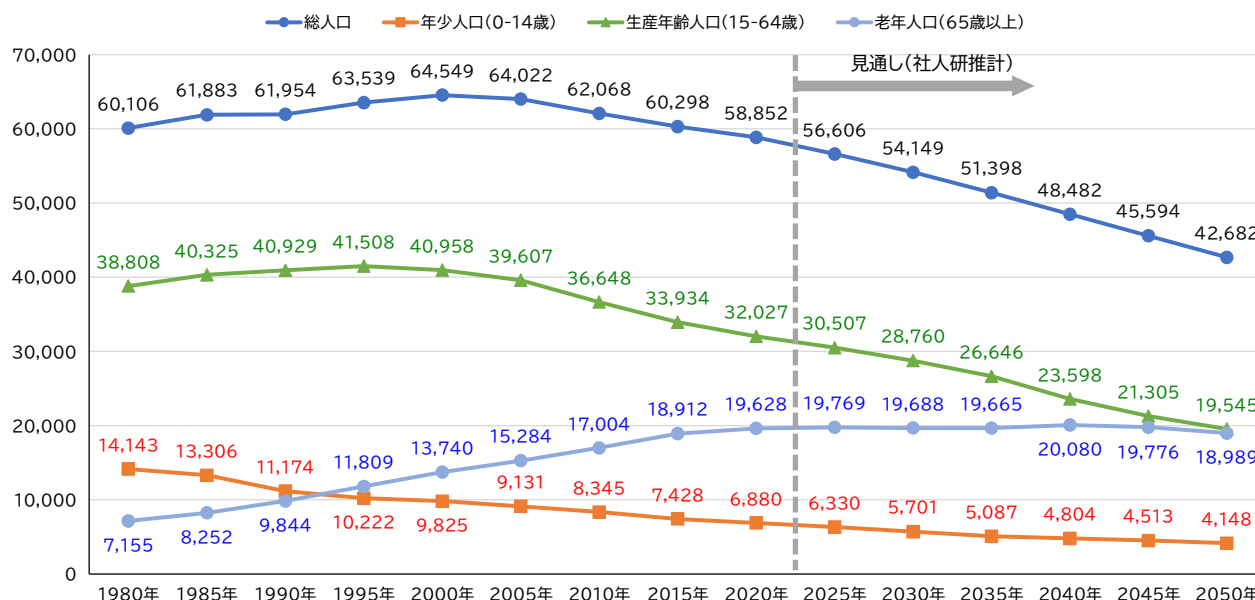
ア 人口の推移

昭和45年(1970)以降、増加傾向にあったが、平成12年(2000)をピークに減少傾向がみられ、平成27年(2015)では60,298人となり、令和2年(2020)国勢調査結果では58,852人である。

年齢3区分別人口は、平成27年(2015)時点で年少人口(0～14歳)が6,880人(11.8%)、生産年齢人口(15～64歳)が32,027人(54.7%)と、前回国勢調査時と比較すると減少傾向となっている。一方、高齢者人口(65歳以上)は19,628人(33.5%)と大幅な増加傾向を示しており、少子高齢化が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計をみると、令和32年(2050)には42,682人になると推計される。人口減少は地域経済の縮小を招き、市民の経済力の低下につながる事が懸念される。また、農地・山林などの周辺環境、土地利用の構造、社会インフラ、社会保障制度など、地域社会の基盤の維持に大きな影響を与えるものと見込まれる。一方、核家族化の進行及び単独世帯の増加などにより、総世帯数は増加しつづけている。

イ 人口の分布

川西地区・川東地区ともに千曲川に沿った平地部に集中している。また、川東地区には約39,000人と、総人口の2/3が居住している。500m四方あたりの人口が1,000人以上を超えている区画は3区画で、戸倉駅南側の1区画と稲荷山地区の2区画がある。川東地区は、国道18号や都市計画道路千曲線(市道)沿いに比較的高密度の傾向にあり、川西地区では各地区の主要地方道長野上田線沿いに居住域がまとまっている。



※総人口は年齢不詳の者を含む

人口の推移

(2020年まで「国勢調査」、2025年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」)

(4) 交通

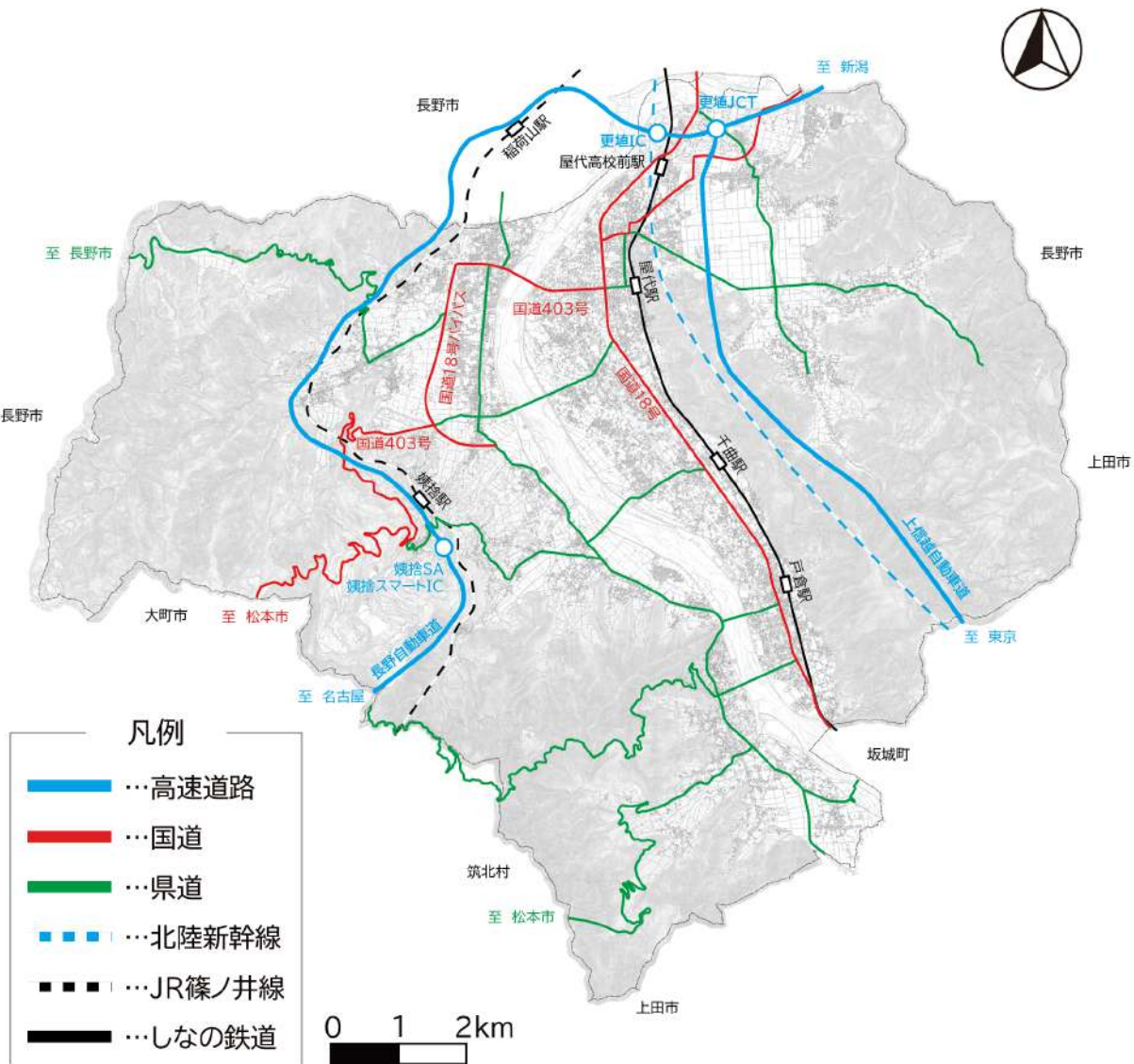
ア 鉄道

北陸新幹線、JR篠ノ井線としなの鉄道線が通過し、JR篠ノ井線は姨捨駅が、しなの鉄道線は屋代高校前、屋代、千曲、戸倉の各駅が設置されている。屋代―松代―須坂を結んでいた長野電鉄屋代線は、平成 24 年(2012)3月に廃線となり、代替バス路線が運行されている。

イ 道路

高速自動車国道には、長野自動車道と上信越自動車道があり、市内には両道路が合流する更埴ジャンクション、更埴インターチェンジと、姨捨スマートインターチェンジがある。

一般道路は、北国街道、北国西街道(以下、善光寺道)、谷街道などを原型とした国道 18 号線、国道 403 号線が現在も幹線的機能を有している。さらに、国道 18 号バイパス八幡－稲荷山間、坂城－上山田間が一部供用されている。



交通網

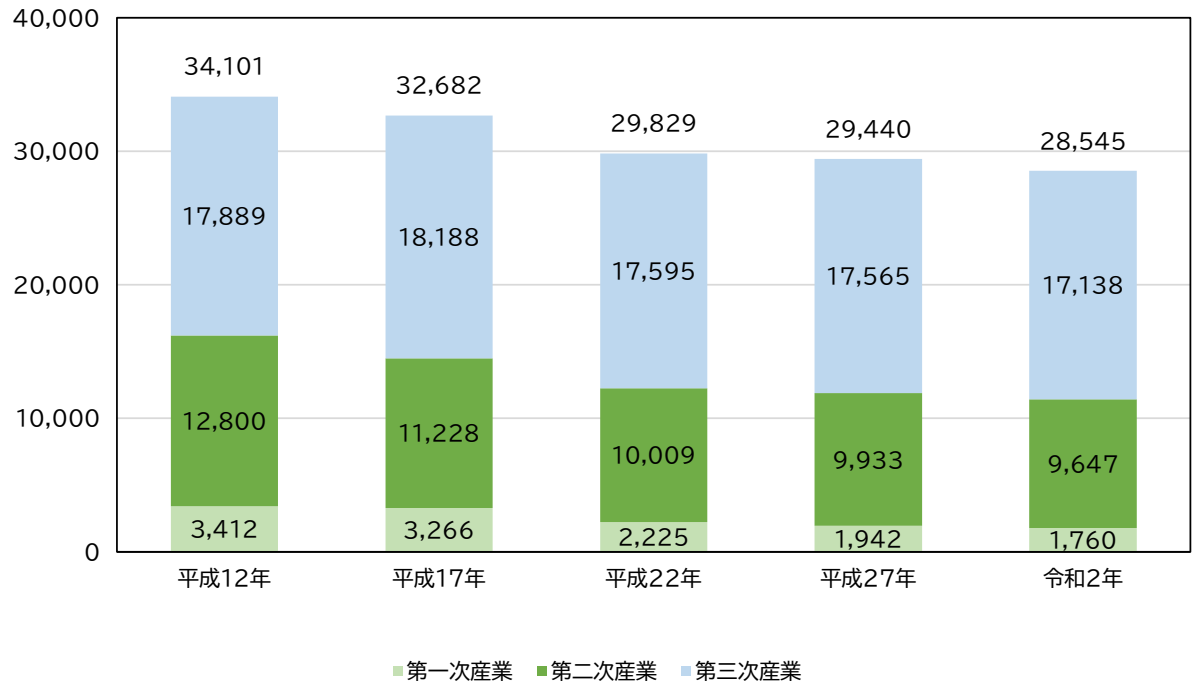
(5) 産業

ア 就業人口

平成7年(1995)以降減少傾向を示している。特に、第1次・第2次産業の就業者が減少しており、第3次産業の就業者の比率が市全体の約6割を占める状況となっている。

これをさらに細かくみると、第2次産業の製造業が全体の 26%と最も多く、次いで第3次産業の卸売・小売業が 15%となっている。

(人)



就業人口の推移(「国勢調査」)

	区分	人数(人)
第一次産業	農業	1,740
	林業・狩猟業	20
	合計	1,760
第二次産業	鉱業・採石業	7
	建設業	1,973
	製造業	7,667
	合計	9,647
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	67
	情報通信業	395
	運輸業、郵便業	1,295
	卸売業、小売業	4,149
	金融業、保険業	463
	不動産業、物品賃貸業	325
	サービス業	9,576
	公務	868
	合計	17,138
総合計		28,545

令和 2 年(2020)産業別就業人口(「千曲市統計書 2024 年版」)

イ 第一次産業

就業者が減少しているが、主力である水稻やリンゴ、ブドウなどが栽培されており、近年はワイン用ブドウの栽培にも力を入れている。また、特産であるアンズなどの加工品開発や販売を進めており、生産者、加工者、販売者と連携し、「信州千曲ブランド」の展開に取り組んでいる。

ウ 第二次産業

就業者数が最も多い製造業では、加工組立型産業の比率が高い。屋代、雨宮地区の産業団地には、半導体関連企業が集積しており、本市の製造業の特色の一つとなっている。また、衣料品製造で全国有数のシェアを誇る企業も立地している。

エ 第三次産業

県内有数の温泉地である戸倉上山田温泉を擁していることから、宿泊・飲食サービス業に従事している就業者に特徴が見られる。近年では、本市が交通の結節点に位置していることから、物流関係の企業の進出がある。

(6) 観光

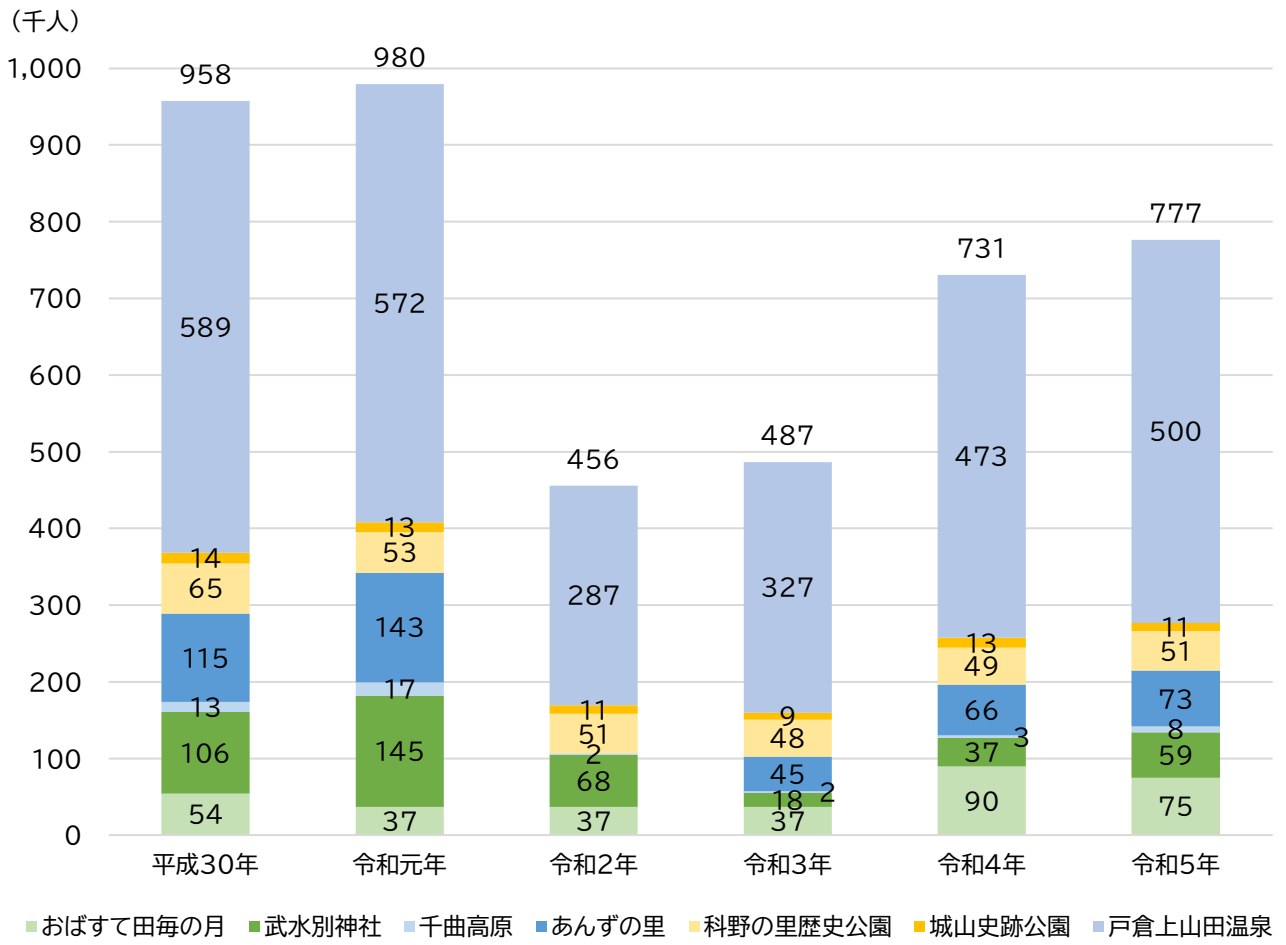
千曲市の主な観光地は、戸倉上山田温泉をはじめとしてあんずの里、武水別神社たけみずわけじんじや、科野しなのの里歴史公園、姨捨の棚田などがあり、新型コロナウイルス感染症の拡大前は年間 100 万人近い観光客が訪れていた。新型コロナウイルス感染症の拡大により 40 万人代まで落ち込んだ観光客は、令和 5 年(2023)には 70 万人代まで回復したものの、その影響がまだ残っている。

また、あんずまつりや、戸倉上山田温泉夏祭り、千曲川納涼煙火大会、千曲川のつけばやアユ釣りなど、四季折々のイベントにも多くの人が訪れている。令和2年度に実施した観光に関する市民アンケートの結果、市民から他人に勧めたい観光資源が、姨捨の棚田、森將軍塚古墳・古墳館、戸倉上山田温泉、武水別神社の順で挙げられており、文化財が上位を占めている(『第三次千曲市観光振興計画』)。

首都圏、北陸新幹線沿線の県を対象にした「戸倉上山田温泉・千曲市GAP調査(平成 26 年)」における戸倉上山田温泉・千曲市のイメージとしては、「温泉街」、「千曲川」、「美しい自然」、「歴史がある」などのイメージが上位に位置づけられている。

令和2年(2020)6月19日には姨捨地区を中心に川西地区一帯が日本遺産「月の都千曲ー姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」ー」に認定された。観月をテーマに、姨捨の棚田や麓の八幡地区、稲荷山など有形無形 29 の文化財を一つのストーリーにしたもので、今後、月をテーマにした観光戦略を推進することで、認知度の上昇による、更なる集客が期待される。

観光地の利用者数をみると、戸倉上山田温泉、あんずの里、武水別神社たけみずわけじんじやが観光誘客に貢献している。戸倉上山田温泉の利用者数の減少が千曲市全体の観光入り込み客数の低下に影響を及ぼしているとされている。令和2・3年の新型コロナウイルス感染症の拡大による、宿泊者数の減少は深刻であり、令和5年(2023)においてもコロナ前の 8 割程度にとどまっている。



観光地利用者数の推移(「千曲市統計書 2024 年版」)

3. 歴史的環境

(1) 原始

ア 旧石器時代

千曲川両岸の山間部、大田原地区(左岸)佐野山遺跡、森地区(右岸)沢山遺跡で石器が採集されている。1万年以上前、千曲市における最初の人びとの足跡を認めることができる。

イ 縄文時代

定住がはじまる縄文時代では、千曲川左岸に池尻遺跡(大田原地区)、大池南遺跡(八幡地区)、円光房遺跡(更級地区)、新屋遺跡(上山田地区)といった遺跡が点在する。千曲川右岸の屋代遺跡群では地表下4mから縄文時代前期から中期の集落が発見された。千曲川の沖積地に生活の場が展開された背景には、千曲川の豊かな漁場があったものと考えられる。屋代遺跡群の住居跡からは、サケの魚骨が見つかり、くらしに千曲川が大きく関わっていたことがわかる。



屋代遺跡群の縄文時代集落

ウ 弥生時代

弥生時代になると、人びとの生活の主体は千曲川が形成した自然堤防上となり、その背後の湿地で水田耕作を営み始めた。屋代遺跡群では後背湿地に展開する屋代田んぼの地下から、当時の小区画水田跡が見つかっており、近年では、雑穀を合わせた複合的な栽培も指摘されている。こうした、稲作を中心とした植物栽培の発達にともなう地域社会の変化は、日常で使用される土器に現れる。弥生時代後期になると箱清水式土器を用いた土器使用圏が千曲川水系に広がり、赤く塗られた土器の容姿から「赤い土器のクニ」と呼ばれる。弥生時代の終わりには、東海地方と交流が盛んになるが、御屋敷遺跡(上山田地区)では東海地方のデザインをもった土器が出土しており、古墳出現前夜における地域社会の変動を読み取れる。



市指定有形文化財
御屋敷遺跡出土土器

エ 古墳時代

古墳時代には、近畿地方の有力者と関係を深め、中央と地方の関係が構築されはじめる。こうした政治的関係を今に伝えるのが、前方後円墳をはじめとする有力者の古墳である。古墳時代前期中頃には、県下最大の前方後円墳である森將軍塚古墳(屋代地区)が最初に築かれ、次いで前期末には有明山將軍塚古墳、中期前半には倉科將軍塚古



史跡 埴科古墳群 森將軍塚古墳

墳、中期中頃には土口將軍塚古墳が尾根を越える山上に築かれた。中期後半以降になると、善光寺平での前方後円墳の新たな築造は低調となり、長野市大室古墳群や杉山・矢ノ口古墳群(倉科地区)には、積石塚古墳が築かれた。その特徴から、渡来人集団との関係が示唆される。

後期後半以降は、塚穴古墳(稲荷山地区)、白塚古墳(森地区)、中山古墳(戸倉地区)、観音林古墳(上山田地区)など横穴式石室を持つ円墳が築かれた。

(2) 古 代

ア 埴科郡衙と古代寺院

大宝4年(704)に鑄造された諸国印により、「科野(の)国」が「信濃国」と表記されるようになったが、引き続き「科野」も使われることもあった。

千曲市では、千曲川を挟んで更級郡と埴科郡が置かれた。埴科郡は、屋代遺跡群の発掘調査において発見された木簡によって、屋代地区に埴科郡の役所(郡衙)が存在していたことが確認されている。また、初期の信濃国衙についても、「符更科郡司等可口」と記された国符木簡から、関連施設の存在が推察される。さらに、郡司が「屋代郷長里正等」に宛てて発した郡符木簡から、「大穴郷高家里」、「舟山柏寸里」、「船山郷井於里」など、郡の下に郷や里が併存した郡郷里制という行政村落の存在も明らかになっている。

『三代実録』の貞観8年(866)2月2日条には、「信濃国埴科郡屋代寺」が定額寺(準官寺)に格上げされたことが記されている。この屋代寺は、雨宮地区で確認された雨宮廃寺であると考えられるが、役所や寺など、当時の主要な施設が設けられた背景には、東山道支道が通過し、古代から交通の要衝であったことが関係しているとみられる。



雨宮廃寺出土の瓦

イ 仁和の洪水

このような地方官衙や氏寺を中心とした繁栄は、仁和4年(888)に発生した大洪水で一変する。いわゆる「仁和の洪水」と呼ばれるこの洪水は、仁和3年(887)に発生した地震により、八ヶ岳の天狗岳の山体が崩壊し、千曲川の上流がせき止められたことに起因する。形成された天然のダムは翌年6月に決壊し、屋代地区一帯が大洪水の砂に覆われる被害に見舞われ、壊滅的な被害を受けた。『日本紀略』に「仁和4年(888)、信濃国大水ありて山崩れ河溢れる」と記載されている。屋代地区では厚いところで3mもの洪水砂の堆積が確認されている。



仁和の洪水砂の堆積

地震や災害などから復興を遂げた平安時代後期には、埴科郡九条城興寺領倉科荘や加納屋代四ヶ村、船山荘青沼郡、更級郡石清水八幡宮領小谷荘、伊勢神宮領村上御厨などの荘園が成立した。

ウ 更級郡と月の名所

千曲川左岸の更級郡は、冠着山(姨捨山)の裾を都に通じる東山道の支道が通り、更級郡衙(古代の役所)が麓に置かれていたと推定される。更級郡衙は、大字八幡字郡付近をはじめ複数の推定地があるが、武水別神社に加え、掘立柱建物跡や六角宝幢などが出土した社宮司遺跡がある八幡地区が有力な候補地として挙げられる。

更級郡一帯は、平安時代頃から月の名所として知られるようになった。「我が心慰めかねつ更級や姨捨山に照る月を見て」は、『古今和歌集』に集録された当地最古の和歌である。

官人や旅人にとって、最短ルートとして山裾を行き来する際、冠着山はランドマークであり、月を仰ぎ見て都から遠く離れた心情を和歌に詠んだ。和歌を通して冠着山の月を知った京の都人らは、未だ見ぬ照る月を見たいと思うとともに寂しさや哀れを想い浮かべたと考えられる。



月の名所 姨捨山(冠着山)

(3) 中世

ア 荘園の形成

平安時代中期以降、荘園はますます発達増加し、地方豪族は所領の保護のために中央の寺院あるいは権力者に所領を寄進し、自衛することで所領の保護を図った。

市内では、九条城興寺領として倉科庄(倉科地区)・加納屋代四ヶ村(屋代地区)、石清水八幡宮領として小谷庄(八幡地区)、伊勢神宮領として村上御厨(坂城町・上山田地区)などの荘園があり、国衙領の船山郷(埴生地区・五加地区)もあった。地域開発が活発になされ、中央とのつながりが密接であったことを物語っている。

イ 村上氏のおこり

鎌倉・室町時代を通じて、更級・埴科地域に栄えた村上氏は、源惟清一族の源盛清が更級郡村上郷(上山田地区、坂城町)に流罪となり、その子孫が地名にちなんで「村上氏」を称したことによると伝わる。『市河文書』には、船山郷に船山守護所が置かれ、室町幕府方と旧鎌倉幕府方の合戦がたびたび行われたことが記されている。南北朝の動乱の中、後醍醐天皇の皇子宗良親王(南朝方)が、更級郡姨捨山(冠着山近くの更級の里)に、一時居を構えたとの伝承が残り、更級地区には、「築地御所」と呼ばれる地籍がある。

ウ 川中島の合戦

戦国時代には、信濃への甲斐の武田信玄の侵攻に対し、村上氏などが救援を求めた越後の上杉謙信との5回にわたる戦い「川中島の合戦」が起こった。その初戦は、八幡の地で行われたが、合戦の勝利を祈るため、上杉謙信は、更科(更級)八幡宮(現在の武水別神社(八幡地区))に願文を捧げている。願文では、棚田の背後の姨捨山の木の間から月の光が差す光景を仏の登場にたとえ、「田毎満月の影」と表現している。



市指定史跡 屋代城跡

こうした中、在地の屋代氏は武田氏に味方し、所領の継承を図った。山城である屋代城(屋代地区)や荒砥城(上山田地区)が築かれたのはこの頃である。武田氏が織田信長に滅ぼされ、また織田信長が本能寺で自害すると、屋代氏は北信濃を支配した上杉氏に組入り、更級・埴科両郡にまたがる領主となって所領を保持した。この頃、上杉景勝は、稲荷山城(稲荷山地区)を築いた。その後、屋代氏は上杉氏から徳川方に離反してこの地を去り、徳川家の家臣となって近世大名へと成長していった。



市指定史跡 荒砥城跡群

(4) 近世

ア 松代藩と上田藩

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦の後、徳川家康が江戸に幕府を開いた。千曲市域のほとんどの地区は真田氏が治める松代藩領となった。一方、稲荷山地区は仙石氏(後に松平氏)が治める上田藩領内の川中島飛領となった。また、埴科郡、小島以南の埴生地区から戸倉地区は、幕府領として治められるというモザイク状の領地支配となった。

イ 街道の成立

千曲市域は北国街道、善光寺道、谷街道(松代道)の3つの街道が通過する交通の要衝であり、これらの街道は参勤交代のほか善光寺や戸隠神社、伊勢神宮への「詣で」の道でもあった。

北国街道は信濃追分宿(軽井沢町)で中山道から分岐し、高田(新潟県上越市)で北陸道に接続する。佐渡の金銀を江戸に運ぶ輸送路としての役割もあって、五街道に次ぐ重要な街道に位置付けられた。

善光寺道は、中山道の洗馬宿(塩尻市)で分かれ、篠ノ井追分宿で北国街道に接続する。谷街道は、矢代宿から松代藩の城下町である松代を通り、越後国十日町に至る。



矢代宿の街なみ

ウ 宿場の形成

宿場は、北国街道に矢代宿、下戸倉宿、上戸倉宿、寂時(あいしゆく)に間の宿、善光寺道には稲荷山宿、桑原に間の宿が設けられた。更科(級)八幡宮の門前宿などは、在郷町や宿場町に発展して、村方とは区別された町方が登場した。宿では、道路に面して間口が狭く、奥に長い地割が形成され、都市的空間が生まれた。

宿ではまた、定期市が開かれた。定期市は、17世紀に九斎市(月に9回行われる定期市)が開かれた。善光寺道での定期市は、江戸時代前半に桑原で成立したが、江戸時代中期に稲荷山でも五日町・八日町ができたことで市が移った。



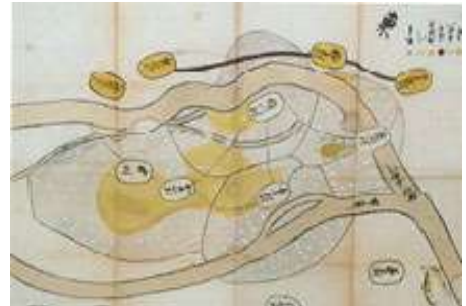
桑原宿の街なみ

上戸倉宿では、文化2年(1805)と文政5年(1822)に、代官所に対して、「佐渡奉行の継立には下戸倉・福井への助郷」を依頼した記録があり、佐渡金山の江戸への運上金を北国街道で輸送したことがわかる。

エ 千曲川の水害

千曲川の洪水については、近世以降記録が多く残されている。戦国時代から明治8年(1875)までの記録には、天文12年(1543)の洪水により舟山郷(屋代地区の栗佐を含む埴生地区一帯)が流失し、千曲川の河筋が大きく変化したことや、寛保2年(1742)の「戌の満水」と呼ばれる大洪水で、「矢代以南残らず浸水、死者1,220人など」と災害の様子が記録されている。

こうした災害への対応として、国役普請(幕府の補助)や郡役普請(藩の補助)、自普請(村負担)による堤防の修理や田畑の復興が行われた。また、千曲川の洪水により川筋が変わることで、村境争論も発生した。



戌の満水による被害を示した絵図

(上徳間地区の村山家文書)

オ 善光寺地震

弘化4年(1847)旧暦5月8日午後10時頃、信濃から越後にかけて発生した地震は「善光寺地震」と呼ばれ、その規模はマグニチュード7.4、震度7以上という大地震であった。稲荷山宿は、千曲市域では最も大きな被害を受けた。記録によれば、多くの建物が倒壊したうえ、大火が発生した。この火災は3日間燃え続け、町のほとんどが焼失したという。



善光寺地震による火災被害図

(稲荷山宿)

(5) 近現代

ア 明治維新

明治4年(1871)7月に廃藩置県が断行された。松代藩は松代県となり、11月の府県制3府72県の再編により東北信6郡を管轄する長野県に編入された。さらに、明治9年(1876)8月には筑摩県の中南信4郡を合わせて、旧信濃国10郡が「長野県」となった。明治22年(1889)の市制・町村制の施行で、現千曲市域では稲荷山町・屋代町ほか11村となった。次いで、明治24年(1891)施行の郡制により千曲川左岸地域の更級郡と、右岸地域の埴科郡に二分されることになった。

イ 養蚕業の発展

幕末以降、養蚕が盛んとなり、各農家は現金収入を得るため気抜きを設けた屋根を持つ大きな民家を建て、蚕を飼育した。蚕の餌である桑の木は山の斜面から千曲河畔まで、市域のいたるところに植えられた。とりわけ屋代から雨宮一帯は、市域有数の桑園地帯となった。また、力石地区



森地区の風穴

では、蚕種製造もさかんに行われ、森地区や倉科地区では風穴を利用した蚕種の冷蔵保存も行われた。製糸業については、有明社・埴科社などの製糸工場がつくられた。稲荷山地区は、こうした生糸の集積地、また、メリヤスの生産地として栄えた。

養蚕の繁栄は大正9年(1920)に生糸の価格が暴落し、世界恐慌、安価な化学繊維の登場により停滞を迎え、蚕糸業に頼っていた長野県の経済は大きな影響を受けた。

ウ 鉄道の開通

明治21年(1888)、信越線長野ー上田間が開通し、屋代地区に屋代駅が開業した。明治26年(1893)には直江津ー高崎間が全線開通した。明治24年(1891)には屋代駅と稲荷山を結ぶ道路が完成し、屋代駅周辺に運送・旅館・食堂・商店が立ち並びはじめた。戸倉駅は、明治45年(1912)に戸倉上山田温泉の宿泊客増加に伴い、地域の請願駅として開業した。



篠ノ井線 姨捨駅の開業

篠ノ井線は、明治33年(1900)、塩尻ー篠ノ井間が開通した。給水や列車のすれ違いのために姨捨駅が設置された。稲荷山町では、誘致運動が盛り上がりを見せず、また技術上困難なこともあり、稲荷山駅は隣接の塩崎地籍(長野市)に開設された。大正11年(1922)には、千曲川右岸の河東地域に河東鉄道の屋代ー須坂間が開業した。

エ 市街地の形成

明治時代の鉄道交通の開通は、地域の宿場町や集積地での商業活動を大きく発展させ、大正・昭和初期には駅前を中核とした商業市街地の景観をつくりだした。大正13年(1924)の商業税納入の市町村等級では、屋代・埴生が篠ノ井・松代と並んで4等級となり、稲荷山は須坂・中野・飯山と同じ3等級で、北信濃での有数の地方商業都市となっていた。大正・昭和時代初期の鉄道貨物発着物は、生果、鮮魚、砂糖、食塩、酒、たばこ、綿布や人造肥料、繭、生糸、苧、材木、石灰などで、発着量の増加に伴って、流通商品も増大した。



昭和初期の屋代駅の周辺

稲荷山や屋代駅前では、地域での需要と供給に応じて消費圏や商業圏が成立し、小売店式の店舗の増加によって商店街が形成された。商業の近代化と金融・電信などの発達によって、地域の景観が大きく変化した。

五加地区や戸倉地区では養蚕・蚕種・製糸業が発達した。信越線の停車場新設など交通の近代化とともに、五加銀行の設立など金融の近代化も進んだ。五加村では『自治』の広報誌が発行され、小作組合による小作料減免の運動(小作争議)が県下でいち早く発展した。戸倉温泉や屋代小学校では農民による社会主義の学習会や講演会が開かれ、信濃同仁会更級支部も結成された。

オ 戸倉上山田温泉の開湯と発展

明治元年(1868)、千曲川左岸の河原に温泉が発見され、明治26年(1893)に戸倉温泉、

明治 36 年(1903)に上山田温泉が開湯した。その後、千曲川右岸に新戸倉温泉が開湯した。これらの温泉を総称して「戸倉上山田温泉」と呼んでいる。当初は、千曲川の氾濫により、くりかえし水害に見舞われたが、大正年間に内務省により堤防が設置されたことで、被害が減少し、温泉街が徐々に発展していった。昭和9年(1934)には陸軍転地療養所の献納による知名度の上昇もあって、温泉保養客が増加した。戸倉上山田温泉の最盛期は昭和 48 年(1973)頃で、宿泊者数が年間 100 万人ほどあり、長野県内では、上諏訪温泉(諏訪市)や浅間温泉(松本市)、湯田中・渋温泉(山ノ内町)などとともに団体旅行で賑わいをみせていた。現在の旅館やホテルの建物はその頃に建替えられたもので、昭和のイメージが残る温泉街となっている。



最盛期の戸倉上山田温泉
(昭和 40 年代)

カ 戦後の町村合併

戦後、社会状況の変化や自治体財政の窮迫から、町村合併が進められた。昭和 28 年(1953)には町村合併促進法が施行され、昭和 29 年(1954)10月1日に埴生町と杭瀬下村が合併し「埴生町」となった。昭和 30 年(1955)には、屋代町・雨宮縣村・森村が合併し「埴科屋代町」となったが、6月1日に「屋代町」に名称変更を行い、翌年9月30日に倉科村を編入した。同じく昭和 30 年(1955)、稲荷山町と桑原村が合併し「稲荷山桑原町」となり、12月1日、「稲荷山町」に名称変更を行った。戸倉地区では、更級村と戸倉町が、続いて7月1日に五加村と戸倉町が合併し「戸倉町」となった。上山田地区では力石村と上山田町が合併し、「上山田町」が発足した。昭和 31 年(1956)には、新市町村建設促進法が施行され、昭和 34 年6月1日、埴科郡の屋代町と埴生町、更級郡の稲荷山町と八幡村が合併し、両郡名を用いた「更埴市」が誕生した。

キ 千曲市の誕生

平成 11 年(1999)、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、平成 15 年(2003)9月1日に更埴市・戸倉町・上山田町の1市2町が合併した「千曲市」が発足し、平成の合併としては県下最初の合併となった。令和元年(2019)に新庁舎が完成し、新庁舎での執務を開始した。



合併協定調印式

(6) 歴史上の人物

金刺氏 生没年不詳(奈良～平安時代) 古代氏族。信濃国では郡司層に多く、『日本三大実録』貞観4年(862)に「信濃国埴科郡大領外七位上 金刺舎人正長」の名が認められる。屋代遺跡群からは「金刺」と記された木簡が出土し、金刺氏が埴科郡大領であったこととの関連が指摘される。

建部大垣^{たてべのおおがき} 生没年不詳(奈良時代) 善行者。『続日本紀』^{しよくにほんぎ}神護景雲2年(768)親孝行として律令政府から表彰され、税を終身免除された。古い記録に残る更級郡の人だが、当地を指しているかは不明。



金刺氏の墨書が残る
屋代遺跡群出土木簡
長野県立歴史館所蔵



続日本紀
東京国立博物館所蔵



権少僧都成俊の碑

権少僧都成俊^{ごんのしょうそう ず じょうしゆん} 生没年不詳(南北朝時代) 僧侶・万葉集研究家。更級郷に閑居して一人『万葉集』の研究を行った三井寺^{さんみい であら}(滋賀県)の僧侶。仙覚校訂の『万葉集』全20巻を後世に伝えたこと、日本で初めて歴史的仮名遣いによって『万葉集』の読みを付けた。

屋代政国^{やしろまさくに} 永正17年(1520)～永禄4年(1561) 武将。天文22年(1553)屋代城から荒砥城に拠点を移して武田氏の武将として活躍し、永禄4年(1561)ないしは天正10年(1582)に川中島の合戦で討死したとされる。嫡子正長も天正3年(1575)長篠の合戦で討死した。

松田織部祐^{まつだおりべのすけ} 生没年不詳(戦国時代) 武将・神官。元は仁科姓、実名は盛直。天正12年(1584)に上杉景勝から、松田名跡を継承し、更科(更級)八幡宮別当となり、慶長3年(1598)松田縫殿助に神主職を預け置き、上杉景勝の会津移封に同道する。以降、武水別神社神主職が継承される。

中村習輔^{なかむらしゆうすけ} 享保17年(1732)～文化13年(1816) 心学者。柏王村^{かし とう}に生まれる。明和8年(1771)40歳のときに心学者の手島堵庵^{て じま と あん}に入門。53歳の頃、柏王に恭安舎を設立、信州における心学の普及に生涯をかけた。信濃のみならず周辺諸国にも数多くの門人をもった。

宮本虎杖^{みやもと こじょう} 寛保元年(1741)～明治7年(1874) 俳句宗匠。下戸倉宿^{はいく そうしやう しもと ぐらしゆく}に生まれる。明和5年(1768)28歳のときに、来信した俳諧の加舎白雄^{かやしらお}に師事。天明4年(1784)秋には判者(宗匠)の許しを受け、「虎杖庵」を称している。北東信に門人400人あまりを擁した。

小林五藤^{こばやし ごとう} 寛政2年(1790)～嘉永5年(1852) 宮大工・宮彫師。稲荷山の商家に生まれる。後藤流の宮彫師である。京都御所の造営にも奉仕し、京都の吉田家より風折烏帽子の着用を



屋代氏所用の陣羽織
戦国時代



上杉景勝から松田氏宛て文書

許された。治田神社(稲荷山)の高市社(治田町・上八日町)、晩年には典厩寺(長野市)の閻魔大王像を手掛けた。



中村習輔の墓



宮本虎杖



上八日町の高市社

柿崎多膳 寛政4年(1792)～元治元年(1864) 医師・郷土史家。天保7年(1836)に矢代村に医師として移り住み、医業のかたわら、読み書き・謡曲等の教授を行った。安政6年(1859)に『屋代記』を著し、寺社をはじめ、天変地変の災害記録、周辺村々の歴史事象を克明に記している。

大谷幸蔵 文政8年(1825)～明治20年(1887) 実業家。羽尾村の名主に生まれる。蚕種貿易を行い、大きな利益を上げた。また、松代藩に座繰製糸を奨励し、生糸の販売も行った。イタリヤなどに数回渡航し、世界的商人として活躍した。松代騒動で自宅が焼き討ちに遭った。



大谷幸蔵

若林才兵衛 文政11年(1828)～明治33年(1900) 温泉発見者。上山田村の農家に生まれる。明治元年(1868)千曲川で魚獲りの際に、河原に温泉湧出を発見。上山田温泉の始まりとなる。

松田穂並 天保6年(1835)～明治44(1911) 神官・社会事業功労者 武水別神社の神主を代々勤める松田家に生まれる。神職である傍ら教育の必要性を提唱し、明治4年(1871)私財を投じて八幡書院を創立した。教育をはじめ公共の事業等にも多大な貢献をした。

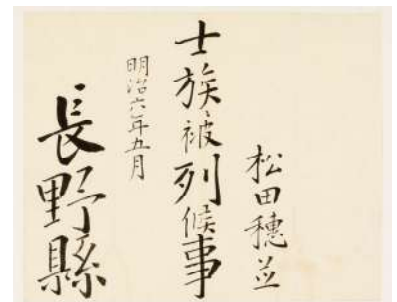


上山田温泉かめの湯

明治36年(1903)開業

小出八郎右衛門 天保11年(1840)～明治43年(1910) 実業家。稲荷山の材木商の家に生まれる。明治13年(1880)和田郡平らとともに稲荷山銀行を創立した。商都稲荷山の発展に貢献した。

小平甚右衛門 天保14年(1843)～明治4年(1871) 義人。上山田村の農家に生まれる。松代藩による藩札相場の是正に端を発し、明治3年(1870)11月25日、上山田村の農民たちが行った一揆「午札騒動」(松代騒動)が発生。甚右衛門が、首謀者と



松田穂並が士族に列せられた通知 明治6年(1873)

して責任を一身に負い、斬罪となった。



稲荷山銀行表札



小平甚右衛門の碑



和田郡平

和田郡平 天保14年(1843)～明治44年(1911) 実業家。八幡村中原の酒店に生まれる。明治初めに、アメリカから輸入されたリンゴ苗木を仕入れ、現在の県下のリンゴ栽培の礎を切り拓いた。明治14年(1881)には、小出八郎右衛門らと稲荷山銀行を設立した。

塚田小右衛門(雅文) 嘉永元年(1848)～大正11年(1922) 政治家。羽尾村の名主の家に生まれる。更級村初代村長・県議会議員等を歴任。冠着山が姨捨山であるとの強い思いから、新聞紙上に考証を発表し、私財を投じてその啓蒙に努めた。

坂井量之助 安政6年(1859)～明治38年(1905) 実業家・政治家。下戸倉宿で、酒造業を営む坂井家の次男として生まれた。戸倉村長なども歴任。明治23年(1890)から温泉開発に乗り出し、莫大な費用と労力を費やし、明治26年(1893)、戸倉温泉開湯に至った。

新村忠雄 明治20年(1887)～明治44年(1911) 社会主義者。屋代町の農家に生まれる。幸徳秋水ら社会主義に傾倒し、明治43年(1910)に起こった大逆事件により死罪となった12名のうちの一人。当時、日露戦争による国民生活の悲惨な状況から、社会主義への関心が高まっていた。

中島惣左衛門 明治17年(1884)～昭和36年(1961) 教育者・郷土史研究家。新山村の農家に生まれる。智識寺大御堂の保護活動に尽力し、郷土史研究団体「冠山文化研究会」の創設にも携わった。長年にわたる研究成果を元に『上山田町史』の編纂を手掛けた。

近藤音三郎 明治24年(1891)～昭和49年(1974) 自治功労者。屋代町出身。屋代町助役、教育長等を歴任。昭和34年(1959)、更埴市初代教育長に就任。城ノ内遺跡、更埴条里遺構調査の推進、「森将軍塚を守る会」会長として文化財保護に尽力した。



冠着山(姨捨山)



坂井量之助



新村忠雄



中島惣左衛門



近藤音三郎



ミヤリサン

みやいりちかじ
宮入近治 明治29年(1896)～昭和38年(1963)実業家・医学博士。五加村出身。昭和15年(1940)腸内菌を研究中に「宮入菌」を発見。整腸剤「ミヤリサン」の製薬免許を受け、戸倉町に宮入菌剤研究所(現ミヤリサン製薬)を創立した。事業の傍ら、戸倉町育英会の創設など社会事業にも貢献した。

わかばやしまさはる
若林正春 明治25年(1892)～昭和32年(1957)実業家・上山田村長。上山田ホテル初代社長。昭和20年(1945)、上山田村長在任中に東京都立光明国民学校(昭和7年(1932)設立の日本初の肢体不自由児の学校)校長の要請を受け、児童の疎開を受け入れた。

くらいしただお
倉石忠雄 明治33年(1900)～昭和61年(1986)政治家。稲荷山町の商家に生まれる。大正10年(1921)政治家を志し上京。法政大学を卒業後、昭和22年(1947)衆議院議員に当選、以来連続14期当選。労働相2回、農林相4回、法相等を務め、政界の中枢で活躍した。

にしむらすすむ
西村進 明治39年(1906)～昭和26年(1951)育種家。埴生村に生まれる。千葉高等園芸学校を卒業後、帰郷して花卉栽培を開始。高砂百合を改良した「西村鉄砲百合」を生み出す。更埴地方の花卉栽培の基礎を築き、地域の発展に大きく貢献した。

こんどうひでぞう
近藤日出造 明治41年(1908)～昭和46年(1971)漫画家。稲荷山に生まれる。本名は秀蔵。昭和8年(1933)読売新聞社に入社し、政治風刺漫画を中心に描いた。昭和39年(1964)日本漫画家協会を設立し、初代理事長になる。「ふる里漫画館」には日出造の作品が収蔵・展示されている。



戸倉上山田温泉



倉石忠雄の生家と伝わる建物



西村進と鉄砲百合

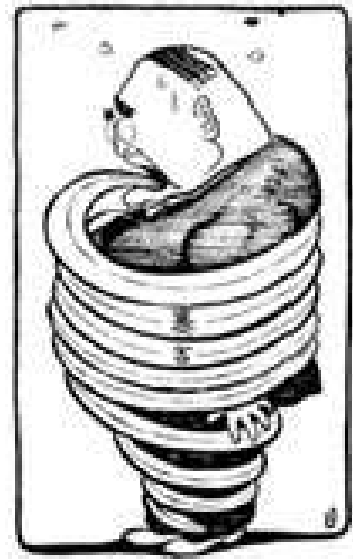
^{こ だま こう た}
児玉幸多 明治42年(1909)～平成19年(2007)歴史学者。
^{い な り や ま は る た}
稲荷山治田神社の神主家に生まれる。東京帝国大学文学部国
史学科を卒業。近世の農村や交通史を研究し、学習院大学学長、
江戸東京博物館初代館長などを歴任。『更埴市史』監修。今上
天皇の大学時代の指導教官。

^{よね や ま か ず ま さ}
米山一政 明治44年(1911)～平成元年(1989) 歴史研究者。
^{ぐ ら し な む ら}
倉科村に生まれる。北信濃を中心に古文書から考古学まで研究
対象は幅広い分野に及んだ。『信濃史料』、『真田家文書』等の
^{へん さん}
編纂や自治体史誌、歴史事典類の編纂に携わる。長野県文化財
保護審議会会長などを務めた。

^{な か じ ょ う た か の り}
中條高德 昭和2年(1927)～平成26年(2014) 実業家。森
村の農家に生まれる。戦後アサヒビールに入社。昭和57年
(1982)営業本部長として「アサヒスーパードライ」作戦を指揮
し、業界トップへ躍進させた。社長・会長を歴任。市内小中学校
図書館には「中條文庫」が設けられた。

^{も り し ま み の る}
森嶋 稔 昭和6年(1931)～平成8年(1996) 教育者・考古
学者。戸倉村に生まれる。小学校教諭のかたわら「千曲川水系
古代文化研究所」を主宰し、遺跡の調査や県・市町村の文化財
保護の指導、助言を行う。長野県考古学会設立発起人に名を連
ね、事務局長・会長を歴任。

^{み ず の ま さ ゆ き}
水野正幸 昭和15年(1940)～平成21年(2009) 実業家。
戸倉町に生まれる。ホクト株式会社の創業者。当初は梱包資材
を販売していたが、きのこ栽培用資材の製造・販売を機に、新品
種の開発から製造、販売を手掛ける。きのこ栽培の総合企業に
成長させた。水野美術館(長野市)を創設。



近藤日出造の風刺画



米山一政が編纂に携わった
信濃史料



中條高德



児玉幸多



森嶋稔

4. 文化財等の分布状況

(1) 千曲市内の指定等文化財

千曲市内には、国指定等文化財が46件、長野県指定文化財19件、千曲市指定文化財86件、総計151件(令和7年4月1日現在)の文化財が存在する。

その分布は、市の中央部を北流する千曲川により二分された、左岸の川西地区に多くの文化財が存在しているのが本市の特徴である。

千曲市内指定等文化財件数

(令和7年(2025)4月1日現在)

種類		国		長野県	千曲市
		指定・選定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	2	32	1	8
	彫刻	2		5	15
	工芸品			1	2
	古文書	1		2	8
	考古資料	2		5	8
	歴史資料			2	5
無形文化財	芸能				1
民俗文化財	無形の民俗文化財	1			3
記念物	遺跡	1		2	15
	名勝地	1			4
	動物、植物、地質鉱物	1		1	17
文化的景観		1			
伝統的建造物群		1			
合 計		13	32	19	86

* 記録選択

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1
-----------------------	---

(2) 国指定等文化財

重要文化財

建造物では、室町時代末期の建造と伝わり、市内最古の建造物である上山田地区の「智識寺大御堂」と、江戸時代の大隅流宮大工柴宮長左衛門作である戸倉地区の「水上布奈山神社本殿」がある。

彫刻では、平安時代末期の作と伝わり、像高3mを測る智識寺の「木造十一面観音立像」と、鎌倉時代の作風にならった江戸時代の秀作とされる稲荷山地区 長雲寺の「木造愛染明王坐像」がある。

なお、千曲市に所在する長野県立歴史館には、信濃町から出土した「長野県日向林B遺跡出土品」(旧石器時代)や、塩尻市から出土した「長野県吉田川西遺跡土壌出土品」(平安時代)、「鳥羽院庁下文」(中世)等が所蔵されている。



重要文化財 智識寺大御堂

第1章 千曲市の歴史的風致形成の背景

国指定等文化財

種 別	種 類	名 称	所在地	指定等年月日
重要文化財	建造物	水上布奈山神社本殿	戸倉字鎮守1990（水上布奈山神社）	昭和63.5.11
		智識寺大御堂	上山田字釜屋1197（智識寺）	明治40.8.28
	彫 刻	木造愛染明王坐像	稲荷山字大牧2239（長雲寺）	明治39.4.14
		木造十一面観音立像	上山田字釜屋1197（智識寺）	昭和12.8.25
	古文書	鳥羽院庁下文	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成10.6.30
	考古資料	長野県吉田川西遺跡土壌出土品	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成2.6.29
長野県日向林8遺跡出土品		屋代260-6（長野県立歴史館）	平成23.6.27	
重要無形民俗文化財		雨宮の神事芸能	雨宮（雨宮坐日吉神社）	昭和56.1.21
史 跡	埴科古墳群 森將軍塚古墳		森字大穴山ほか	昭和46.3.16
	埴科古墳群 有明山將軍塚古墳		屋代字一重山ほか	平成19.2.6
	埴科古墳群 倉科將軍塚古墳		倉科字北山ほか	平成19.2.6
	埴科古墳群 土口將軍塚古墳		土口字北山ほか	平成19.2.6
名 勝	姨捨（田毎の月）		八幡字更級川3982-2ほか	平成11.5.10
特別天然記念物	カモシカ		千曲市内	昭和30.2.15
重要文化的景観	姨捨の棚田		八幡	平成22.2.22
重要伝統的建造物群保存地区		千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区	稲荷山	平成26.12.10
登録有形文化財	建造物	長野銘醸事務所	八幡字中原272-5他	平成26.12.19
		長野銘醸酒蔵	八幡字中原272-5	平成26.12.19
		長野銘醸貯蔵蔵	八幡字中原272-5	平成26.12.19
		長野銘醸南蔵	八幡字中原272-1他	平成26.12.19
		長野銘醸米蔵	八幡字中原272-5他	平成26.12.19
		長野銘醸粕蔵	八幡字中原272-1他	平成26.12.19
		長野銘醸東納屋	八幡字中原274他	平成26.12.19
		長野銘醸西納屋	八幡字中原272-1他	平成26.12.19
		長野銘醸東土蔵	八幡字中原272-1	平成26.12.19
		長野銘醸西土蔵	八幡字中原272-1	平成26.12.19
		長野銘醸文庫蔵	八幡字中原272-1	平成26.12.19
		長野銘醸長屋門	八幡字中原272-1	平成26.12.19
		坂井銘醸主屋	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸文庫蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸宝曆蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸寛政蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸慶応蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸明治蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸大正蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		坂井銘醸昭和蔵	戸倉字中町1855-1	平成15.1.31
		寿高原食品四階倉庫	戸倉字大明神1465-1	平成29.6.28
		瀧澤家住宅主屋	磯部字石原122	平成29.6.28
		瀧澤家住宅土蔵	磯部字石原122	平成29.6.28
		瀧澤家住宅長屋門	磯部字石原122	平成29.6.28
		笹屋ホテル別荘	上山田温泉1-1-1	平成15.1.31
		龍洞院架道橋	桑原字小坂2138-10	平成18.10.18
		滝沢川橋梁	稲荷山字元町4066-2	平成18.10.18
		荏沢川第1号石堰堤	桑原字佐野山	平成21.1.8
		荏沢川第2号石堰堤	桑原字宝殿	平成21.1.8
		荏沢川第3号石堰堤	桑原字宝殿	平成21.1.8
		荏沢川第7号石堰堤	桑原字宝殿	平成21.1.8
		日本聖公会中部教区稲荷山諸聖徒教会		稲荷山字伊勢宮198-2
記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財		武水別神社の頭人行事	八幡	昭和61.12.17

県指定等文化財

種 別	種 類	名 称	所在地	指定年月日
県 宝	建造物	武水別神社摂社高良社本殿	八幡字社地3012-2（武水別神社）	昭和50.7.21
	彫 刻	木造千手観音坐像	森字大峯2650-1（観龍寺）	昭和37.7.12
		木造十一面観音菩薩立像	森字大峯2650-1（観龍寺）	平成5.2.18
		木造聖観音菩薩立像	森字大峯2650-1（観龍寺）	平成5.2.18
		木造聖観音坐像	内川字内川264（長泉寺）	昭和50.7.21
		木造千手観音立像	戸倉	昭和52.3.31
	工芸品	銅製釣燈籠	八幡字社地3012-2（武水別神社）	昭和45.4.13
		大井法華堂文書	屋代260-6（長野県立歴史館）	令和6.3.28
	歴史資料	大文字の旗	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成9.8.14
		長野県行政文書	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成20.1.20
	考古資料	動物裝飾付釣手土器	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成11.3.18
		屋代遺跡群出土土簡	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成16.3.29
		下茂内遺跡出土品	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成18.4.20
		社宮司遺跡出土木造六角宝幢	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成23.3.28
		細形銅剣	羽尾247-1（さらしなの里歴史資料館）	昭和49.11.14
	古文書	清水家文書	屋代260-6（長野県立歴史館）	平成20.4.21
史 跡		村上氏城館跡	磯部字城下1734ほか	昭和49.1.17
		武水別神社松田家館跡	八幡字森下3033-1ほか	平成18.4.20
天然記念物		武水別神社社叢	八幡字社地3012-2（武水別神社）	昭和40.2.25

市指定文化財

種 別	種 類	名 称	所在地	指定年月日
有形文化財	建造物	屋代小学校旧本館	屋代字新屋2111	昭和48.3.15
		武水別神社神官 松田邸	八幡字森下3033-1 ほか	平成15.2.28
		波間科神社本殿	上山田字城山3503-イ（波間科神社）	昭和62.1.27
		智識寺仁王門	上山田字釜屋1197-2（智識寺）	昭和62.1.27
		飯盛女の献燈	戸倉字鎮守1990（水上布奈山神社）	昭和63.3.28
		宝篋印塔	若宮字村東2（佐良志奈神社）	昭和63.3.28
		力石さん	力石字西沖301（清水神社）	昭和62.1.27
		新山宿の石神様	新山字宿666-2	昭和62.1.27
	彫 刻	木造観音二十八部衆	森字大峯2650-1（観龍寺）	昭和48.3.15
		木造不動明王立像	森字大峯2650-1（観龍寺）	平成4.12.24
		木造毘沙門天立像	森字大峯2650-1（観龍寺）	平成4.12.24
		伎楽面	八幡字社地3012-2（武水別神社）	昭和53.3.24
		獅子面	八幡字社地3012-2（武水別神社）	昭和53.3.24
		木造薬師如来坐像	戸倉字矢田486（柏岩寺）	昭和63.3.28
		石造子安地藏菩薩立像	上山田字城野腰2698-1の先	昭和62.1.27
		木造地藏菩薩立像	上山田字釜屋1197（智識寺）	昭和62.1.27
		木造聖観音菩薩立像	上山田字釜屋1197（智識寺）	昭和62.1.27
		木造金剛力士立像	上山田字釜屋1197-2（智識寺）	昭和62.1.27
		木造釈迦如来坐像	上山田字釜屋1197（智識寺）	昭和62.1.27
		木造阿弥陀如来坐像	上山田1764	昭和62.1.27
		木造阿弥陀如来立像	新山	昭和62.1.27
		鉄造吉祥天立像	上山田字城野腰2443（普携寺）	昭和62.1.27
		木造虚空蔵菩薩坐像	力石字東沖707（如法寺）	昭和62.1.27
	工芸品	金銅製六角釣燈籠	八幡字社地3012-2（武水別神社）	昭和48.3.15
		千石舟模型	新山字漆原入1290-1（宇留司原神社）	昭和62.1.27
	古文書	旧上山田町所蔵古文書	桜堂268-1（歴史文化財センター）	昭和62.1.27
		旧上山田町所有古文書	桜堂268-1（歴史文化財センター）	昭和62.1.27
		庄内神社古文書	新山字寄合137-1（庄内神社）	昭和62.1.27
		市川家古文書	新山	昭和62.1.27
		宮下家古文書	新山	昭和62.1.27
		古畑家古文書	新山	昭和62.1.27
		宮本家古文書	上山田	昭和62.1.27
		滝沢家古文書	新山	昭和62.1.27

第1章 千曲市の歴史的風致形成の背景

種 別	種 類	名 称	所在地	指定年月日
有形文化財	考古資料	五輪堂遺跡第2号火葬墓出土遺物	桜堂268-1（歴史文化財センター）	昭和61.1.27
		御屋敷土器一括	桜堂268-1（歴史文化財センター）	昭和62.1.27
		屋代遺跡群水田遺構出土農耕祭祀遺物群	桜堂268-1（歴史文化財センター）	平成29.3.30
		経筒	羽尾247-1（さらしなの里歴史資料館）	昭和63.3.28
		人面付小形深鉢土器	羽尾247-1（さらしなの里歴史資料館）	平成10.3.26
		陣鐘及び湯釜	上山田	昭和62.1.27
		禾天目茶碗	上山田温泉	昭和62.1.27
		古常滑大甕	上山田3509-1（城山史跡公園）	昭和62.1.27
	歴史資料	佛光円明禅師袈裟及び念珠	森字寺前1564（禅透院）	昭和57.3.10
		佐久間象山墨跡及び書簡	桜堂268-1（歴史文化財センター）	昭和61.1.27
		佐久間象山書五反幟	桜堂268-1（歴史文化財センター）	昭和62.1.27
		「屋代家文書」ほか一括	桜堂268-1（歴史文化財センター）	平成19.3.30
		上山田温泉第1号湯標石	上山田温泉4-1-8	昭和62.1.27
無形民俗文化財		上山田太々御神楽	上山田	昭和62.1.27
		水上布奈山神社の御柱祭	戸倉	平成12.11.30
		稲荷山祇園祭	稲荷山	平成24.6.6
		大池の百八灯	八幡字大池	平成27.4.1
史 跡		屋代城跡	屋代字一重山ほか	昭和48.10.24
		小坂城跡	桑原字城ほか	平成27.4.1
		荒砥城跡群	上山田字城山3509-1 ほか	昭和62.1.27
		入山城跡	新山字姨塚1420ほか	昭和62.1.27
		塚穴古墳	稲荷山字篠山2433	昭和50.12.20
		北山古墳	生萱字北山1023	昭和50.12.20
		白塚古墳	森2152	平成14.1.25
		中山古墳	戸倉字日影平1063-15	昭和63.3.28
		金比羅山古墳	上山田字弥勒寺1875・1876	昭和62.1.27
		四ツ塚古墳群	上山田字弥勒寺1904	昭和62.1.27
		堂上古墳	上山田字弥勒寺1991-2ほか	昭和62.1.27
		観音林古墳	上山田字釜屋1353	昭和62.1.27
		釜屋1号墳	上山田字釜屋1197-13	昭和62.1.27
		石組み井戸	新山字寄合161	昭和62.1.27
		四十八曲峠古道	上山田字大窪3757-479	昭和62.1.27
名 勝		見性寺境内一円	新山字宿624ほか（見性寺）	昭和62.1.27
		山崎氏庭園	新山1132	昭和62.1.27
		曾根堂の不動滝一円	上山田字大窪	昭和62.1.27
		樽岩	上山田字大窪	昭和62.1.27
天然記念物		中原のりんご国光原木	八幡字古屋敷461-4	平成6.3.31
		姨捨長楽寺の桂ノ木	八幡字姨捨4984-1（長楽寺）	平成6.3.31
		お稲荷様のケヤキ	森字上平2042	平成6.3.31
		天皇子神社のケヤキ	寂蒔字八幡新田1062（天皇子神社）	平成24.6.6
		柏王の大カシワ	戸倉字宮坂878	平成10.3.26
		明徳寺の大スギ	羽尾字本田1309-11（明徳寺）	平成10.3.26
		天狗のマツ	戸倉字日影平1130-2	平成10.3.26
		セツブンソウ群生地	戸倉字日影平1124ほか	平成18.9.28
			倉科字杉山2039ほか	
		水上布奈山神社のクヌギ	戸倉字鎮守1990-3（水上布奈山神社）	平成23.4.7
		智識寺寺叢	上山田字釜屋1197（智識寺）	昭和62.1.27
		三本木神社の樺	上山田字三本木581-1（三本木神社）	昭和62.1.27
		清水の榎	新山字清水456-3	昭和62.1.27
		天坂の柊	新山字天坂81-1	昭和62.1.27
		漆原の柏	新山字漆原1296	昭和62.1.27
		漆原のくまの水木	新山字漆原1186	昭和62.1.27
		見性寺のタラヨウ	新山字宿625（見性寺）	昭和62.1.27
		ハコネサシショウウオ棲息地	新山	昭和62.1.27

重要無形民俗文化財

「雨宮の神事芸能」は、「雨宮の御神事」とも呼ばれる。雨宮坐日吉神社の祈年祭に行われる豊作祈願の神事芸能である。現在は3年に一度、4月29日に雨宮地区で執り行われる。沢山川に架かる斎場橋から降ろされた4頭の獅子が逆さ吊りで水面をたたく「橋懸り」は、祭りの最大の見せ場である。

史 跡

「埴科古墳群 森將軍塚古墳」は、昭和40年代に発掘調査が行われ、長大な竪穴式石室を設けた全長約100mの前方後円墳であることが明らかになった。その後埋め立て用土砂採取により崩壊の危機に瀕していたが、市民・研究者・行政が一体となった保存運動によって守られ、昭和46年(1971)、史跡に指定された。昭和56年(1981)から平成3年(1991)にかけて全面的な発掘調査が行われ、古墳築造当時の姿に復原整備された。平成19年(2007)には、有明山將軍塚古墳、倉科將軍塚古墳、土口將軍塚古墳の3基とともに「埴科古墳群」として広域指定を受けた。

名 勝

名勝「姨捨(田毎の月)」は、農耕地が国の文化財に指定された最初の事例である。姨捨の地は、平安時代から文学・絵画などの題材に採用され、文学的・歴史的な景観を形成している。姨石や松尾芭蕉の句碑などが残る長楽寺と、そこから望む四十八枚田をはじめとする棚田、約6haが指定範囲となり、保存が図られている。

重要文化的景観

棚田と更級川、水源地の大池を合わせた64.3haの範囲が平成22年(2010)、重要文化的景観「姨捨の棚田」に選定された。選定範囲の内側には名勝指定地も含まれている。長野盆地を一望する標高460～560mほどの傾斜面に面積約40ha、約1,500枚の棚田が耕作されている。

重要伝統的建造物群保存地区

稻荷山地区は江戸時代に宿場町として機能し、幕末以降は物資の集積地として発展した商家町である。江戸時代以来の地割を良く残すとともに、江戸時代末期から戦前にかけて建てられた特色ある伝統的建造物が立ち並ぶ。



重要無形民俗文化財
雨宮の神事芸能



史跡 埴科古墳群 森將軍塚古墳



名勝 姨捨(田毎の月) 長楽寺



重要文化的景観 姨捨の棚田

登録有形文化財

建造物では、「笹屋ホテル別荘」、「坂井銘醸主屋」、「龍洞院架道橋」、「荏沢川石堰堤」などがある。

「笹屋ホテル別荘」は、昭和7年(1932)、戸倉上山田温泉の旅館笹屋ホテルの敷地内に建てられた建物である。建築家遠藤新が設計した木造和風旅館建築で、現在も客室として使われている。

「坂井銘醸主屋」他7棟は、下戸倉宿(戸倉地区)にある。茅葺屋根、角屋上の屋敷、式台等に当地における江戸時代中期の名主家の権威や格式を良く残している。

「龍洞院架道橋」は、JR篠ノ井線稲荷山駅と姨捨駅間の軌道敷下に架橋された煉瓦造のアーチ橋である。曹洞宗の古刹である龍洞院の参道を、篠ノ井線が横断するため、明治33年以前に築堤下に築造したもので、現在、参道景観の一部を構成している。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

八幡・更級・五加地区では「武水別神社の頭人行事」が毎年欠かすことなく、400年間継続されている。「大頭祭」、「おねり」とも呼ばれる新嘗祭の行事である。



稲荷山伝統的建造物群保存地区



記録作成等の措置を講ずべき

無形の民俗文化財

武水別神社の頭人行事

(3) 県指定等文化財

建造物

「武水別神社摂社高良社本殿」は、武水別神社境内において最も古い建物で、室町時代末期に建てられたものである。

彫刻

観龍寺(森地区)には平安時代作の「木造千手観音坐像」、「木造十一面観音立像」、「木造聖観音菩薩立像」(平成12年(2000)盗難)である。長泉寺の「木造聖観音坐像」は、永仁6年(1298)の作で、明治時代の神仏分離により、戸隠神社奥院観音堂より外に出て、明治20年(1887)に長泉寺の所有となったものである。

考古資料

更級地区若宮の箭塚遺跡から出土したと伝わる弥生時代の「細形銅剣」がある。長野県立歴史館所蔵資料では、屋代遺跡群から出土した「屋代遺跡群出土木簡」、八幡地区の社宮司遺跡から出土した「社宮司遺跡出土木造六角宝幢」がある。千曲市外の資料としては、佐久市出土の「下茂内遺跡出土品」、富士見町弘沢遺跡出土の縄文時代の



県宝 武水別神社摂社

高良社本殿



県天然記念物 武水別神社社叢

土器「動物装飾付釣手土器」がある。

古文書・歴史資料

長野県立歴史館所蔵の千曲市外の資料に室町時代の「絹本墨書 大文字の旗」、近世の「清水家文書」、近代の行政資料である「長野県行政文書」がある。

史 跡

「村上氏城館跡」、「武水別神社神主松田家館跡」がある。「武水別神社神主松田家館跡」は神社境内に近接する。方形地割をもち、周囲に残された土塁は戦国時代の居館の姿を伝える。

天然記念物

「武水別神社社叢」がある。武水別神社社叢は、ケヤキの巨木を中心に約 25 種、400 本の木が茂り、鎮守の森としての境内空間を構成している。



県宝 木造聖観音座像

（４）市指定文化財

有形文化財

屋代地区の「屋代小学校旧本館」は、明治期の学校建築の一つである。明治 21 年(1888)の建築で、西洋人が建てた建築を参考に大工が見よう見まねで建設した「擬洋風建築」である。「屋代家文書ほか一括」は、戦国時代の在地豪族屋代氏が、武田信玄・上杉謙信・徳川家康と主君を替えて生きのびた様子を物語る古文書である。



市指定有形文化財
屋代小学校旧本館

考古資料

「屋代遺跡群水田遺構出土農耕祭祀遺物群」、「五輪堂遺跡第2号火葬墓出土遺物」(屋代地区)や、戸倉地区の経ヶ峰経塚から出土した「経筒」、上山田地区の御屋敷遺跡出土の「御屋敷土器一括」がある。

無形民俗文化財

戸倉地区の「水上布奈山神社の御柱祭」、稲荷山地区の「稲荷山祇園祭」、八幡地区の「大池の百八灯」などがある。各地区等で保存会を作り、地域の伝統行事の継承に努めている。

史 跡

屋代地区の「屋代城跡」、上山田地区の「荒砥城跡群」や新山地区の「入山城跡」は、屋代氏や山田氏が活躍した山城である。



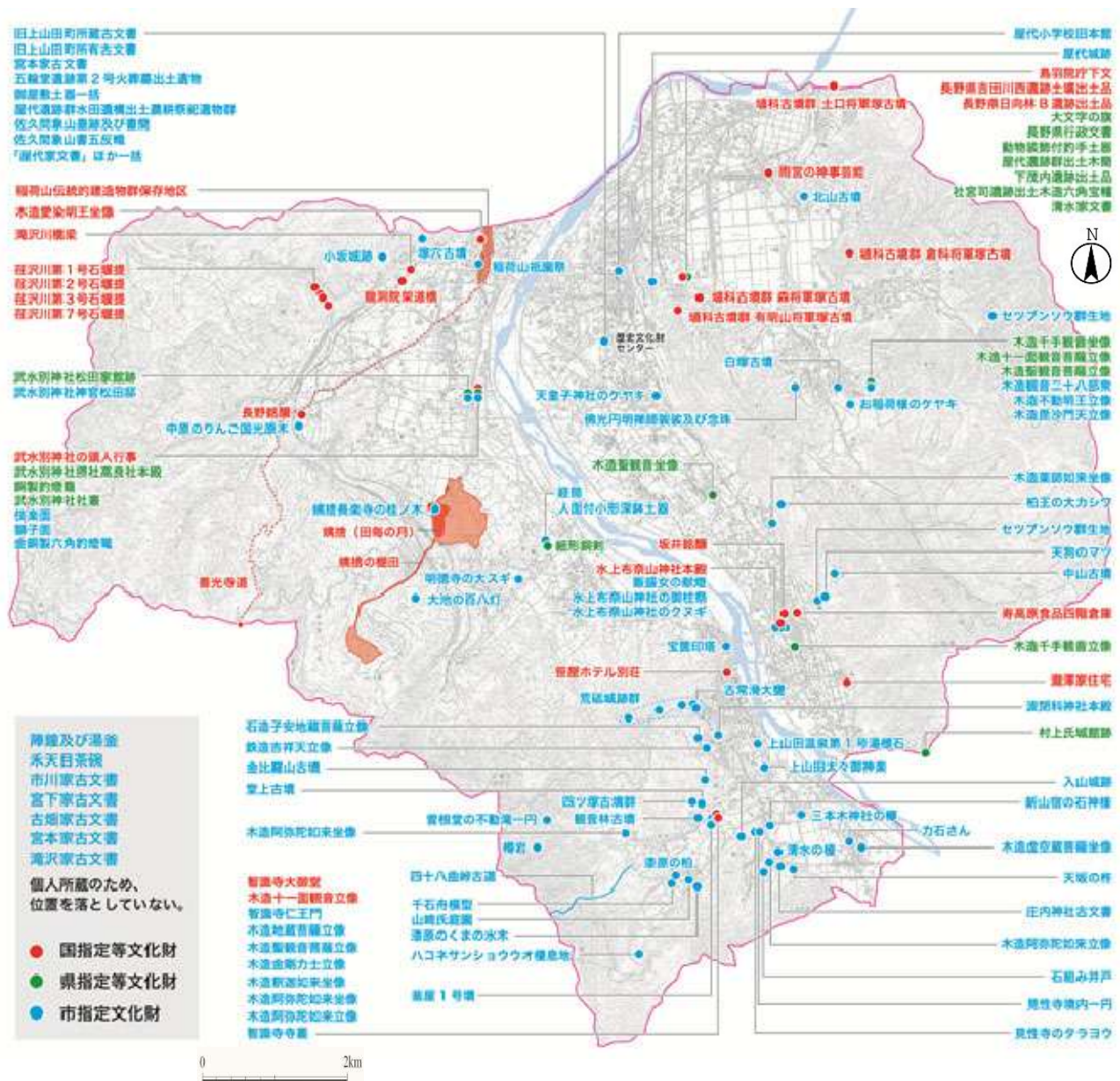
市指定有形文化財
屋代家文書ほか一括

天然記念物

市花である「セツブンソウ」は、戸倉地区と倉科地区の2か所に群生地があり、「セツブンソウ群生地」として指定している。八幡中原地区の「中原のリンゴ国光原木」は、明治初めにリンゴの苗木が輸入され、和田郡平が増殖した1本で、県下最古のリンゴの木と伝わる。



市指定天然記念物
中原のリンゴ国光原木



(5) 未指定の文化財

ア 概要

これまでの調査や文献により把握された千曲市の未指定文化財の件数は、令和7年(2025)4月現在で145,533点を数える。未指定文化財の点数は、調査によって報告された調査カード点数の合計と、自治体誌等に図面や写真等で掲載された資料を抽出した点数の合計を示すものである。

種類・分類からみた特徴としては、有形文化財が多く残り、歴史的建造物については神社仏閣、伝統的建造物群と養蚕民家等を合わせれば、546点にのぼる。古文書のうち、現段階で所在を把握しているものは、自治体誌等に掲載されているものを中心に55,625点を数える。無形民俗文化財には、神楽をはじめ地域の祭礼や郷土食などがあり、350点を数える。また、千曲川に由来する無形民俗文化財も含まれる。

記念物のうち、とくに蚕種業がさかんであった地区では関連する文化財が多く残されている。樹木については巨木や希少木がおおむね把握されており300点を数える。これらの樹木は神社仏閣に多い。このほか、地域の生業と地形、風土が組み合わされた文化的景観を構成している地域がある。

地域別にみた特徴では、八幡・桑原・稲荷山・力石の各地区に歴史的建造物が残る。いずれも市街地化が進まず、建物が除却されなかったため、古くからの街道や集落の景観が残されている地域である。市内の各地域に所在しているものとして、彫刻(石造物)や民俗文化財が挙げられる。

未指定文化財一覧

更埴地区		戸倉地区		上山田地区		総 計
有形文化財	71,399	有形文化財	54,713	有形文化財	11,006	137,118
建 造 物	387	建 造 物	95	建 造 物	64	546
絵 画	450	絵 画	20	絵 画	5	475
彫刻(石造物)	1,562	彫刻(石造物)	255	彫刻(石造物)	344	2,161
彫刻(その他)	279	彫刻(その他)	6	彫刻(その他)	7	292
工 芸	604	工 芸	2	工 芸	1	607
書跡典籍	4,586	書跡典籍	41	書跡典籍	909	5,536
古 文 書	32,803	古 文 書	15,792	古 文 書	7,030	55,625
文 書	21,560	文 書	1,843	文 書	911	24,314
考古資料	331	考古資料	156	考古資料	208	695
歴史資料	8,837	歴史資料	36,503	歴史資料	1,527	46,867
民俗文化財	7,004	民俗文化財	750	民俗文化財	285	8,039
有 形	6,804	有 形	649	有 形	236	7,689
無 形	200	無 形	101	無 形	49	350
記念物	259	記念物	63	記念物	39	361
遺 跡	17	遺 跡	21	遺 跡	7	45
名 勝 地	12	名 勝 地	3	名 勝 地	0	15
植 物	230	植 物	38	植 物	32	300
地質鉱物	0	地質鉱物	1	地質鉱物	0	1
文化的景観	3	文化的景観	3	文化的景観	3	9
伝統的建造物群	3	伝統的建造物群	2	伝統的建造物群	1	6
総点数	78,668	総点数	55,531	総点数	11,334	145,533

イ 特徴

有形文化財

八幡地区の武水別神社本殿は、嘉永3年(1850)に諏訪の大工立川和四郎富昌によって建てられた「立川流」の大規模な建物である。長楽寺観音菩薩立像をはじめ、中世に造立がさかのぼると伝わる仏像が市内寺院に複数ある。旧八幡神宮寺の仏像は、明治時代初めの神仏分離により市内の天台系寺院に移動したと伝わる。五加村文書・更級村文書は、旧五加村・更級村が作成した膨大な行政史料であり、近代の村落研究の基礎資料である。このほか、自治体誌記載の江戸時代以前の古文書が複数ある。更級地区扇平から密教法具一式が採集されているほか、山上の経塚から経筒が出土している。屋代地区一重山山麓から武蔵型板碑も出土しており、平安時代末期から中世の仏教文化をうかがい知ることができる。



武水別神社本殿・拝殿



扇平採集の密教法具

無形民俗文化財

八幡中原地区の獅子舞神楽は、その開始が宝暦年間と伝わる。市内はもとより旧更級郡、埴科郡一帯における神楽の発祥の地とされる。

記念物（遺跡）

倉科地区の鷲尾城をはじめ、良好に石積みが残る戦国時代の山城が複数あるが、縄張り範囲が未把握の城も多い。森・倉科地区、芝原地区の山中には、蚕種保管のため、自然の冷気を利用した明治時代の冷蔵施設である「風穴」が残されている。



森の風穴

記念物（植物）

八幡地区の斎ノ森神社や稲荷山地区治田神社にはケヤキの大木が所在する。

文化的景観

千曲市森・倉科地区には、茅葺民家の庭先にアズノ木が植えられており、春先にはアズノの花が咲く。景観の原形は大正時代ころに形成され、向井順吉をはじめとする農村風景絵画の対象地にもなった。

（6）特産品

ア おしぼりうどん（そば）

地大根（在来種の大根）をすりおろして搾った辛い汁に、味噌を溶かして釜揚げうどんを食べるもので、大根の採れる秋から冬のうどんの食べ方である。近年では、「おしぼりそば」も食べられるようになり、大根は冷蔵保存されて一年中食べられるようになった。



おしぼりうどん

イ おとうじ

冷や麦または素麺を茹でて、ひとかい（一掴分に丸めておく）ずつザルや半切りに並べておき、ちくわや野菜が入った醤油出汁を作っておく。茹でた麺をお湯にとうじて（湯でほぐして温める）、野菜の入った汁をかけて食べるものである。おとうじは、葬式や祭りなど、大勢の人が集まる時に振る舞われるものである。武水別神社の大頭祭では、必ずおとうじが作られ、祭り関係者だけでなく、見物人などだれにでも振る舞われる。



祭でふるまわれるおとうじ

ウ 干しあんずのしそ巻

干しあんずのしそ巻は各家庭で作られ、お茶とともに食される、あんず産地ならではの漬物の一つである。在来種のあんずは、千曲市域のどこの家でも屋敷の隅や畑の端に、1～2本植えられていた。現在は伐採されて数が少なくなったが、花の色が濃くきれいなあんずである。6月下旬から7月上旬、あんずが熟し落下したものを二つ割りにして種を取り出し、天日で良く干す。干したあんずを一つずつ、しその葉に包み、砂糖漬けにしたものである。



しそ巻きあんず

エ 川魚（ハヤのつけば）

4月下旬～6月下旬に千曲川の川原に設けた季節的な小屋（つけば）で、捕ったハヤ（アカウオ）を塩焼き・天ぷら・から揚げ等にして食べる千曲川の初夏の風物詩である。つけ場漁は、佐久市から長野市の犀川との合流点付近の間で行われ、ハヤが産卵のために小石に集まる習性を利用して漁をするもので、マヤ・割り川・上げ川の三つの漁法がある。



ハヤの塩焼き

（7）日本遺産

概要 令和2年(2020)6月19日、「月の都千曲－姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」－」が市単独の日本遺産に認定された。古くから月の名所で知られた姨捨山(冠着山)、姨捨の棚田や長楽寺、姨捨駅、麓の武水別神社や松田館など29の有形無形の文化財を3つのテーマに整理し、ストーリーにまとめたものである。

テーマ1 「古人の「遊び心」」では、月の名所としての千曲地域の成り立ち、発展の経過をたどっている。

テーマ2 「先人の「暮らしの知恵」」では、^{きろう}棄老物語や棚田の耕作などの「月の都」に暮らす、地域の人びとの営みを伝える。

テーマ3 「今に生きる「月見の地」」では、伝統的な月見の場所である長楽寺と、近現代における新たな月見の場所である、姨捨駅や姨捨サービスエリアを説明する。

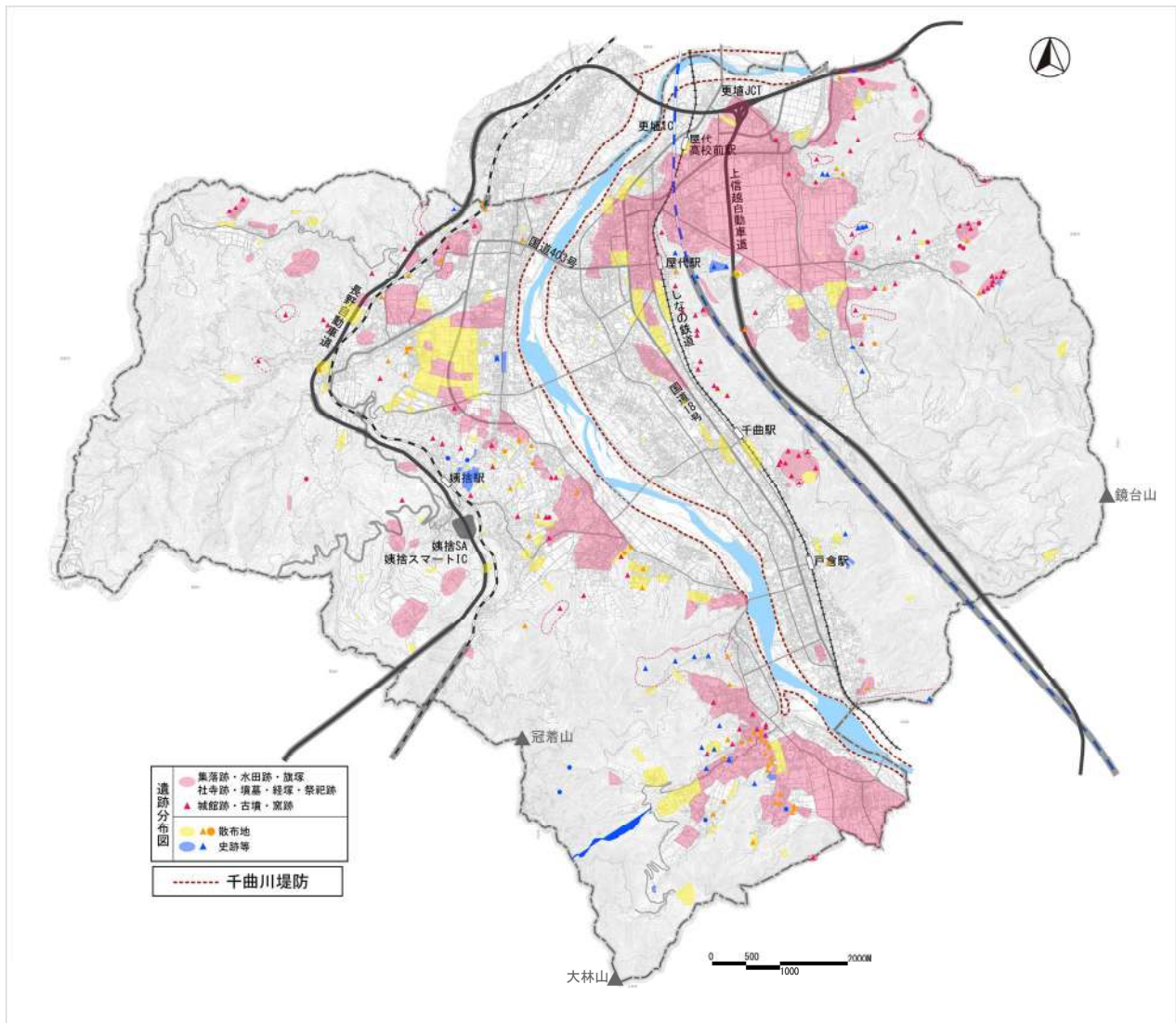


日本遺産 月の都 千曲

(8) 埋蔵文化財包蔵地

市内では、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)を 540 か所登録している。特に千曲川沖積地の自然堤防上や、後背湿地帯に集中している。自然堤防上では、弥生時代～中世の遺跡が重複しており、千曲川の洪水により埋没と復興を繰り返してきたことがわかる。屋代地区においてはほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地の範囲として周知されているといつてよい。

また、扇状地や山間部には、縄文時代から平安時代の集落跡が広がる。山裾部には、古墳時代後期の小古墳群が、尾根上には、古墳時代前期から中期の古墳や、戦国時代の山城が築かれている。



周知の埋蔵文化財包蔵地地図

第2章 千曲市の維持向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致に関する概要、分布状況

歴史的風致とは歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

本市は、市域の中央を市名の由来ともなった千曲川が北流し、千曲川の沖積地に形成された肥沃な生産力を背景に古くから発展してきた。また、北国街道と北国脇往還（善光寺街道）の結節点に位置するため、交通の要衝として人流、物流の拠点としても発展を遂げてきた。

千曲川右岸である川東地域には、長野県下最大の前方後円墳である森將軍塚古墳が山上に築造されており、そのふもとの屋代遺跡群からは国府木簡等の出土があり、初期国府が存在していた可能性が指摘されている。雨宮坐日吉神社あめのみやにいます ひよしじんじやで催行されている御神事は400年以上の歴史があるとされ、橋の上から獅子頭ししがしらを持った人を逆さに吊るし、川面で獅子頭を振る「橋懸り」が行われる。北国街道には戸倉宿、屋代宿が形成され、江戸と北陸方面を結ぶ重要な街道として発展した。また、松代藩の殖産興業策として杏の栽培が奨励され、森、倉科地区は「一目十万本」と呼ばれる杏の名所となっている。

川西地域では、姨捨山おばすてやま（冠着山かむりきやま）一帯が月の名所として著名であり、平安時代の和歌にも取り上げられている。戦国時代以降、冠着山南東斜面に大池の湧水を利用した棚田が拓かれ、「田毎の月」として和歌や俳句の聖地となっていた。善光寺街道には稲荷山宿と間の宿として桑原宿が置かれた。稲荷山宿は戦国時代に上杉景勝うえすぎかげかつが稲荷山城を築いたことが発祥とされ、善光寺街道の宿場町として発展するとともに、物資の集積地として商家町としてさかえた。戸倉上山田温泉は明治時代中期に開湯された温泉街で、「善光寺詣りの精進落としの湯」として栄えた。開湯120周年を超え、現在では昭和ロマンあふれる温泉街となっている。

このように本市には千曲川の両岸に古代から連綿と続くそれぞれ特色のある町並みが形成され、各地区における人々の営みの中に特色を持った地域固有の歴史と伝統を反映した活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物等が一体となった歴史的風致を形成している。

本市の維持向上すべき歴史的風致として7つを取り上げ、それぞれに建造物、人々の活動を主として整理する。



-
- A horizontal scale bar with a black rectangular segment from 0 to 1 km, followed by a white segment with a black border from 1 to 2 km. The labels '0', '1', and '2km' are positioned above the bar.

45

2. 歴史的風致の内容

(1) 善光寺街道沿いにみる歴史的風致

ア はじめに

善光寺街道は江戸時代に整備された街道で、「北国脇往還」^{なかせんどう}とも呼ばれている。中山道洗馬宿^{ばしゆく}で分かれて北に向かい、松本宿^{おみじゆく}・麻績宿^{さるがばん}を経て猿ヶ馬場峠^{さるがばんばとうげ}を越え、桑原・稲荷山宿^{いなはさん}を通り篠ノ井追分宿^{おいわけじゆく}で北国街道と合流する街道である。

稲荷山宿は、天正12年(1584)に上杉景勝が稲荷山城を築城した際に町なみが形成されたと伝わっている。慶長7年(1602)、中山道の伝馬制度^{でんま}が定められ、稲荷山は善光寺街道の宿場となった。この街道は、善光寺詣りの参詣路^{さんけいろう}だけでなく松本方面と善光寺方面を結ぶ物資の輸送路としての役割もあった。天保13年(1842)における稲荷山の諸商売の記録を見ると、111軒の内、太物^{ふともの}(綿花・綿織物)を扱う店が34軒、太物と他の品を扱う店が10軒、旅籠^{はたご}6軒、茶屋10軒などとなっており、太物を扱う商業地として栄えていた様子が見て取れる。

弘化4年(1847)に発生した善光寺地震により稲荷山宿は甚大な被害を受け、地震後の火災により町なみのほとんどが焼失してしまった。この地震は、善光寺の御開帳の最中に発生したものであり、住民の他、善光寺詣りの旅人が多数犠牲となった。現在の町なみは、善光寺地震からの復興を遂げたものが基礎となっており、幕末から昭和初期にかけて建築された建物が伝統的なまちなみを形成している。

明治時代になると、稲荷山は綿業に代わり繭^{まゆ}や生糸^{きいと}の取次を行う商業地として更に発展した。明治23年(1890)の長野県町村課税格付けによると、長野町、松本町に次いで三等となり主要商業地としての地位を占め、「北信の商都」と呼ばれるようになった。商業の発展に伴い、金融業も盛んとなり、明治14年(1881)には稲荷山銀行(のちに第六十三銀行、八十二銀行の前身)が創業した。明治中期以降、信越線や篠ノ井線といった鉄道が開通すると、駅のない稲荷山に代わり、屋代や篠ノ井に物資が集積するようになり、商業地としての稲荷山の地位はしだいに低下していった。

猿ヶ馬場峠の上り口に当たる桑原地区には、寛永元年(1624)に伝馬屋敷^{でんまやしき}が設置され、間の宿として桑原宿が設置された。元禄7年(1694)の記録では、桑原宿の屋敷77軒のうち、46軒が伝馬役を務めていた。松代藩では、桑原宿を他領への出入り口として重要視しており、家臣の継立^{つぎたて}が行われていた。また、幕末の元治元年(1864)には、松代藩士の佐久間象山が京都へ上る途中、桑原宿の関家に宿泊している。

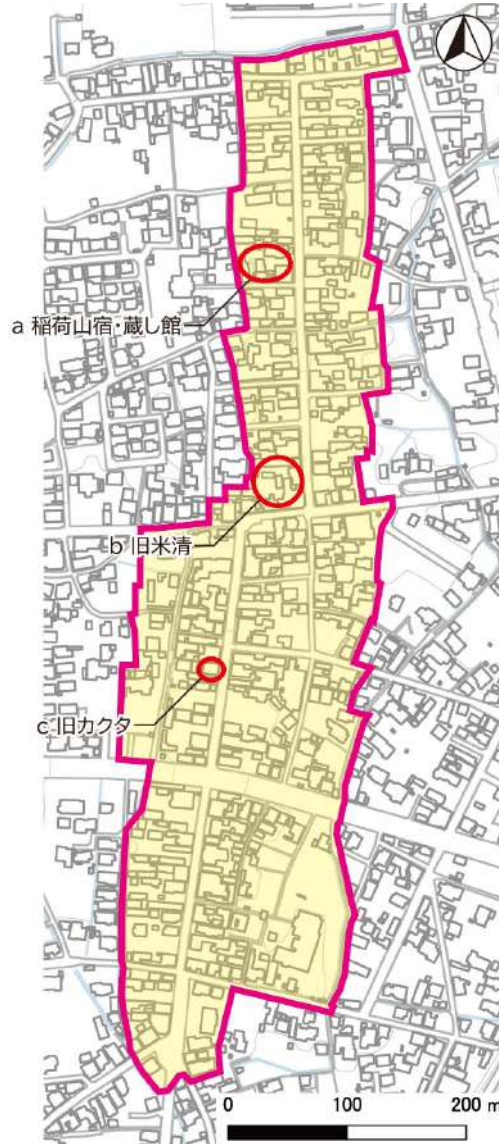
西部山地の山麓となる八幡大池から中原地区にかけては、「八幡の七清水^{ななしみず}(七頭^{ななしら})」と呼ばれる湧水群があり、豊富な湧水が湧き出している。この湧水は山麓斜面の棚田の水源となっているほか、棚田で収穫された米を利用した酒造りに利用されている。元禄2年(1689)創業の造り酒屋が現在も酒造りを行っている。

猿ヶ馬場峠付近には往時の面影を残す道筋や一里塚、茶屋跡が残されており、「歴史の道百選」に選定されている。

イ 建造物等

(ア) 稲荷山伝統的建造物群保存地区

平成 26 年(2014)12 月に重要伝統的建造物群保存地区(以下、「重伝建地区」という。)に選定されている。江戸時代には善光寺街道の宿場町として機能していたが、19 世紀初頭から商家町として繁栄してきた。弘化 4 年(1847)の善光寺地震とその後に発生した火災により町は壊滅的な打撃を受けた。現在の町並みは、この善光寺地震からの復興を遂げたものが基礎となっている。町の中央を善光寺街道が南北に貫通し、中心部に街道がクランク状に屈曲する「鍵の手」を持っている。敷地は、街道に面して短冊形に細長く区切られ、前面に主屋、背面に土蔵や附属屋が建てられている形状が基本となっている。現存する建物の多くは、柱や軒裏^{おもや}までを土壁で塗り上げた大壁造りの建物が多く、火災の教訓を踏まえた防火意識の高いものとなっている。その一方で、茅葺^{かやぶき}の建物や茅葺を意識したと思われる屋根勾配の急な瓦葺^{かわらぶき}の建物も建てられるなど、多様な形式の主屋が混在することが町並みの特徴となっている。



稲荷山伝統的建造物群保存地区範囲

a 稲荷山宿・蔵し館

重伝建地区の北部に位置している。幕末から明治にかけ、生糸輸出業や質屋業として繁栄した「カネヤマ松源製糸」の建物を整備したものである。明治初期の当主である松林源九郎は、「商売に国境なし」をモットーとして横浜に出向き、外国人を相手に生糸や蚕卵紙の輸出行い、成功を収めた。また、製糸工場の開発も進め、小規模ながらも工場設置に寄与した。

敷地は短冊形を呈しており、街道に面して主屋が建てられ、奥に蔵が立ち並ぶ町家形式となっている。かつては主屋と蔵の間に附属屋が建てられていたが、現在は取り壊されている。建築年代は善光寺地震の復興期と考えられていたが、令和6年度(2024)に実施した主屋の修理工事では和釘を使用していることが明らかとなった。このことから、主屋の建築年代は明治10年代以前に遡ることとなり、従来の建築年代の妥当性を示すものとなった。



稲荷山宿・蔵し館

b 旧米清

重伝建地区のほぼ中央、「鍵の手」にある。広い敷地をもっており、主屋と蔵が立ち並んでいる。

江戸時代の創業と伝わっており、主屋には「官許 清明丹」の看板が掛けられていて当初は薬屋を営んでいたことがわかる。明治25年(1892)の稲荷山町並図には「米屋清左衛門」の名が確認でき、白糍や味噌、書籍紙類を取り扱っていたことがわかり、明治時代前半には糍等の販売に転換していた。

敷地内には12棟の建造物等があり、登記簿等によると明治13年(1880)以前から明治25年(1892)にかけて建築されたことがわかる。



旧米清の建物群

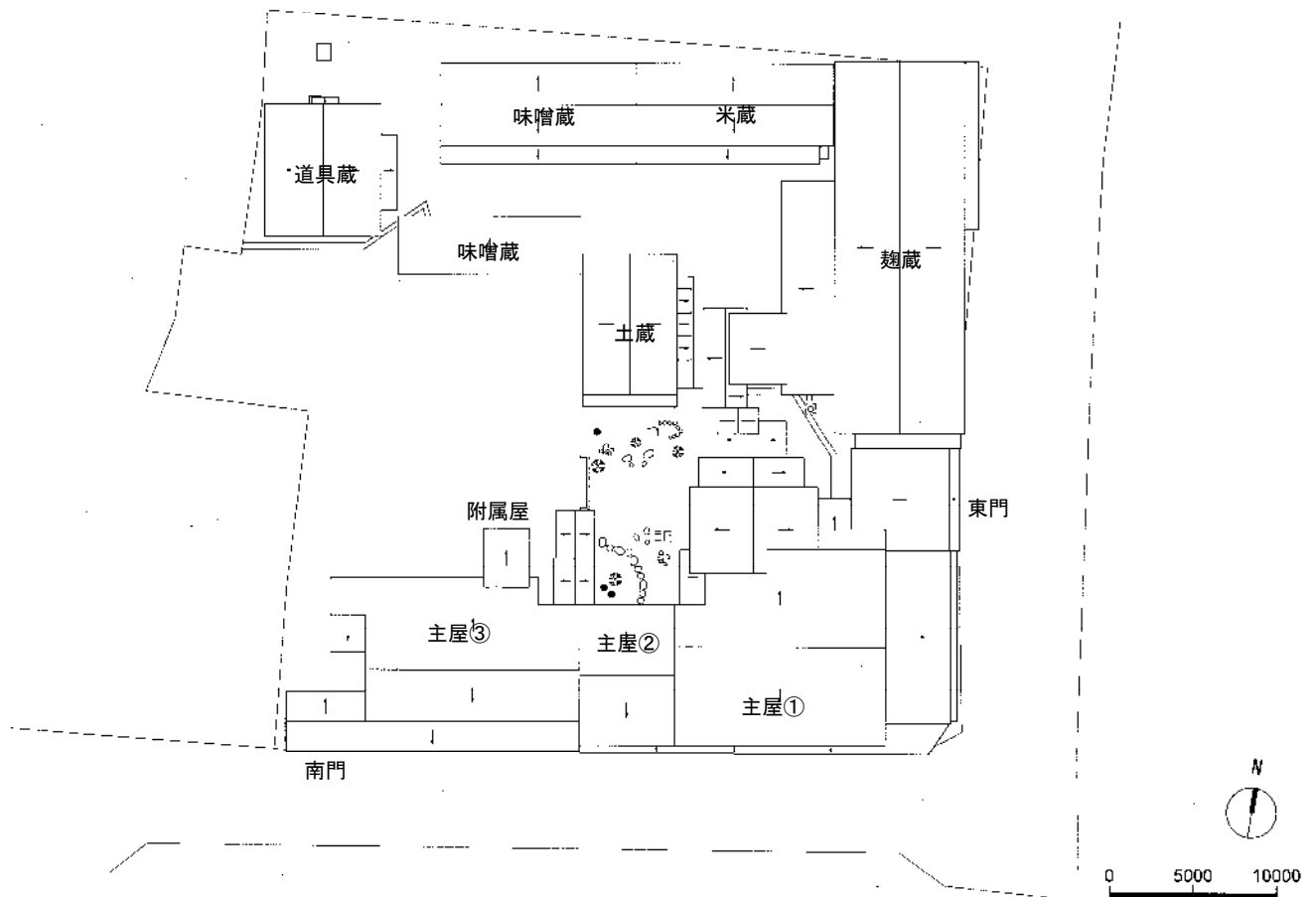
c 旧カクタ

重伝建地区の南寄りにあり、平成元年(1989)頃まで呉服屋を営んでいた。明治8年(1875)からの売上簿が残っていることから、創業は明治時代初期に遡ることは確実である。敷地は短冊形をしており奥に蔵が建っていたが、この蔵は西側に曳家されている。

主屋は間口5間半、奥行7間半の寄棟造瓦葺で、明治40年(1907)頃の建築と伝わっている。令和5年度(2023)に実施した修理工事の際、建築時の柱養生のために巻き付けられたと見られる明治36年(1903)の古新聞が発見され、建築年代の妥当性を示すものとなった。正面1階の桁はケヤキの一本物であり、経済力の高さを物語るものである。



旧カクタ



旧米清建物配置図

(イ) 日本聖公会中部教区稲荷山諸聖徒教会

(登録有形文化財)

稲荷山宿の善光寺街道沿いにある教会建築。基壇に建つ鉄筋コンクリート造切妻造りで、両側面にバットレス風の柱形を付し、外壁はモルタル仕上げとしている。単廊式で軸線上に会衆席、至聖所、聖所を並べ、地下に納骨堂を配している。

カナダ人宣教師 J・G・ウォーラーの監修により昭和 8 年 (1933) に建築された(『長野県の近代化遺産』平成 21 年 (2009) 長野県教育委員会)。鉄筋コンクリート造の教会建築としては、長野県最古級の建築となっている。



稲荷山諸聖徒教会

(ウ) 長野銘醸 (登録有形文化財)

善光寺街道の猿ヶ馬場峠への上り口にあたる、八幡中原地区にある。元禄 2 年 (1689) 創業の和田酒店を前身としている。明治初期の当主である和田郡平は、稲荷山銀行



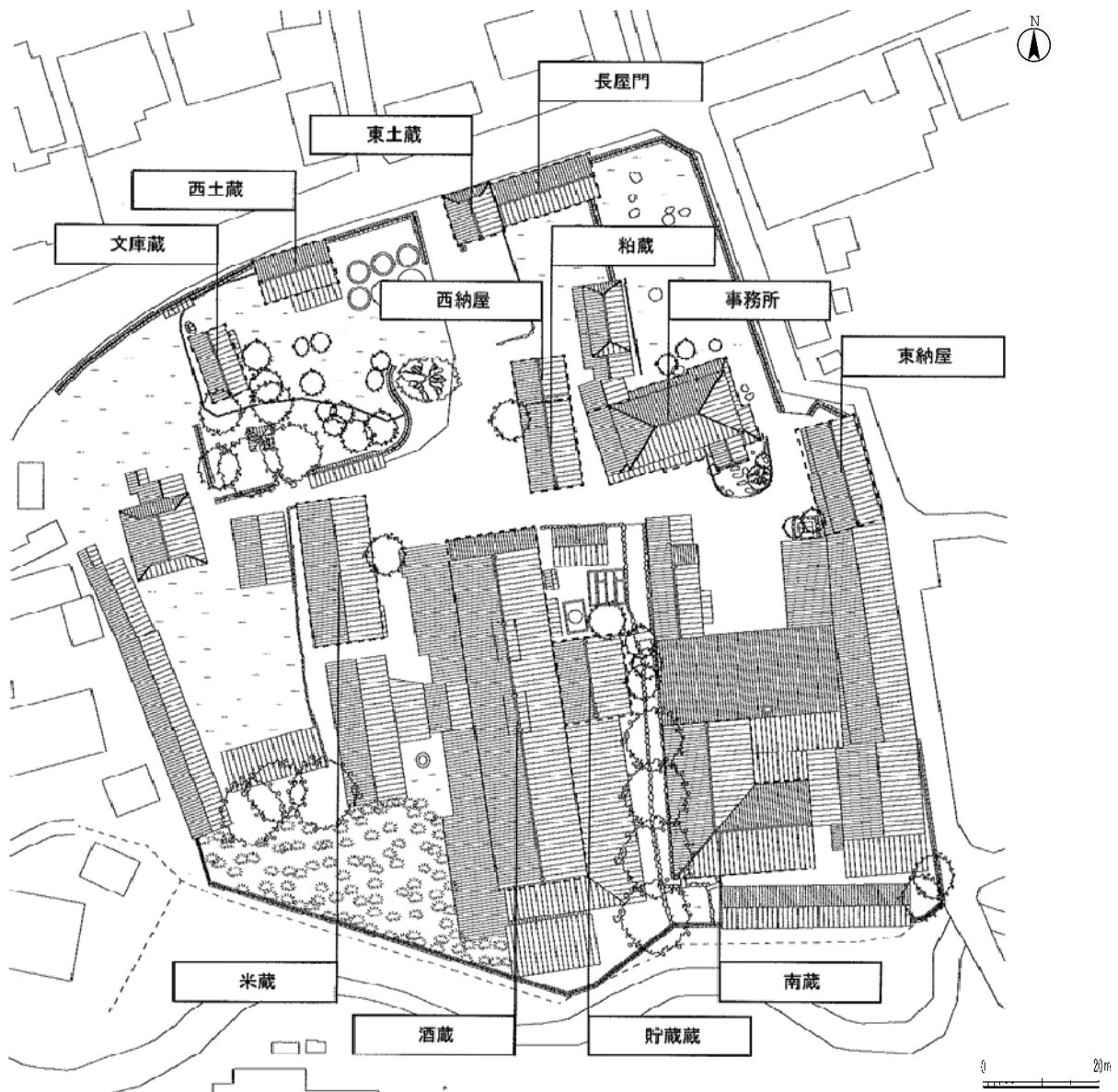
長野銘醸 酒蔵

(八十二銀行の前身の一つ)の初代頭取を務めたほか、小学校の建設に尽力するなど、当地域の近代化に大きく貢献した。また、農家の副業として、現在では長野県を代表する農産物となったリンゴの栽培を推奨し、長野県最古のリンゴ園を開いた。中原地区には現在も明治12年(1879)頃に植えられたリンゴの木が残されている。

酒蔵は間口6間、奥行き24間の2階建瓦葺の建物である。内部は南北に二つに分かれており、北側が「洗い場」、南側が「仕込蔵」と呼ばれている。明治前期に撮影された古写真に酒蔵が写っていることから、幕末から明治初期に建築されたものと考えられる。敷地内には、幕末から大正10年(1921)にかけて建てられた建築物等が残されており、この建物を利用して「オバステ正宗」の銘柄で現在も酒造りが行われている。



街道に面して建つ長屋門



長野銘醸建物配置

(エ) 善光寺街道

市域における善光寺街道は、麻績村境の猿ヶ馬場峠から長野市境となる稲荷山まで約 8kmの区間となる。猿ヶ馬場峠付近には未舗装の街道敷が残っており、茶屋の跡や石造物、一里塚が残されている。令和元年(2019)、歴史の道百選に選定された。

「火打石の茶屋」、「松崎の茶屋」は八幡中原地区の宮下家と松崎家が江戸時代から大正時代まで営んでいたと伝わっている。令和6年度(2024)に実施した松崎の茶屋跡の確認調査では、2棟の建物の礎石が見つかり、嘉永2年(1849)に描かれた善光寺街道名所図会のとおり、茶屋が存在していたことが裏付けられた。石造物には、「念仏石」や「くつ打ち場」、「日本廻国供養塔」などがあり、街道を行きかう人びとの安全を祈願したものと考えられ、現在でも供物が供えられている。



未舗装の街道敷



松崎の茶屋 建物礎石



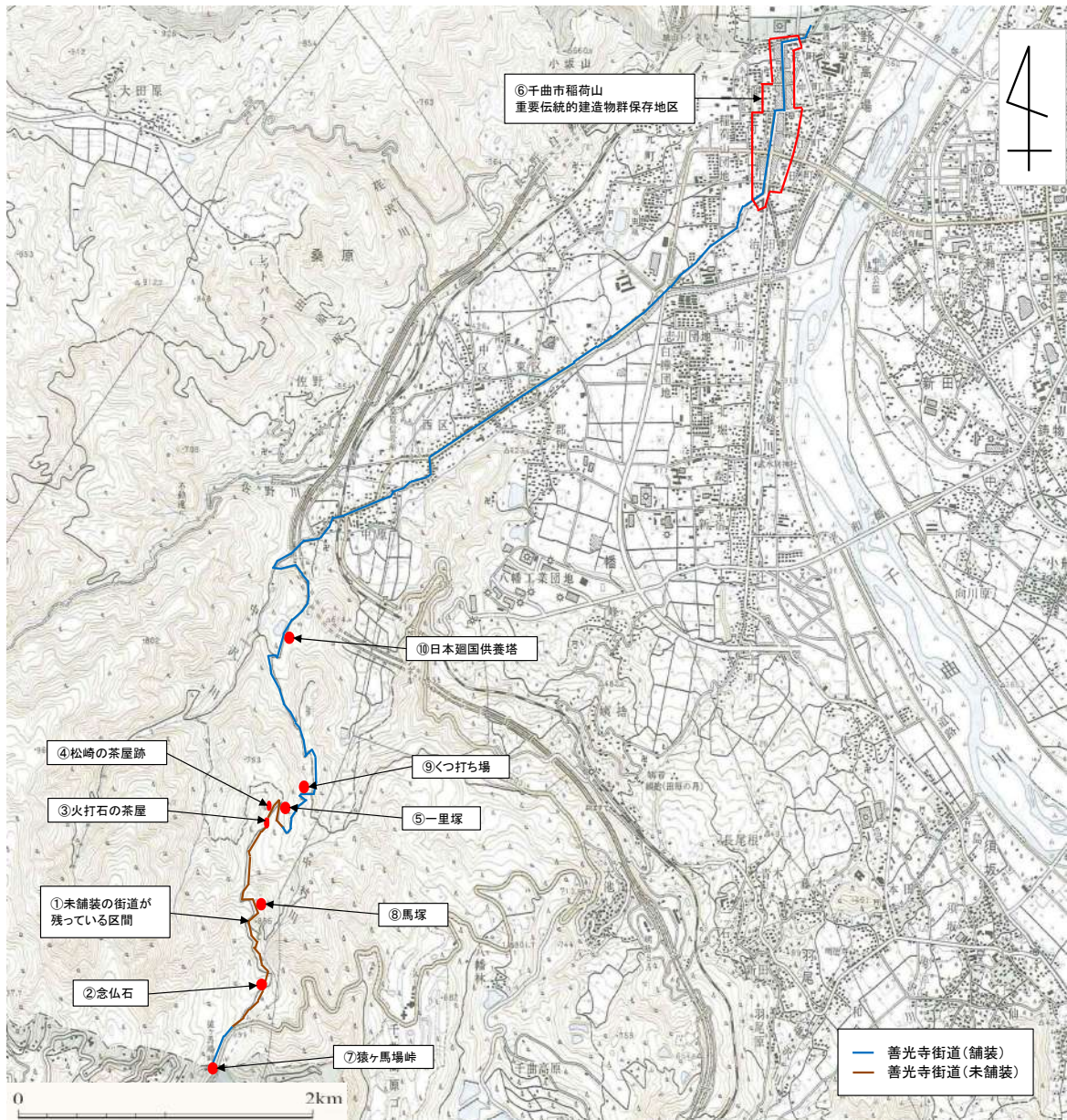
善光寺街道名所図会



念仏石



一里塚



善光寺街道

ウ 活動

(ア) 稲荷山祇園祭 (市指定無形民俗文化財)

享保 18 年(1733)に京都の八坂神社から牛頭天王^{ごずてんのう}を勧請^{かんじょう}して始まったと伝えられている。稲荷山が商業の街として発展すると、牛頭天王は「商売の神」として崇敬を集めるようになり、天明 5 年(1785)に祇園神輿を建造して祇園祭が盛大に開催されるようになった。しかし、弘化 4 年(1847)の善光寺地震と火災により街は壊滅的な被害を受け、神輿も焼失してしまった。地震の被害からの復興が進むにつれ祇園祭の再開が願われるようになり、慶応元年(1865)に神輿や四神像、剣龍像が新調された。この神輿



稲荷山祇園祭
神輿の巡行

は令和 4 年(2022)まで使用され新しい神輿に代わったが、現在も保存されている。

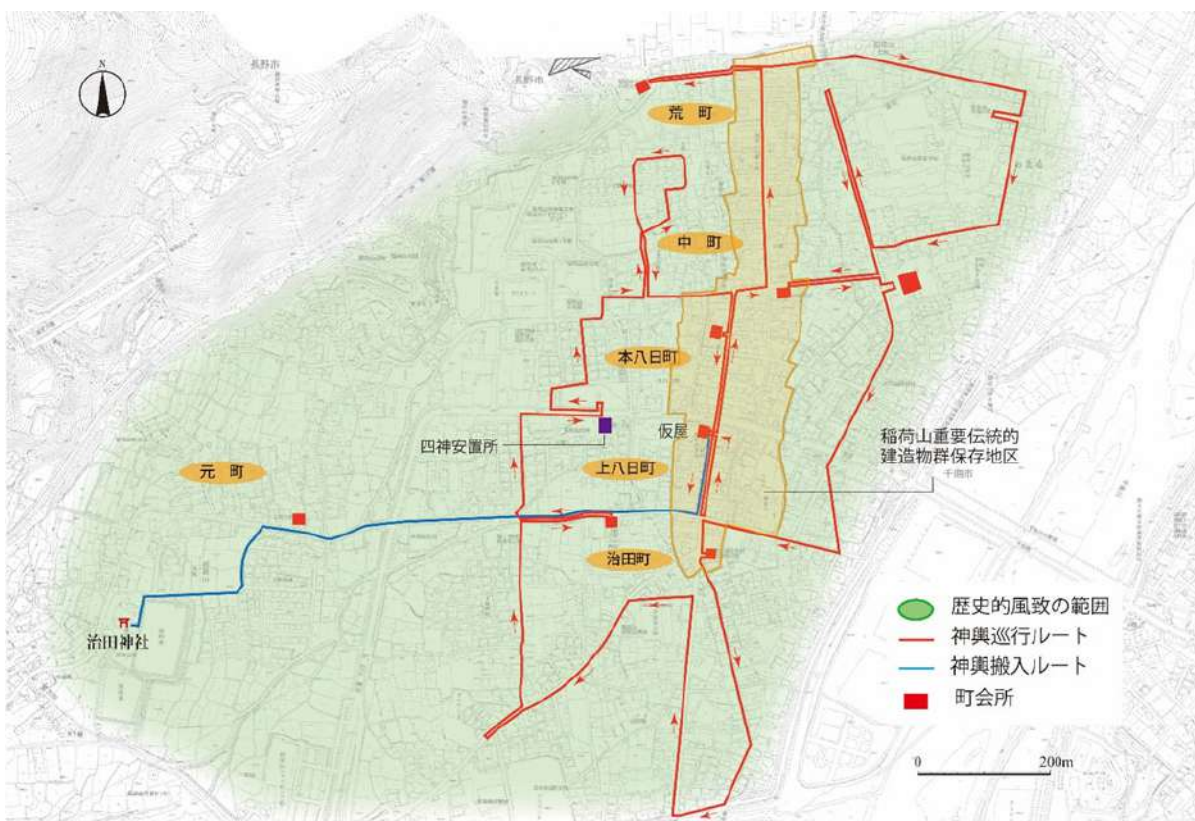
祭は 7 月中旬の 3 日間行われ、稲荷山地区の治田町・上八日町・本八日町・中町・荒町の順に 5 年に 1 回当番町を担当し、「天王下ろし」から「天王上げ」までの神事を取り仕切っている。第 1 日目は早朝から神輿巡行の道筋を清掃し、「天王下ろし」の神事が行われ、当番町に設けた御飯屋に神輿を遷座する。夕刻には「お魂入れ」の神事が行われる。第 2 日目は「宵祭り」で、夕刻から神輿の町内巡行、勇獅子の演舞が行われる。第 3 日目は「本祭り」となり、午前中の神輿渡御、勇獅子演舞に続き、山車や稚児行列の練りこみがみられる。正午から全町内を練り歩く神輿巡行となり、当番町の御飯屋に練りこんで「天王上げ」となる。元町の道祖神前で「お魂抜き」が行われ、治田神社の神楽庫に神輿が納められて、祭は終了となる。



勇獅子の演舞

稲荷山祇園祭は、善光寺街道の宿場であった稲荷山地区一帯で行われており、神輿と勇獅子の勇壮な渡御と演舞、山車と稚児行列のにぎやかな巡行が見られる、歴史と伝統を反映した人びとの活動が継承されている。

勇獅子は大正 5 年(1916)の治田神社拝殿新築の際に初めて奉納されたものであり、稲荷山勇獅子保存会により継承されている。勇獅子に曳かれる山車では、太鼓・笛・鉦・三味線に合わせ舞を披露し、祇園祭に華を添えている。また、少子高齢化による人口減少により神輿の担ぎ手が不足する中、平成 16 年(2004)には稲荷山神輿会が結成され、伝統の神輿巡行を支えている。



神輿巡行経路(上八日町区)

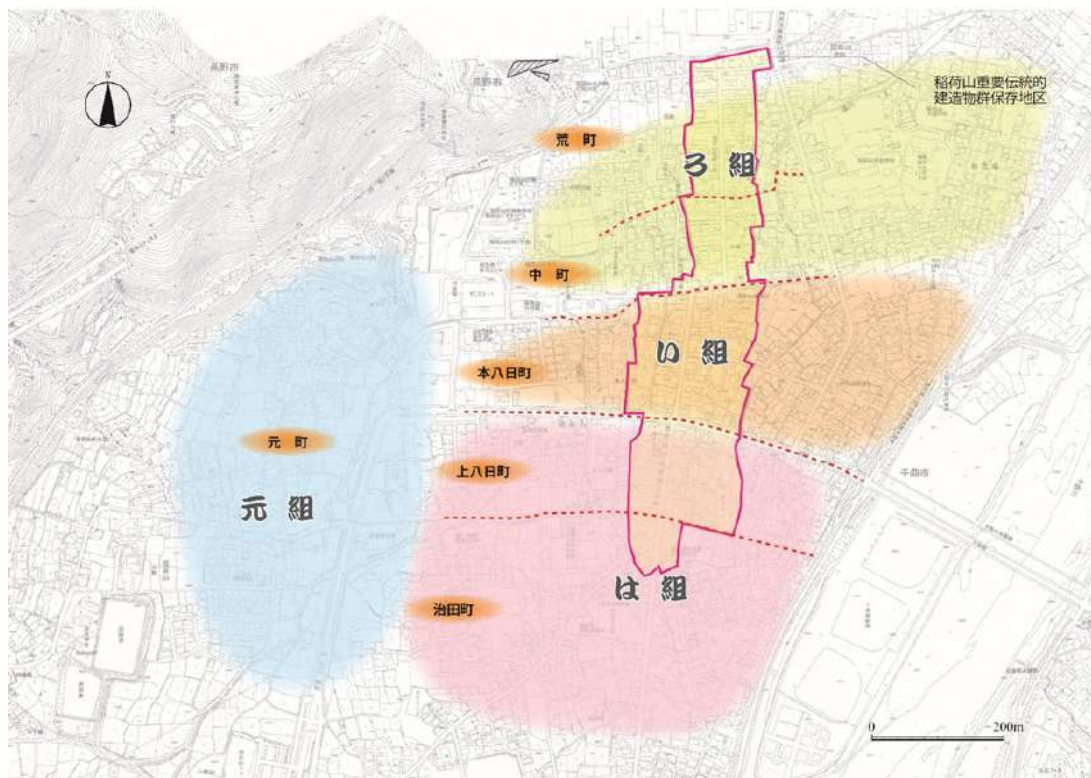
（イ）稲荷山自衛団

稲荷山地区には消防団とは別に、市内では唯一、各区長（自治会長）傘下の「稲荷山自衛団」が組織されている。稲荷山自衛団は、商業が盛んとなり、大小の町屋が密集して立ち並び、その防火対策が懸念されたことから、明治16年（1883）に自衛消防組織である「い組」消防組が結成されたことが端緒となっており、「稲荷山消防組」と銘の入った1908年製の手押し消防ポンプが残されている。現在は、い組のほか、ろ組、は組、元組が組織され、担当区域で消防器具の点検や防火パトロール、初期消火活動を担っている。



稲荷山消防組腕用ポンプ
(1908年製)

防火パトロールの夜回りでは、「火の用心」の掛け声とともに拍子木の音が地区内に響き渡る。



稲荷山自衛団活動範囲

（ウ）中原の獅子舞神楽

八幡中原地区に伝わる伊勢太々神楽系^{いせ だいだい かぐら}の獅子舞で、中原区神楽保存会によって継承されている。発祥は江戸時代中期と言われており、『武水別神社御頭帳』^{たけみずわけじんじや おとうちよう}によると、安永8年(1779)に武水別神社の大頭祭にあたって「中原組太神楽」^{だいたい}が奉納された記録が残っている。善光寺平一帯の獅子舞神楽には、「中原神楽から学んだ」とする獅子舞が多く、旧更級郡、埴科郡における獅子舞の指標的役割を果たしてきたものと推測されている。



中原の獅子舞神楽

中原の獅子舞神楽は「太々神楽」と呼ばれる二人一組で演じる雌獅子舞^{めししまい}で、一人が獅子頭^{ししがしら}を操り、一人が獅子頭の後ろについて布さばきを補い、太鼓・笛・鉦の音に合わせて獅子舞が演じられるものである。獅子頭の持ち運びにはリヤカーに小型の神殿造りの神輿の下に獅子頭を納める長持ちを設けた神楽屋台を載せ、地区ごとの紋や模様のついた幕を張ったものが使われている。神輿の屋根には御幣を付けた角灯籠を付けている。神輿の正面には「五穀豊穡」、「天下泰平」などと書かれた角灯籠や太鼓が取り付けられ、演奏に用いられている。優美な鉦、横笛の音色に合わせて舞う獅子舞神楽は、地区の秋祭りや、武水別神社の仲秋祭、大頭祭で演じられる。

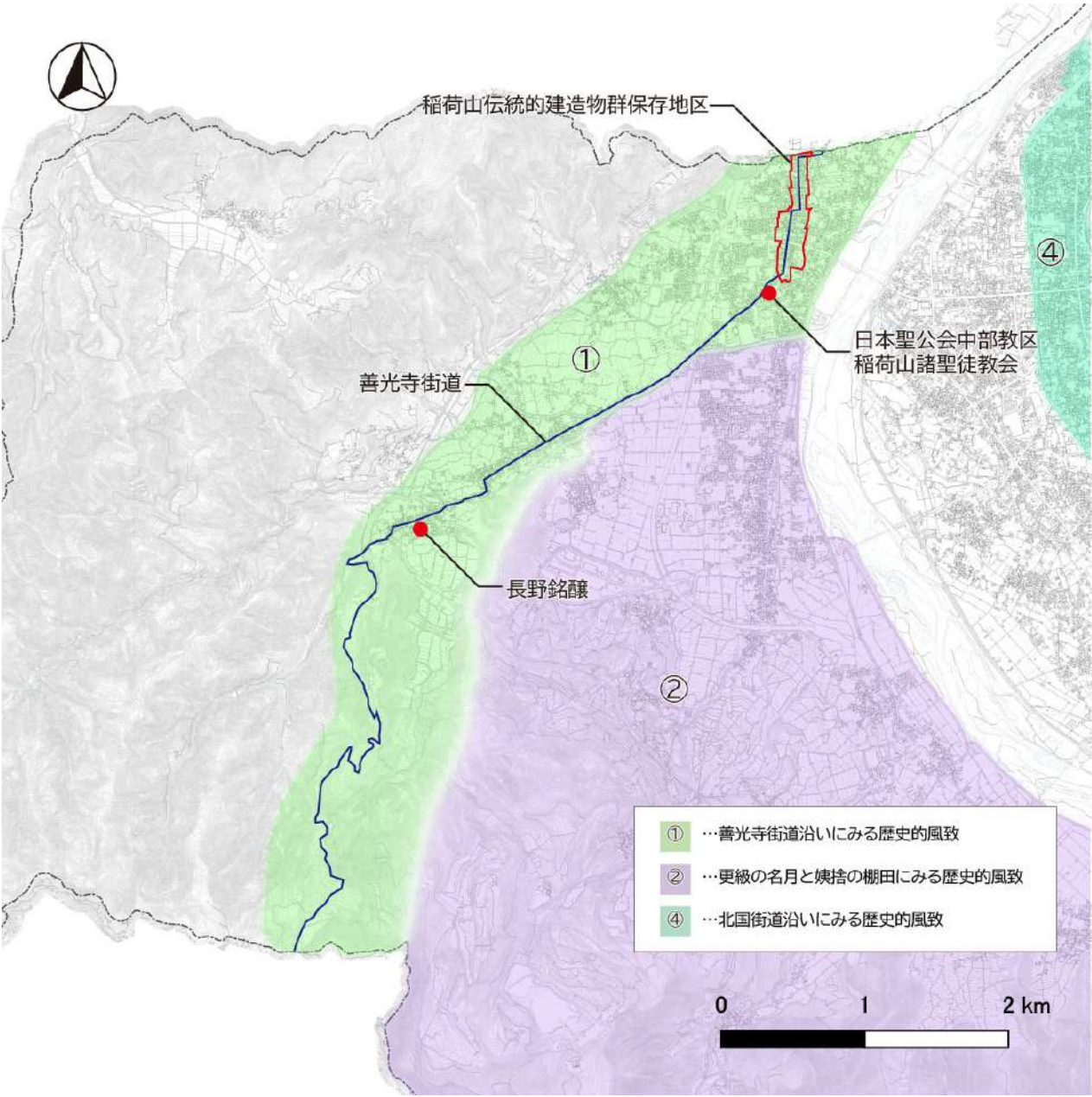
（エ）善光寺街道の保全活動

猿ヶ馬場峠を下った街道に沿った林道は、昭和28年(1953)に整備が進められたものである(『番場線林道関係綴』旧八幡村文書 昭和28年(1953))。街道筋に残されていた一里塚や石造物は、林道整備で保存が行われ、往時の面影を残している。現在は、千曲市川西地区振興連絡協議会が中心となり、街道や一里塚の草刈りや説明版の設置を続けている。

エ まとめ

善光寺街道は古くから交通の要衝として物流・人流の拠点として栄えていた。経済活動の発展に伴い、稲荷山祇園祭や中原の獅子舞神楽を始めとした民俗文化財が生み出され、現在に継承されている。また、災害の教訓を基とした防火意識の強い伝統的建造物群が形成され、この町並みを自ら守るため、自衛団が防災活動を行っている。

街道に沿って残されている歴史的な建造物と、そこで繰り広げられる民俗芸能の音楽や祭の掛け声は、本市の歴史的風致を特徴付けるものとなっている。



善光寺街道沿いにみる歴史的風致範囲

（2）更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致

ア はじめに

冠着山（標高 1,252m）山麓の更級地区は、平安時代から『古今和歌集』や『万葉集』に多数の和歌が詠まれ、「更級」は月の名所として広く知られてきた。高くそびえる冠着山は古くは、「姨捨山」と呼ばれていたが、中世以降、特に近代においては、より身近に行くことができる長楽寺周辺が「姨捨山」と呼ばれるようになった。松尾芭蕉をはじめとした文人墨客が訪れ、現在に至っても名月とともに「田毎の月」と称された棚田同様、俳諧や絵画、文学作品の題材とされている。

三峰山山麓斜面に広がる棚田は、平成 11 年(1999)5月に名勝「姨捨(田毎の月)」として、農耕地の水田では我が国で初めて文化財指定を受けた。さらに、平成 22 年(2010)2月には名勝指定地を含めた棚田地域、水源池・更級川など 64.3ha が重要文化的景観「姨捨の棚田」に選定されている。

また、武水別神社は八幡地区の中央にあり、「八幡宮」、「お八幡さん」の名で親しまれている神社である。八幡地区は奈良時代に「東山道」の支道が通り、平安時代の『和名類聚抄』に記載される信濃国十郡のうち「更級郡小谷郷」に比定される。地区には、「郡」と呼ばれる集落があり、更級郡衙の存在が推定されている奈良時代から続いた更級郡の中心的地域である。平安時代後期以降は、石清水八幡宮(京都府)の荘園となり、その鎮守として八幡宮が勧請されたと推察される。

武水別神社への交通路は、松本方面へ通じる一本松峠を越える街道(通称一本松街道)が武水別神社を通り、稲荷山宿で善光寺街道に合流していた。武水別神社を中心に参拝客のための旅館・料理屋・飲食店などの町屋が軒を並べた門前町として形成された町並みである。

イ 建造物

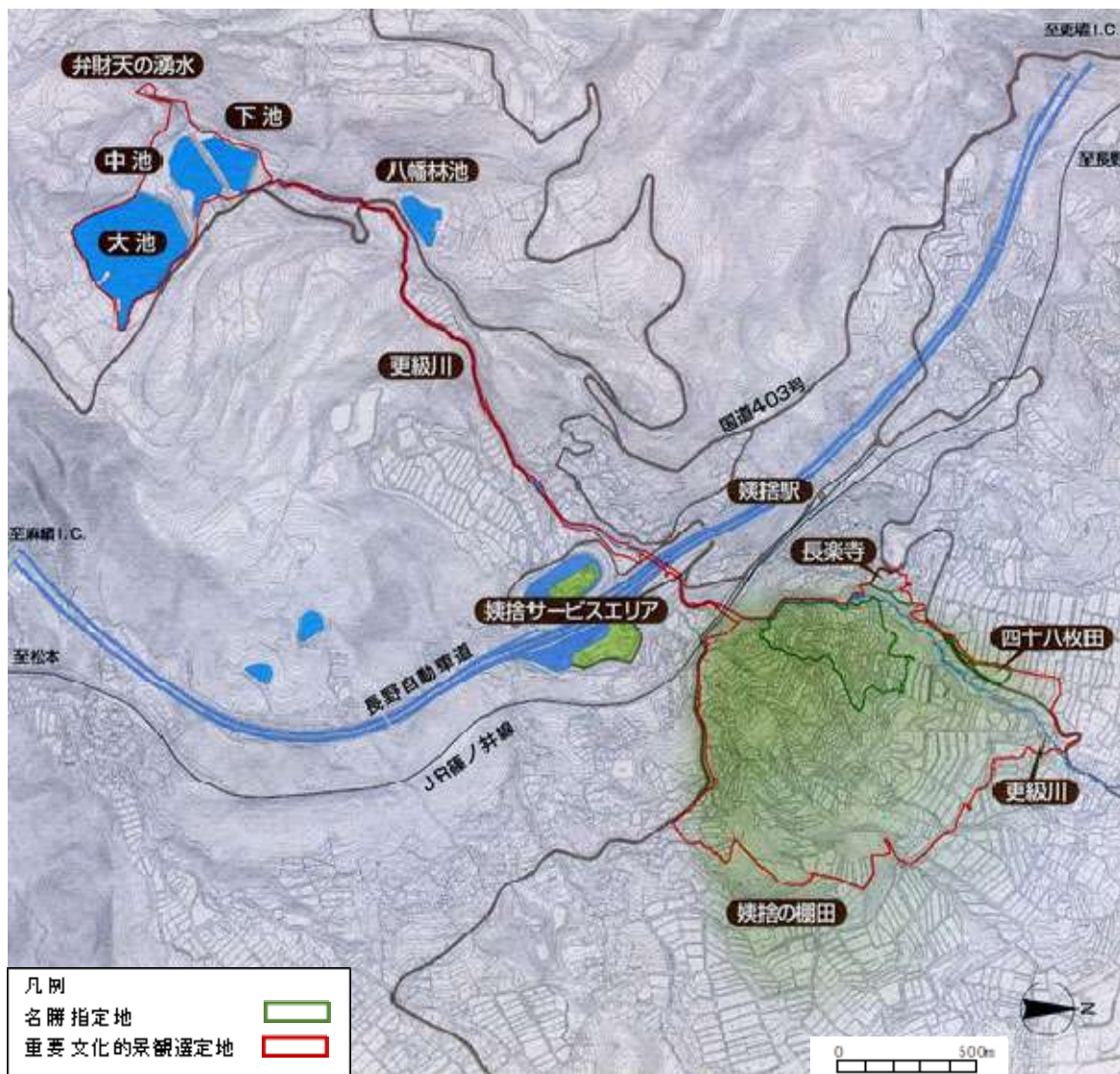
（ア）姨捨（田毎の月）（名勝）、姨捨の棚田（重要文化的景観）

名称「姨捨(田毎の月)」は、聖山高原を背に善光寺平を一望する標高 460mから 560mまでに至る面積約 25ha の景勝地の中にある棚田である。16 世紀頃から形成されていた棚田は、江戸時代から文学・絵画の題材に取り上げられるなど、風致景観の優秀な記念物である。江戸時代後半期に、和歌・俳諧・絵画等を通じて月見の名所として広く知られた千枚田とその展望地点である長楽寺の境内から構成している。

重要文化的景観「姨捨の棚田」は、水源となる大池から更級川へと繋がる水系を軸として、用水や田越の給水方法、「ガニセ」と呼ぶ暗渠による排水方法が網の目のように張り巡らされ、中世末期から近現代に至るまで継続的に営まれてきた農業の土地利用の在り方を示す独特の文化的景観となっている。

（イ）長楽寺（名勝「姨捨（田毎の月）」構成文化財）

名勝「姨捨(田毎の月)」長楽寺地区にある長楽寺の創建については不明であるが、信濃三十三番観音霊場第 14 番札所に数えられ、札所の成立が寛文6年(1666)以前とされることから、長楽寺の建物はそれ以前には整っていたとみられる。現存する建物の建築年代から、松尾芭蕉が訪れた元禄元年(1688)頃の建物はなく、加舎白雄らが明和6年(1769)の刻銘のある「芭蕉翁面影塚」を建てた頃には、現在の観音堂が建っていたとみられる。



名勝「姨捨(田毎の月)」指定地及び重要文化的景観「姨捨の棚田」選定地

a 本堂、庫裡

間口4間半、奥行4間の切妻造柿葺の建物であり、月見殿と接続している。明治31年(1898)の長楽寺所有物明細帳によると、「庫裡 元文以後再建年月不詳」と記されており、当初は庫裡であったことがわかる。寺伝によると、長楽寺の中興は文化11年(1814)とされている。本堂の特徴である低い根太天井を張って中二階を設ける建物の形式や向拝の虹梁の形式から、文化文政期(1804～1829)の建物と推定される(『名勝「姨捨(田毎の月)」記念物保存修理事業－長楽寺本堂・月見殿修理工事報告書－』平成21年(2009))。



長楽寺本堂、月見殿

b 月見殿

本堂、庫裏と1間の通り畳廊下を隔てて接続し、間口2間、奥行6間の入母屋造、茅葺の建物

である。内部は、8畳間3室に襖で仕切られている。建築年代は、虹梁の絵様に幕末の特徴があり、嘉永2年(1849)より少し前と推定されている(『名勝「姨捨(田毎の月)」記念物保存修理事業－長楽寺本堂・月見殿修理工事報告書－』平成21年(2009))。

c 観音堂

間口2間、奥行2間の宝形造茅葺の建物で、本尊聖観世音菩薩像を安置している。虹梁の絵様、肘木の形式から宝暦、明和期(1751～1771)の建築と推定され、虹梁に「文化十二乙亥」の落書きがあり、文化12年(1815)以前の建物であることがわかる(『名勝「姨捨(田毎の月)」記念物保存修理事業－長楽寺月見堂・観音堂修理工事報告書－』平成18年(2006))。



長楽寺観音堂

d 月見堂

間口2間、奥行2間の宝形造茅葺の建物で、月見のできる東・南側を雨戸と障子とし、西側に床の間を設けている。建築年代は、天保期(1830～1842)と推察される(『名勝「姨捨(田毎の月)」記念物保存修理事業－長楽寺月見堂・観音堂修理工事報告書－』平成18年(2006))。



長楽寺月見堂



名勝「姨捨(田毎の月)」長楽寺地区と長楽寺建物配置図(赤線は名勝指定範囲)

(ウ) 武水別神社

武水別神社は、『延喜式神名帳』(延長5年(927))に「武水別神社」と記載されているが、当初から現在地に鎮座していたかは不明である。境内に在る最古の建造物が摂社高良社本殿(16世紀前期)であることから、室町時代後期には現在地に祀られていたことがわかる。社伝によると、安和年間(968~970)に、石清水八幡宮(京都府)から八幡三神を勧請し、中世以降「八幡宮」と呼び、宝暦7年(1757)に社号を「武水別神社」と改めたという。

a 本殿

本殿は、天保13年(1842)の火災で焼失後、嘉永3年(1850)に信州諏訪の立川流宮大工立川和四郎富昌によって建てられた間口5間、奥行6間半の大規模なものである(『信州八幡宮御頭帳』松田宮司家蔵 天保13年(1842)~嘉永3年(1850))。部材や壁面に多数の彫刻が施されていることが特徴である。正面臺段には犬親子・猪、両側面中備には亀に乗る仙人(盧哈仙人)・鶴に乗る仙人(費長房仙人)、妻の虹梁を支える力士、脇障子の桐・鳳凰・雲・麒麟、臺段の牡丹・翡翠・雀・鶉など動植物の彫刻で飾られている。また、境内の社叢は県天然記念物に指定されている。

b 武水別神社摂社高良社本殿(県宝)

境内参道左側に、参道に正面を向けて建っている小建築。建築様式から、室町時代後期、16世紀前期に建てられたと推定されている。

建築の形式は一間社流造の系統であるが、普通の流造にみられる周囲の廻縁や正面の階段は省略され、正面に小さな縁を設けるのみで、いわゆる「見世棚造」に類似した形式となっている。また部分的な構造も省略した形式であり、同時代の本県の神社建築の中で特色ある存在である。

(エ) 武水別神社神官松田邸(市指定有形文化財)

武水別神社の神主は、代々松田家が努めてきた。天正10年(1582)織田信長の死後、上杉景勝は善光寺平を統治し、天正12年(1584)稲荷山城の築城に際し、八幡神領の管理を松田織部祐に命じた。以後、松田氏が代々武



武水別神社境内図



武水別神社本殿、拝殿



覆屋に入っている摂社高良社本殿

水別神社の神主職を継承してきた。松田氏の居館が、武水別神社に隣接する「松田家館跡」で、屋敷地約2,000坪の周囲を堀と土塁で囲んでいる。松田家では、四百数十年にわたり居館を神主屋敷としてきた。現在、堀の一部は道路敷や宅地として埋め立てられ、また土塁の一部は削平されてはいるが、ほぼ戦国時代の面影を残している。保存状態が良く、他に例をみない神主屋敷であることから、県史跡に指定されている。

『日本博覧図第貳拾編』(明治30年(1897))には、「長野縣更級郡八幡村松田穂並邸宅」という銅版画が所載されている。現在残されている建物群は、この銅版画の建物群と一致するため、明治中期以前に建築された建物群であるといえる。これらの建物群を市指定有形文化財に指定している(『更埴市歴史的建造物建築史史料調査報告書(武水別神社神官松田家住宅)』平成9年(1997))。

平成29年(2017)9月に発生した火災により、主屋、料理の間、新座敷が焼失し、斎館、味噌蔵が大きな被害を受けた。市では、焼失した主屋、料理の間の再建を行い、令和5年(2023)3月、古文書を専門に取り扱う博物館施設「武水別神社神官松田邸」(以下、「松田邸」という。)として開館した。



長野縣更級郡八幡村松田穂並邸宅 『日本博覧図第貳拾編』(明治30年(1897))



武水別神社神官松田邸建物配置

a 斎館

文久元年(1861)に再建された間口7間、奥行3間半の寄棟造瓦葺の建物で、^{よせむねづくり}神殿が設けられた儀礼用の建物であり、^{ちゅうしゅうさい}仲秋祭や^{だいどうさい}大頭祭の出達儀式の場として使われていた。^{しゅつたつ}正面に式台玄関を突き出し、^{きしき}周囲に下屋を設けている。本来は主屋に接続しており、神官職が行う宗教儀礼と密接に関わっていた建物である。

平成29年(2017)の火災により大きな被害を受けたが、令和元年(2019)に修理・再建が行われた。



松田邸斎館

b 長屋門

間口10間、奥行2間の切妻造、瓦葺の建物であり、低い2階を持つ。表側は大壁に塗り込めていて、格子戸や与力窓を設け、城門のような構えとなっている。平成26年度(2014)に修理を行うとともに、受付、トイレ機能を持たせた整備を行った。部材の形状から幕末頃の建築と考えられる。



松田邸長屋門

c 隠居屋

敷地の東北隅に建てられている。間口、奥行とも4間半の茅葺の曲屋で、周囲に下屋が増築されている。建築様式から江戸時代後期の建築と考えられる。



松田邸隠居屋

d 北の土蔵

間口3間、奥行2間の2階建瓦葺の蔵である。棟札が残っており、明治24年(1891)に味噌蔵として建てられたことがわかる。

e おたや

間口4間、奥行2間の2階建瓦葺の建物である。女性が出産の際に籠った建物であると伝わっている。建築様式から、明治初期の建築と考えられる。



松田邸おたや

f 味噌蔵

間口2間半、奥行2間の2階建瓦葺の蔵であり、1階は内部が2部屋に仕切られている。建築様式から、幕末～明治初期の建築と考えられる。

g 西の土蔵

間口4間、奥行2間の平屋建瓦葺の蔵である。寛政3年(1791)の古図(八幡地区の清水家所蔵)と規模が一致するため、江戸時代後期の建築と考えられる。



御頭帳

h 裏長屋門

間口5間半、奥行1間半の平屋建瓦葺の門であるが、埋められた堀の上に建てられている。平成24年度(2012)に実施した修理工事の際、洋釘を使用して建築されていることが確認されたため、明治時代前期の建築であると考えられる。

(オ) 佐良志奈神社

佐良志奈神社の社号は『延喜式神名帳』に記載が確認できるが、現在地に鎮座していたかは不明である。武水別神社と関係の深い神社であり、宝暦年間(1751～1764)以前は「更級若宮八幡宮」と称しており、以後、佐良志奈神社と社号を改めたという(『武水別神社大頭祭民俗文化財調査報告書』平成22年(2010))。

本殿は三間社流造で、間口3間、奥行2間の建物である。建築時期は嘉永6年(1853)に神社を修復した記録(『佐良志奈神社御修復日記』明治7年(1874)若宮区の豊



佐良志奈神社

城家文書)が残ることから、この頃の建築と考えられる。

ウ 活動

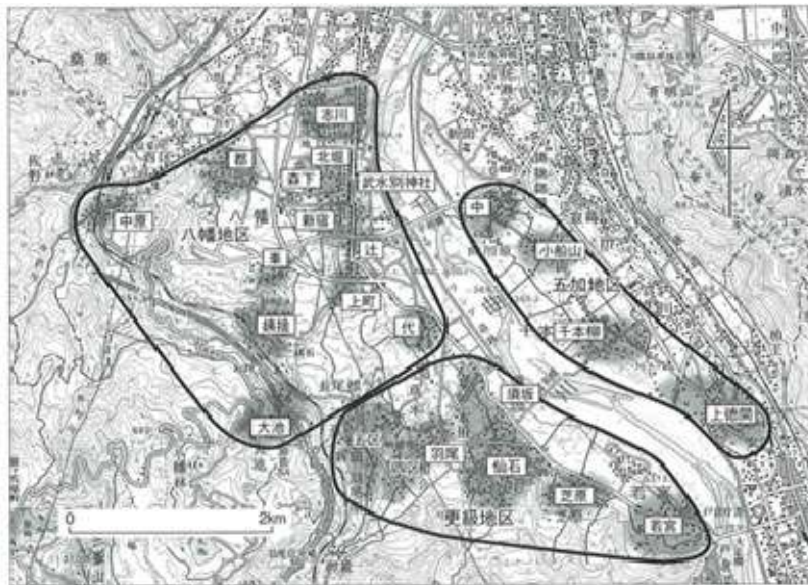
(ア) 武水別神社頭人行事（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）

毎年12月10日～15日にかけて行われる武水別神社の「大頭祭」は、「お練り」とも呼ばれる新嘗祭の行事で、市内外から来るたくさん^{おおいけ}の見物人で賑わっている。その起源は明らかではないが、松田宮司家に伝わる『御頭帳』には、文禄2年(1593)から現在までの頭人の名前が記されているので、四百数十年にわたり引き継がれ行われていることがわかる。

大頭祭を支える武水別神社の氏子は、7郷の3か村 21集落(旧八幡村大池・姨捨・峯・上町・辻・新宿・森下・志川・郡・中原・代、旧更級村若宮・芝原・仙石・羽尾・須坂・三島、旧五加村上徳間・千本柳・小船山・中)の人びとによって構成されている。



大門行列



武水別神社の氏子圏

大頭祭に奉仕する人のことを「頭人」^{とうにん}、「頭殿」^{とうどの}と呼び、頭人は7郷の氏子の中から5人選ばれ、5番頭・4番頭・2番頭・1番頭と順次勤めたうえで、3番頭を勤めることとされていた。最高位である3番頭の頭人を「大頭」と呼ぶことから「大頭祭」と呼ばれる。頭人はそれぞれの集落から行列を作り、松田家斎館まで来て、「出達」の儀式の後、裏道を通り斎森神社^{さいのもり}で練り行列の隊列を整える。祭は、1番頭から順に5番頭までの頭人が、毎日一人ずつ、斎森神社から武水別神社本殿まで練り歩く「大門行列」により神饌を神社に運び、翌晩に神前に供える「御供積み」の行事がみら



御供撒き

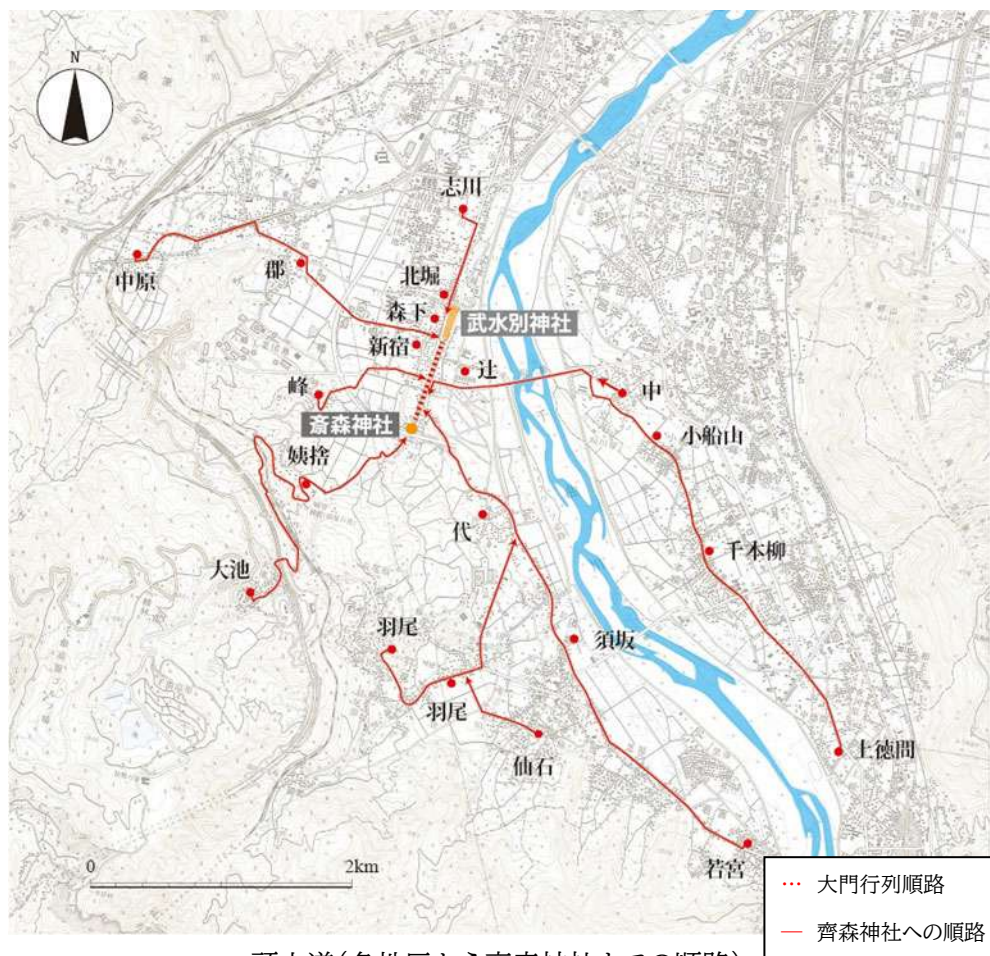
れる。

大門行列を「お練り」と呼び、参道の見物人にみかんや日用品(駄菓子・軍手・ティッシュペーパーなどの撒下品)が「御供」として行列の宝船から撒かれ、それを拾う人びとで大変な賑わいとなる。行列には神楽や小学生の鼓笛隊、ソーラン踊りといった出し物がつき、斎森神社や武水別神社境内でにぎやかに踊りを披露している。また、境内には露天商が軒を並べ、賑わっている。

宝船は頭人を務める地区の人々によって作られるものであり、その材料となる材木や杉葉は西部山地に一帯に広がる入会地から調達される。



御供積み



頭人道(各地区から齊森神社までの順路)

(イ) 大池の百八灯 (市指定無形民俗文化財)

大池集落は姨捨の棚田上部にあり、江戸時代には「大池新田村」と呼ばれていた。この大池集落では、「大池の百八灯」と呼ばれる民俗行事が行われている。

徳川家康の養女である小松姫が、天正14年(1586)に上田城主真田昌幸の嫡男である信之のもとに嫁ぐ際に化粧料として大池新田村が与えられたと伝わる。元和6年



街道に並べられた藁束

(1620)に小松姫が逝去し、元和8年(1622)に松代に移封された信之によって小松姫供養のために大英寺が建立され、大池新田村は大英寺領となった。元和9年(1623)頃から大池新田村では「大皓庵」と呼ぶお堂を建てるとともに、8月16日の夕方、送り火を焚いて小松姫を供養するようになったものが大池の百八灯の起源と伝わり、明治初期には現在のような形式となった(『更級埴科地方誌第三卷近世編下』(昭和56年(1981)「更級埴科地方誌刊行会」)。



百八灯

百八灯は、更級川をはさんだ大池集落の対岸の「大道」と呼ぶ一本松峠に通じる街道沿いに、2mほどの間隔にわら束を108個並べ、夕方、上手から火をつけ、送り火とするものである。点火は地区の子どもたちが中心となり、大きな声を響かせながら、わら束に火をつけている様子がみられる。

大皓庵は昭和29年(1954)に取り壊され、地区の公民館に建替えられたが、館内に小松姫を祀る仏壇が設けられている。

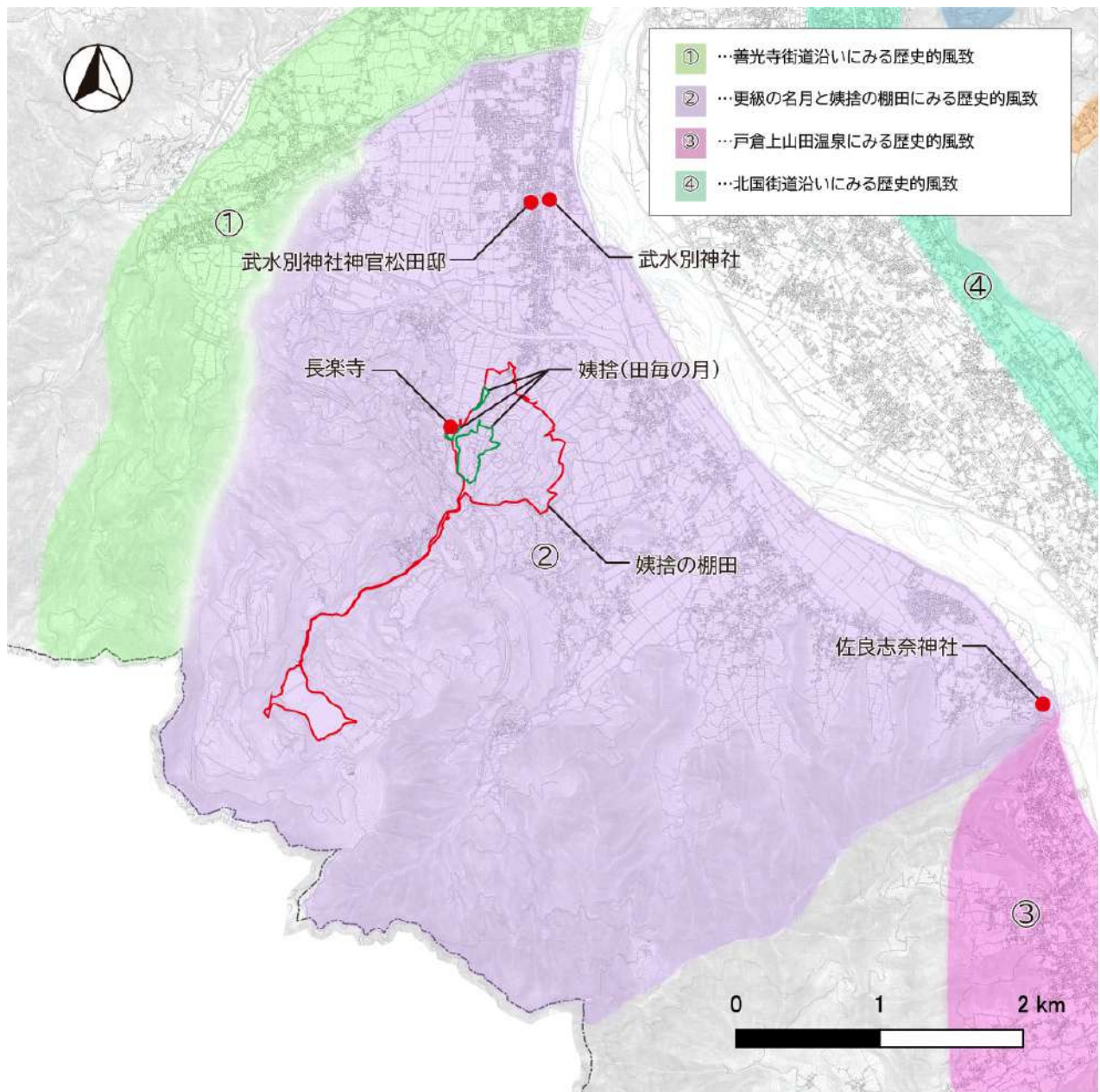
エ まとめ

更級地区や八幡地区は、古く平安時代から京の都でも知られた月の名所であった。中世以降に耕作が始まったとみられる姨捨の棚田は、江戸時代にさらに棚田が拡大するとともに、長楽寺や棚田が観月の名所となり、多くの文学作品や絵画が創作された。

更級の名月や姨捨の棚田一帯は、古くから観月の地とされ現在に引き継がれている。月や棚田をとおして歴史的風致が形成された棚田景観は、日本遺産の主要な構成文化財でもあり、先人の遺徳を現在に伝える地域となっている。また長楽寺周辺では仲秋の名月の頃、「信州さらしな・おばすて観月祭」が開催されており、令和7年(2025)は42回目を数える。観月祭では、俳句大会や満月ライブ、棚田ウォーク、長楽寺のライトアップなど、多彩なイベントが行われ、初秋の風物詩となっている。

武水別神社の大頭祭は、『御頭帳』で明らかなように文禄2年(1593)から現在まで、一度も中断することなく四百数十年も引き継がれてきた伝統行事である。また、この行事には、八幡・更級・五加地区の人びとが関わる、秋の収穫が終わり厳しい冬の訪れを告げる風物詩となっている。

棚田を背景とした人々の活動とその周辺に残されている歴史的建造物を中心に催行される伝統行事は、地域の人々の生活に深く根差した特徴を備える歴史的風致となっている。



更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致範囲

(3) 戸倉上山田温泉にみる歴史的風致

ア はじめに

戸倉上山田温泉は、明治元年(1868)に千曲川左岸の河原に温泉が発見され、明治 26 年(1893)に戸倉温泉、明治 36 年(1903)に上山田温泉が開湯された。その後、千曲川右岸に新戸倉温泉が開湯された。これらの温泉を総称して「戸倉上山田温泉」と呼んでいる。

戸倉上山田温泉の最盛期は昭和 48 年(1973)頃で、宿泊者数が年間 100 万人ほどあり、長野県内では、上諏訪温泉(諏訪市)や浅間温泉(松本市)、湯田中温泉(山ノ内町)などとともに団体旅行で賑わいをみせていた。旅館やホテルの多くは、その頃に建替えられた建物が多く、昭和のイメージが残る温泉街となっている。

イ 建造物

(ア) 智識寺大御堂(重要文化財)

温泉街から徒歩 20 分ほどのところにある智識寺は、真言宗の寺院で、地元や周辺地域の人びとが参拝に訪れる。この本堂は重要文化財に指定され、「大御堂」と呼ばれている。間口3間、奥行4間の寄棟造、妻入の茅葺のお堂である。屋根は正面に化粧垂木を配置しているが、側面及び背面は力垂木のみとなっている。正面1間を吹き放ち、後ろの方3間を内陣とし、周囲に切目縁を廻し、擬宝珠高欄を付けている。建築年代は、室町時代末と考えられている。寺伝では、天文 10 年(1541)の再建という。当初は冠着山の麓、曾根堂にあり、天文年間(1532-1554)に現在地に移築されたというが、慶長 14 年(1609)に現在地に移ったともいう。慶長 14 年(1609)の棟札が、昭和 28 年(1953)の修理の際に見つかっている。



智識寺大御堂

大御堂には、像高3mもの木造十一面観音立像が安置されている。頭部・体軀とも、一木造で、わずかに両手肘外側に薄く矧木し、また両手首を矧付けているのみである。頂上仏・化仏も頭部の共木から彫り出した完全な一木造りで、平安時代後期の作と考えられ、重要文化財に指定されている。

また智識寺境内周辺は、「智識の杜公園」として整備され、あじさい寺として、あじさいの花のシーズンには参拝者が多い。

(イ) 笹屋ホテル別荘(登録有形文化財)

昭和7年(1932)に建てられた建物で、帝国ホテル設計者のフランク・ロイド・ライトの弟子である建築家遠藤新の設計による木造和風旅館建築である。畳敷きの座敷と一段下がった椅子置き、の縁から庭に至る客室構成は、後の旅館建築に大きな影響を与えた。作家の志賀直哉が逗留し小説「豊年虫」を執筆した部屋は「豊年虫」と名付けられ、現在も客室として使用されている。



笹屋ホテル別荘 客室

ウ 活動

(ア) 戸倉上山田温泉夏祭り

戸倉上山田温泉夏祭りは、毎年7月中旬の2日間開催される水天宮^{すいてんぐう}の祭である。明治36年(1903)に開湯され発展した上山田温泉は、千曲川の氾濫により幾たびもの水害に見舞われた。温泉街の人びとは、水神の怒りを鎮める祭として大正13年(1924)に、水天宮を千曲川の堤防上から温泉街の中心に分祀し、水天宮祭を行ったことが戸倉上山田温泉夏祭りの由来であり、昭和11年(1936)に撮影された写真が残っている。

昭和3年(1928)、昭和天皇御即位を祝して勇獅子^{いさみじし}が温泉街を練り歩き、昭和49年(1974)には御神体神輿^{ごしんたい}が制作され、勇獅子とともに温泉街を練り歩くようになった。

その後、彦神輿^{ひこ}と姫神輿^{ひめ}、さらに女性が担ぐ芸妓連神輿^{げいぎれん}と華神輿^{はな}(雅・葵)^{みやび あおい}2基が加わり、現在5基の神輿と勇獅子が練り歩く祭となっている。祭は、住民有志が中心となり、信州千曲観光局・旅館組合・上山田地区の力石・三本木・新山・八坂・温泉中央自治会などで構成する実行委員会により行われている。

祭1日目は水天宮での神事から始まり、子ども神輿や上山田地区の各自治会による手作りの山車十数基ほどが温泉街を練り歩く様子がみられる。夕刻、厳かな雰囲気の中、松明行列を先頭に御神体神輿が続き、水天宮前で練り込みを行った後、安置所へ神輿を安置して第1日目の祭が終了する。

第2日目は本練りとなり、勇獅子はお囃子^{はやし}さんと芸妓^{げい}さんを乗せた山車を引き、掛け声とともに温泉街を練り歩く。巡行路の各所に設けられた神酒所^{かみしよ}や旅館の前で立ち止まり、山車の芸妓さんが手踊りを披露する。神輿は、男性が担ぐ彦神輿と姫神輿、女性が担ぐ華神輿の計4基が勇獅子の後に続き、終番では彦神輿と姫神輿の双方に女性が4名ずつ乗った神輿の巡行で最高潮となり、神輿が会所に練り込んだところで祭が終わる。

(イ) 千曲川納涼煙火大会

令和7年度(2025)の開催で94回を重ねる納涼煙火大会が、毎年8月7日に開催されている。昭和47年(1972)の旧上山田町広報誌に納涼煙火大会の記事を確認することができる。戸倉上



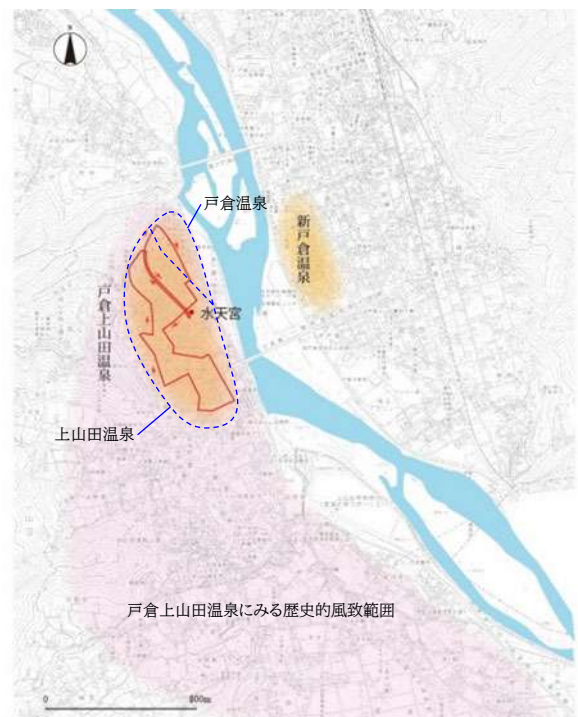
夏祭りの様子(昭和11年(1936))



勇獅子



華神輿



戸倉上山田温泉夏祭り範囲

山田温泉街を正面とするように、温泉街前の千曲川河原で行われ、市内外からの大勢の見物客は堤防上や河川敷から花火を見る。この辺りは、千曲川を挟み兩岸に山が迫っているので、打ち上げの音が山々にこだまし、ひととき大きく響き迫力のある花火である。



千曲川納涼煙火大会

(ウ) 上山田太々神楽（市指定無形文化財）

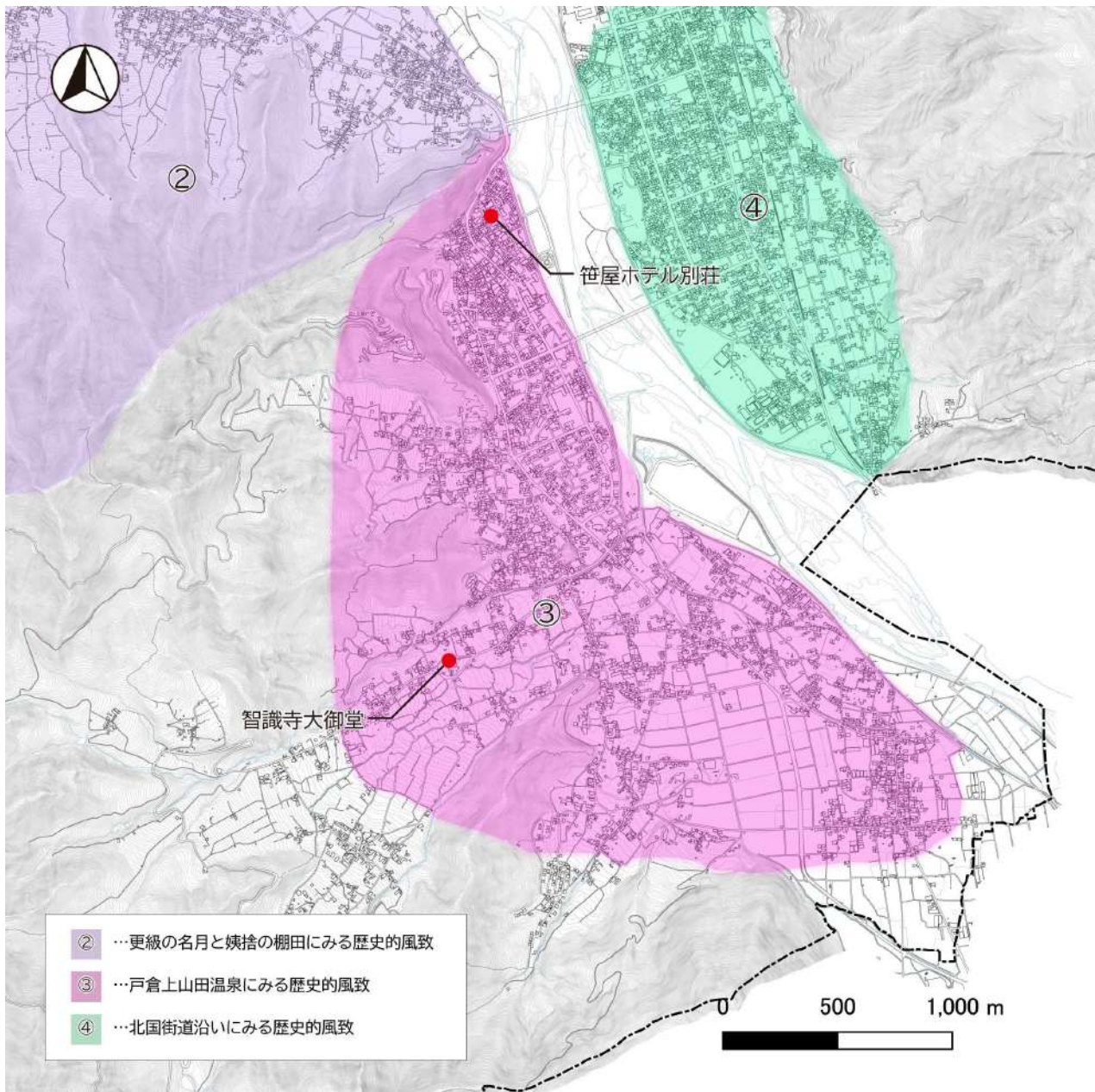
温泉夏祭りや4月の智識寺十一面観音の春祭り、9月に行われる波間科神社での秋祭り、新築の家やお祝い事などといった上山田地区の行事では、上山田太々神楽が披露されている。この神楽も伊勢太々神楽系の獅子舞であり、中原の獅子舞神楽が上山田地区（力石・八坂・新山・城腰集落）に伝承され、地区内で広く演じられてきたものである。神楽は二人一組で演じられる雌獅子舞であり、太鼓・笛・鉦の音に合わせて演じられる。一時衰退していたが、昭和46年(1971)に上山田神楽保存会が結成され、農村における民俗芸能を現在に継承している。



上山田太々神楽

エ まとめ

戸倉上山田温泉は、開湯 120 年を超える歴史を有する長野県屈指の規模を誇る温泉街である。千曲川の河原に開湯された温泉旅館を中心に温泉街が展開し、中には後の旅館建築に大きな影響を与えた和風旅館建築もある。また、たび重なる千曲川の水害から温泉街を守るために祀った水天宮の祭りとして始まった水天宮祭は発展し、戸倉上山田温泉夏祭りとして賑わい、河川敷での納涼煙火大会とともに、夏の風物詩となっている。さらに、重要文化財の智識寺大御堂や十一面観音立像と、地域に伝承される太々御神楽は、地域の人びとによって守り伝えられてきた歴史的風致を形成している。



戸倉上山田温泉にみる歴史的風致範囲

(4) 北国街道沿いにみる歴史的風致

ア はじめに

北国街道は、五街道の一つである中山道^{なかせんどう}と北陸道^{しなの おいわけしゆく}を結ぶ街道で、信濃追分宿(軽井沢町)で中山道と分かれ、越後国出雲崎宿^{いずも ぎきしゆく}(新潟県出雲崎町)までの街道である。佐渡の金銀が江戸に運ばれたほか、加賀前田藩をはじめとする北陸方面の諸大名の参勤交代、関東、信越の人びとの物資の流通路などとして使われ、越後や北陸と江戸を結ぶ主要な街道の一つであった。

市内では、千曲川右岸の山裾を南北に通じ、戸倉宿(上戸倉宿・下戸倉宿)、矢代宿を経由して千曲川を矢代の渡しで渡り、篠ノ井追分宿(長野市篠ノ井)で善光寺街道と合流していた。

戸倉村は江戸時代初期には一つの村であり、慶長7年(1602)の検地帳には「戸倉村」の記述が残されているが、延宝7年(1679)の「御高帳」では、上戸倉村、下戸倉村に分かれていた。戸倉村の分村に伴い、戸倉宿も上戸倉宿と下戸倉宿に分かれたが、一つの宿として機能していた。矢代宿は北国街道とその支道で松代に向かう北国脇街道(谷街道)の分岐点に位置する。屋(矢)代の地名は平安時代から伝わっているが、北国街道の成立に伴い街道筋に集落を集めて作られたものが、矢代宿の街なみであるという。「屋代」から「矢代」に字を変えたのは寛文年間(1661~1673)とされ、明治5年(1872)に屋代に復している。

イ 建造物

(ア) 水上布奈山神社本殿(重要文化財)

水上布奈山神社は、下戸倉宿が設置された際に、その鎮守として諏訪大社より建御名方神を勧請して創建されたと伝えられている。現在の本殿は、寛政元年(1789)に諏訪の大隅流宮大工である柴宮長左衛門矩重によって建替えられたものである。

本殿は間口10尺(3.03m)の一間社流造、正面に軒唐破風^{のきから}を付け、屋根を柿で葺く。この本殿の特徴は、各部に多用された彫刻で、ケヤキの白木に施した彫刻は彩色されず、数が多い。虹梁に「上り龍・下り龍」を丸彫りし、また脇障子上の束にも「上り龍・下り龍」を彫刻している。正面虹梁上に「松に鶴」、唐破風内に「鳳凰」、側面小壁に「波に亀」、「飛龍」、脇障子に「竹林の七賢人」、正面両脇に「仙人像」、縁下に「唐獅子」、「蘇鉄に兎」などの彫刻を施している。これらの彫刻は精巧に仕上げられ、時代と流派の傾向をよくあらわしており、江戸時代後期の建築として貴重であるため、昭和61(1986)重要文化財に指定された。

近年では、昭和59年(1984)に覆屋の建替え、平成19・20年(2007・08)に本殿の修理が行われた。



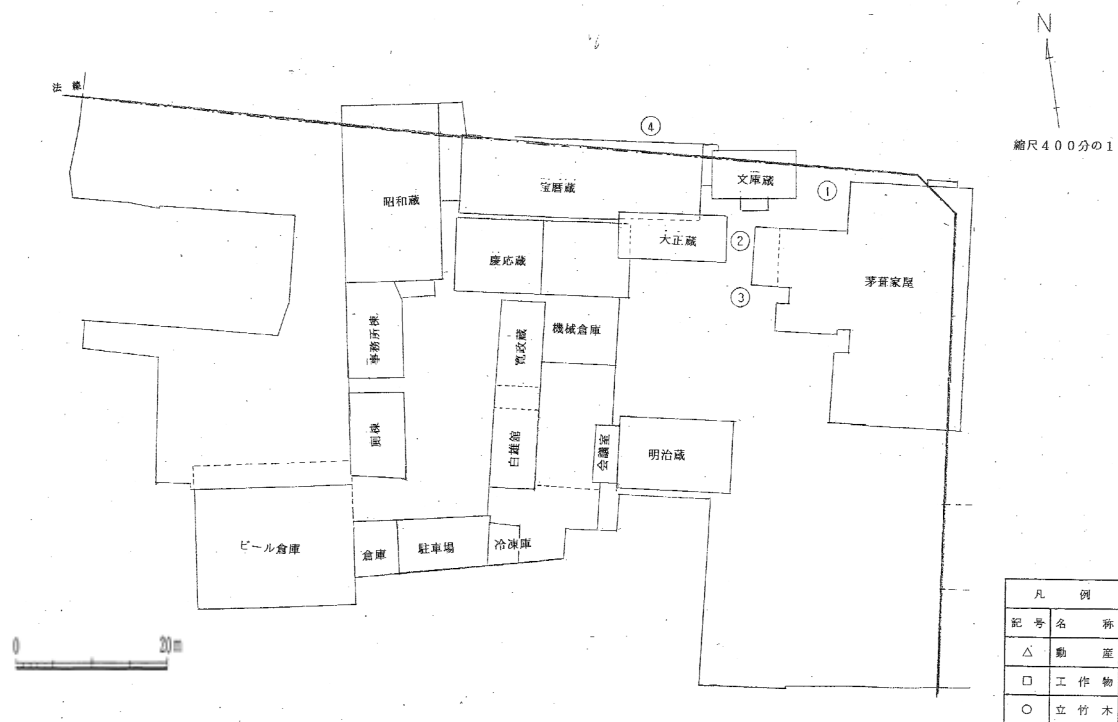
水上布奈山神社本殿

(イ) 坂井銘醸(登録有形文化財) 江戸時代中期～昭和初期

下戸倉宿の坂井家は宿の中心部で「造酒屋」を経営し、下戸倉村の名主や年寄りを勤めてきた。現在はこの場所での酒造りは行われていないが、街道に面して建つ主屋は、飲食店「蕎麦料理処 萱」として活用されているほか、酒蔵には関係の深い松尾芭蕉門下の俳人である加舎白雄や大正時代の美人画で著名な竹久夢二の資料が展示されている。

近年では、令和元年(2019)東日本台風災害により文庫蔵などで壁が剥落するなどの被害

を受けたが、修理が行われた。



坂井銘醸建物配置

a 主屋

北国街道に面した間口20間、奥行12間半の曲屋であり、屋根は茅葺である。坂井家に伝わる古文書によると、弘化4年(1847)に発生した善光寺地震で倒壊を免れた記録が残っていることから、建築年代はこれ以前と考えられる。

主屋中央には、間口2間の式台が設けられており、名主家としての権威と格式を示した応接・接待用の機能を持たせたものと考えられる。

現在は、基本構造を残しながら内部を改装し、事務所・飲食店・売店として活用されている。



坂井銘醸主屋

b 酒蔵群

敷地内には、その時々々の生業の必要性に応じて蔵が順次建てられており、7棟が現存している。酒蔵には建築時の元号が付されており、宝暦蔵(1751~1764)から昭和初期(1926~1936)にかけて建築されたことがわかる。



坂井銘醸酒蔵群

(ウ) 瀧澤家住宅(登録有形文化財)

瀧澤家は、享保年間(1716~1736)に上戸倉宿の福井村の組頭を勤めていた記録が残されている。

主屋は間口12間、奥行6間半の寄棟造、茅葺の建物で、後方に張り出しがあるが、この張り出しは江戸時代後期の増築と考えられている。大黒柱の意識がないなど、江戸時代中期の様式を示しており、建築年代は18世紀前半と考えられている。

長屋門は間口11間半、奥行2間半の建物で、屋根は茅葺、左側を切妻造、右側の寄棟造としている。江戸時代後期の建築と考えられている。

土蔵は間口5間、奥行2間半の建物で、置屋根形式の切妻造、瓦葺である。祈祷札が残されており、宝暦10年(1760)の建築である。



瀧澤家住宅

(エ) 寿高原食品四階倉庫（登録有形文化財）

しなの鉄道戸倉駅前に建つ間口16間、奥行6間、切妻造、土蔵建瓦葺の建物である。外壁は漆喰塗大壁で、軒は平らに塗り込めている。棟札によると、大正4年(1915)の建築であることがわかる。窓は間口方向に1階が16か所、2階～4階が20か所設けられている。

倉庫の形式としては蔵倉庫である多窓式のものを継承しているが、本建物は当初から商品倉庫として建築されたことに特徴がある。



寿高原食品四階倉庫

(オ) 屋代小学校旧本館（市指定有形文化財）

明治21年(1888)に建築された間口11間、奥行7間、2階建瓦葺の学校建築である。正面の車寄を三角破風とし、窓や扉は緩いアーチ形状としている。外壁は下見板張としており、明治期の学校建築に見られる擬洋風建築となっている。昭和52年(1977)まで屋代小学校校舎として使用されていたが、昭和53年(1978)、屋代小学校改築に伴い現在地に曳家された。

旧本館建設には、総額9,998円(当時)余りがかかり、このうち6,000円ほどが地域住民の寄付により賄われたという(『沿革史 屋代学校』昭和38年(1963))。



屋代小学校旧本館

(カ) 寂蒔水除土堤

千曲川の氾濫から田畑や家屋を守るため、元禄6年(1693)に寂蒔、鋳物師屋、打沢、小島の4か村によって築かれたものであり(寂蒔地区の「宮坂家文書」嘉永3年(1850))、北国街道と交差する付近に部分的に現存している。街道と土堤が交差する箇所は、非常時には土のうや



寂蒔水除土堤

石で道の部分を埋め立て、ひと続きの土堤として機能させ、水害を防いだという。

(キ) 須須岐水神社本殿

北国街道矢代宿で街道が鍵の手に曲がるところに須須岐水神社がある。江戸時代には「矢代山王宮」とも呼ばれ、日吉山王を祀っている。現存する本殿は、天保14年(1843)の矢代宿の火災により焼失し、嘉永5年(1852)に再建された。再建にあたっては、武水別神社の建築に当たっていた諏訪の立川流宮大工立川和四郎富昌に依頼し、総費用500両ほどを要したとの記録が残る(屋代区有文書 安政4年(1857))。

当時の神社建築を代表する諏訪の宮大工、大隅流と立川流という二つの流派の神社建築が、北国街道の隣り合う宿場に建てられたのである。



須須岐水神社本殿



本殿の前に建つ2本の御柱

ウ 活動

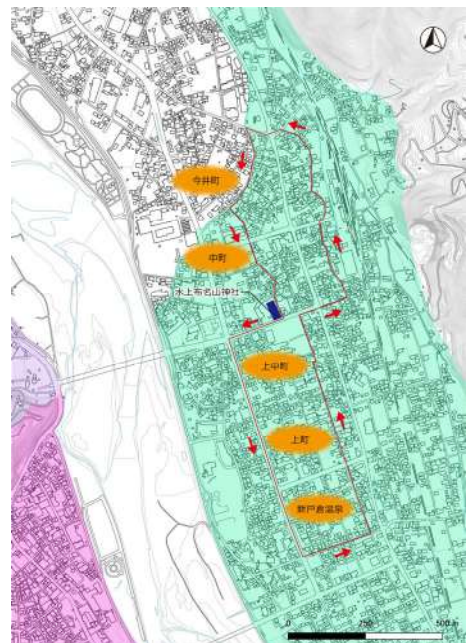
(ア) 水上布奈山神社の御柱祭(市指定無形民俗文化財)

水上布奈山神社の御柱祭は、諏訪大社の御柱祭と同様に数えて7年に1度、干支の寅と申の年に行われている。天保13年(1842)の御柱祭の記録が残っており、少なくとも180年以上続く伝統行事である。直近では令和4年(2022)の開催であったが、新型コロナウイルス感染症による影響を避けるため、令和5年(2023)に開催された。

祭は、下戸倉宿を構成している今井町・中町・上中町・上町・新戸倉温泉の五地区が順番に奉納している。拝殿の両脇に立てられる一之柱と二之柱は、戸倉地区の山林から赤松の大木を切り出すもので、氏子の曳く綱や木遣唄で奉置所まで曳行する「山出し」と、地区内を曳行し神社まで行われる「里曳き」、曳行した御柱を立てる「建御柱」で構成されている。里曳きでは、御柱とともに木遣、3艘の舟、神楽、子どもや踊り連などの行列が賑やかに町中を練り歩く。建御柱では、柱が立ち上がるにつれ、境内に勇壮な掛け声が響き渡る。



御柱の曳行(里曳き)



御柱の曳行行程

(イ) 須須岐水神社の春祭り

須須岐水神社の春祭り、屋代地区の10町の氏子により執り行われている。昭和35年(1960)までは、「一つ物」という祭であったが、現在では春祭りと名称を変え、現在に引き継がれている。5月3日の春祭りでは神輿の町内巡行、

山車の曳行、子ども神輿の巡行が賑やかに行われている。

江戸時代までは、須須岐水神社において雨宮坐日吉神社あめのみやにいます ひよしじんの祭礼に須須岐水神社の神輿の渡御が行われていた。

これは、須須岐水神社も雨宮坐日吉神社とともに山王社を勧請しており関係が深く、両社の大祭は同じ日に行われていたことによるものである。明治5年(1872)に神輿の渡御は廃止されたが、「一つ物」と呼ぶ行列が屋代の町内を練り歩いていた。一つ物は、須須岐水神社の神輿の渡御行列の中心を成すもので、山鳥の尾羽を笠に挿し馬に乗った童子の前後を武者や従者を従えた行列のことである。春祭りで拝殿の前に飾られる「一つ物」の道具は、須須岐水神社の大祭が引き継がれていることにちなんだものである。



一つ物行列 昭和10年(1935)

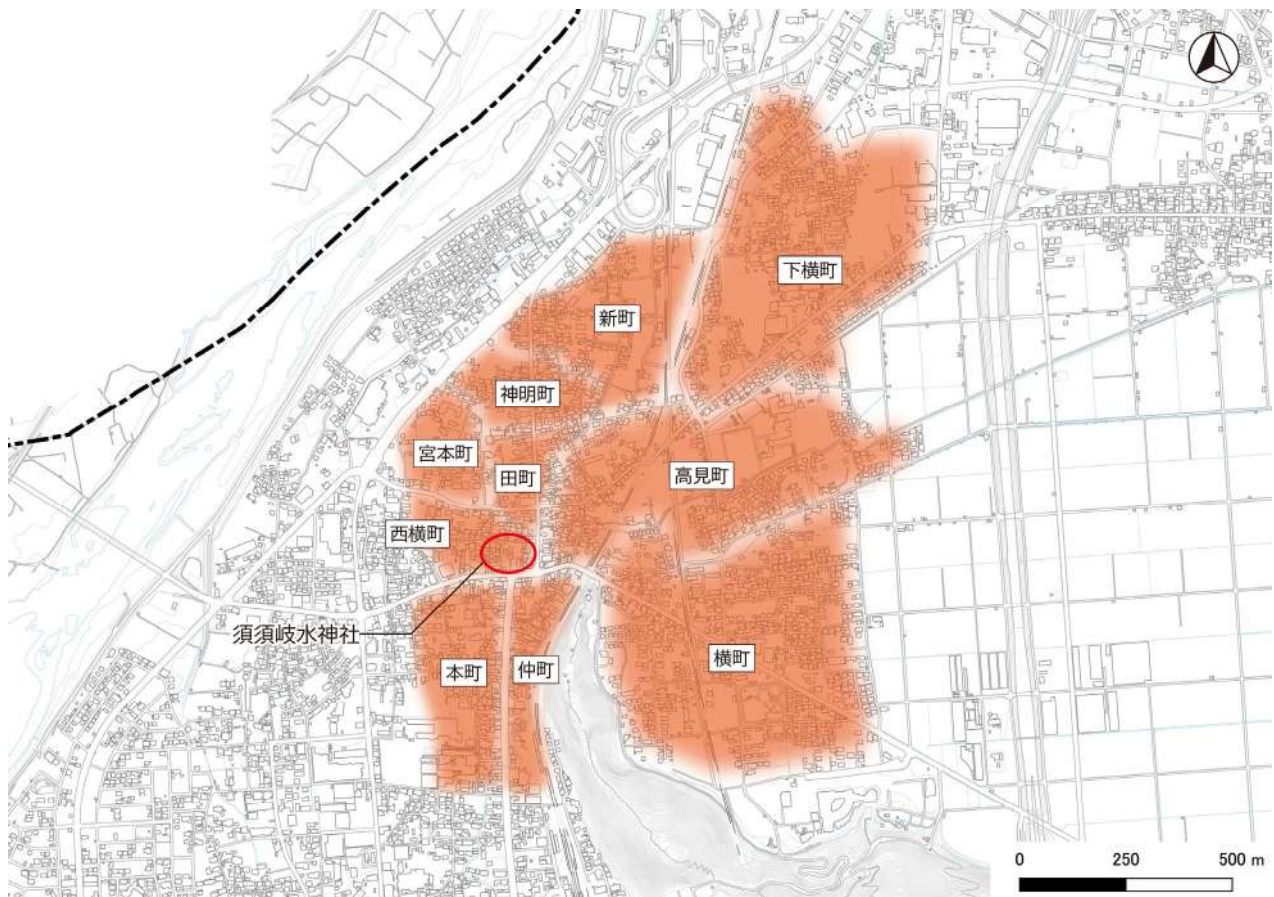


神輿の巡行

(ウ) 寂蒔水除土堤の愛護活動

水除土堤は、地区を水害から守るために設置されたものであるが、千曲川の整備が進むにつれ、その役割を終えた。昭和47年(1972)、寂蒔区から地区を水害から守ってきた記念物である土堤整備の要望が出された。市では、歴史遺産として保存を図るため、昭和50年(1975)小公園として整備を行った。

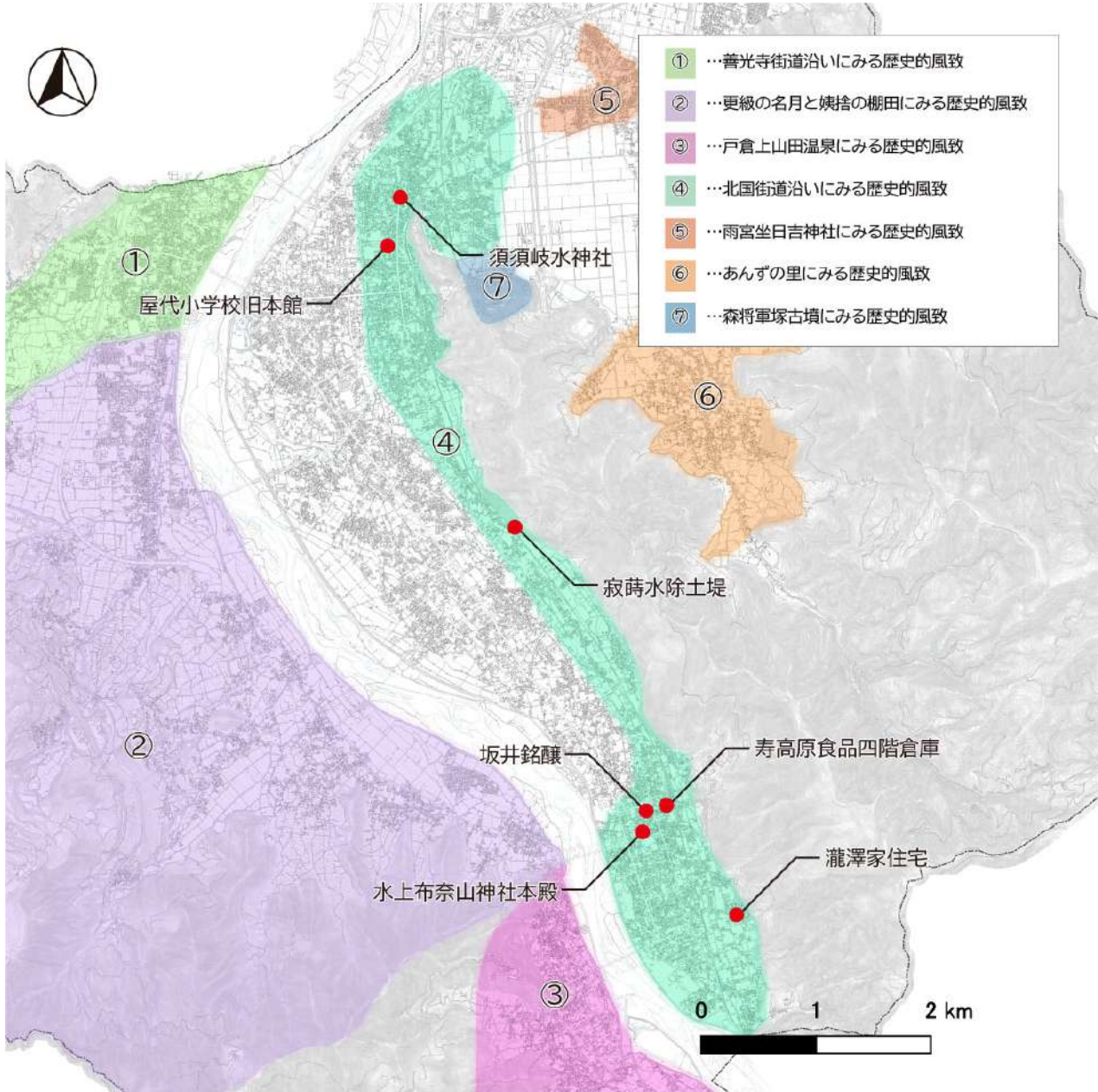
寂蒔区では公園の管理を行っており、桜の季節には地域住民の憩いの場となっている。



須須岐水神社氏子圏

エ まとめ

北国街道の隣り合う宿場に、江戸時代、信州諏訪を代表する二つの宮大工である大隅流と立川流の神社建築があたかも競い合うように建てられた。神社を中心として街道に面した宿場町には、神社の特徴的な建造物とともに伝統行事を核とした人びとの活動が現在に引き継がれている。また、明治維新後の文明開化を象徴する学校建築が人びとの努力により建築されており、特徴的な歴史的風致を形成している。



北国街道沿いに見る歴史的風致範囲

（5）^{あめのみやにいます ひ よし}雨宮坐日吉神社にみる歴史的風致

ア はじめに

雨宮地区は千曲川右岸に形成された自然堤防上に営まれた集落で、北国街道の支道で矢代宿から分岐した北国脇街道^{まつしろみち}（松代道）沿いに位置している。地区周辺は屋代遺跡群となっており、原始、古代から中世に至る埋蔵文化財が濃密に残されている。近年の発掘調査により、埴科郡衙^{はにしなぐんが}や初期信濃国府の存在が推定されている。

雨宮坐日吉神社は氏子である地域住民によって守られており、神社の例大祭は「雨宮の神事芸能」（御神事）として重要無形民俗文化財に指定されている。

イ 建造物

（ア）雨宮坐日吉神社

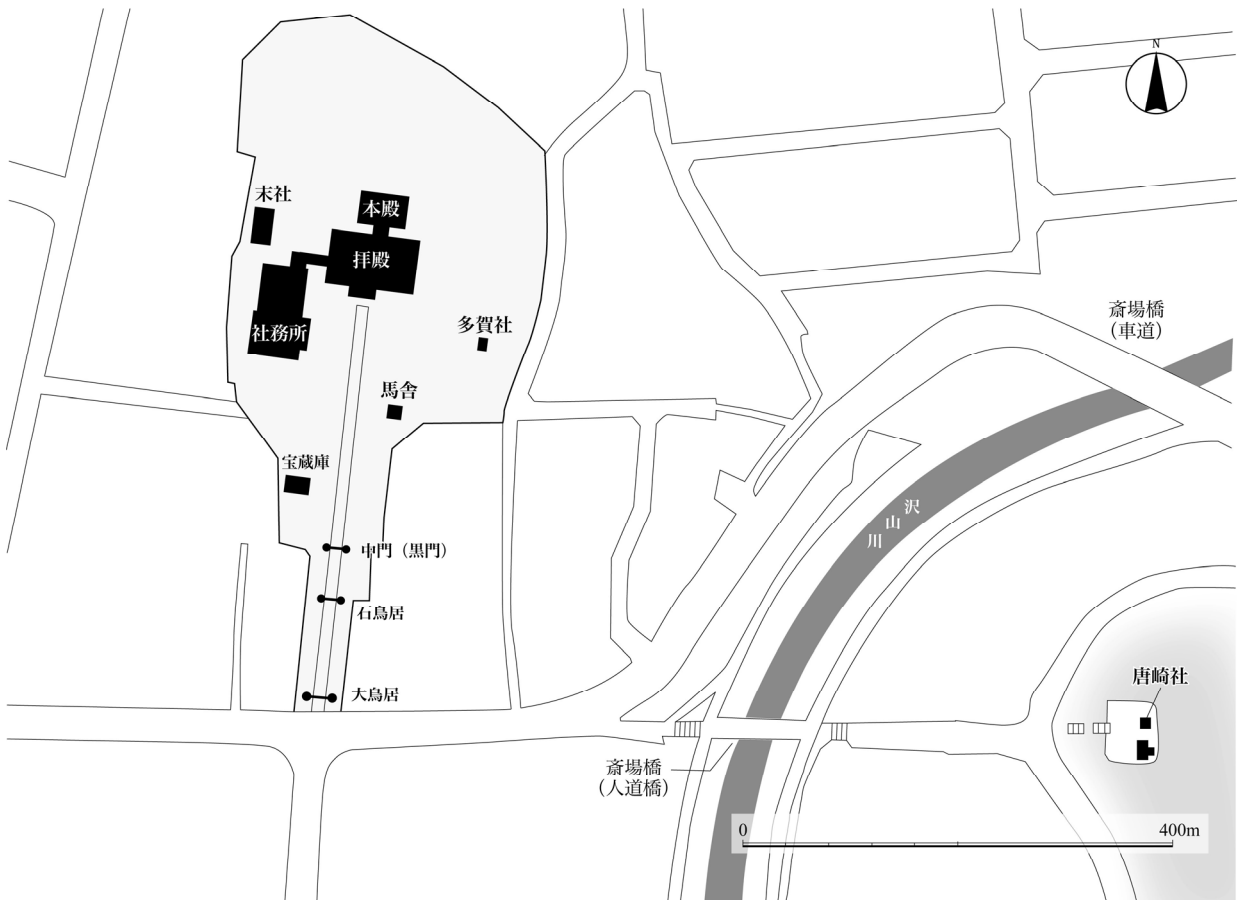
雨宮坐日吉神社は、古くは「雨宮山王宮」^{あめのみやさんのうぐう}と呼ばれ、祭神を日吉大社（滋賀県）より勧請していたが、明治元年（1868）に現在の「雨宮坐日吉神社」と改められた。

本殿は間口2間3尺、奥行3間の流造で、拝殿は間口7間、奥行4間の入母屋造となっている。近年の調査で、享保8年（1723）に本殿修理を行った際の棟札が発見され、本殿の建築はこれ以前に遡ることが明らかとなった。



本殿と拝殿

通りに面した大鳥居を入った境内には、「黒門」と呼ばれる中門があり、拝殿へと続いている。中門の左手に宝蔵庫があり、神輿をはじめ祭の衣装や道具類が保管されている。



雨宮坐日吉神社境内とその周辺

ウ 活動

(ア) 雨宮の神事芸能（雨宮の御神事）（重要無形民俗文化財）

雨宮の神事芸能は、「雨宮の御神事」「獅子踊り」とも呼ばれる雨宮坐日吉神社の例大祭行事である。御神事の起源は明確ではないが、江戸時代に松代城まで出向き、文政年間(1818～29)に御神事踊りを松代藩主に披露している絵図が残されていることから、200年以上の歴史を持つものである。

江戸時代以前は雨宮村だけでなく、近隣の森・倉科・生萱・土口・屋代の各村々の合同の祭であったが、明治5年(1872)に屋代村が脱退、明治22年(1889)の合併による雨宮縣村成立を契機として森・倉科・生萱・土口の各村が脱退し、翌明治23年(1890)から雨宮地区単独で行われるようになった。雨宮地区においても昭和47年(1972)までは毎年4月29日に行ってきたが、以後3年ごとに行わ



町太鼓



獅子踊り

れるようになり、現在に至っている。

祭は、社殿での遷座式の神事後、「町太鼓」と呼ぶ触れ太鼓の合図で祭り装束に身を包んだ諸役が社前に参集して始まる。中心となる「御行司」は、烏帽子をかぶり猿田彦の面をつけ、高下駄を履き、大太刀・大団扇を持ち社殿を背に立つ。御行司の大団扇の合図で、「朝踊り」「城踊り」と呼ぶ御神事踊りが行われる。笛・太鼓・歌に合わせて、六大臣・御鋏・4頭の獅子踊りがみられる。太鼓は、二人一組になって踊りながら太鼓を叩く。踊りの中央には、「中踊り」と呼ぶ女装した幼児が立ち、「児踊り」と呼ぶ幼児6人が小さな太鼓を持って立つ。獅子頭は、奉書紙を短冊状に切ったものを貼り合わせ獅子の髪とした重さ約 20kg ほどのもので、獅子の髪は毎回貼り替えられている。

社前での踊りが終わると、若宮社・北町・御旅所と町内各所での踊りに向かう。踊りの一行が神社を出ると、武者・神輿が町内巡行に担ぎ出される。町内各所で踊った踊り一行と神輿が神社前に集まると、「獅子の化粧落とし」と呼ぶ貼り合わせた髪を落とし、祭りのクライマックスともいべき「橋懸り」が行われる斎場橋に向かう。沢山川に架かった斎場橋から、4頭の獅子が橋から逆さに吊るされ、獅子頭で川面を叩くと大きな水しぶきが起きると、兩岸から見守る住民や見物客から大きな拍手と歓声がおこる。橋懸りの後、対岸の唐崎社前で御神事踊りが行われ、祭は終了する。

橋懸りが行われる斎場橋は、昭和 52 年(1977)に水害対策のために沢山川の堤防がかさ上げにより架け替えられ、水面まで2mほどであったが4mと深くなり、逆さに吊るされる獅子頭役、落とさないように吊るす役の人も大変な祭となっている。

祭の由来は、怨霊たたりを鎮めるために始まったと伝えられている。鋏で耕す所作や田植え唄が歌われたりするところから、田畑の豊穡を祈願する祭となっており、御神事の音色の響きは、里に春の到来を告げるものである。



御神事踊り



若宮社での踊り



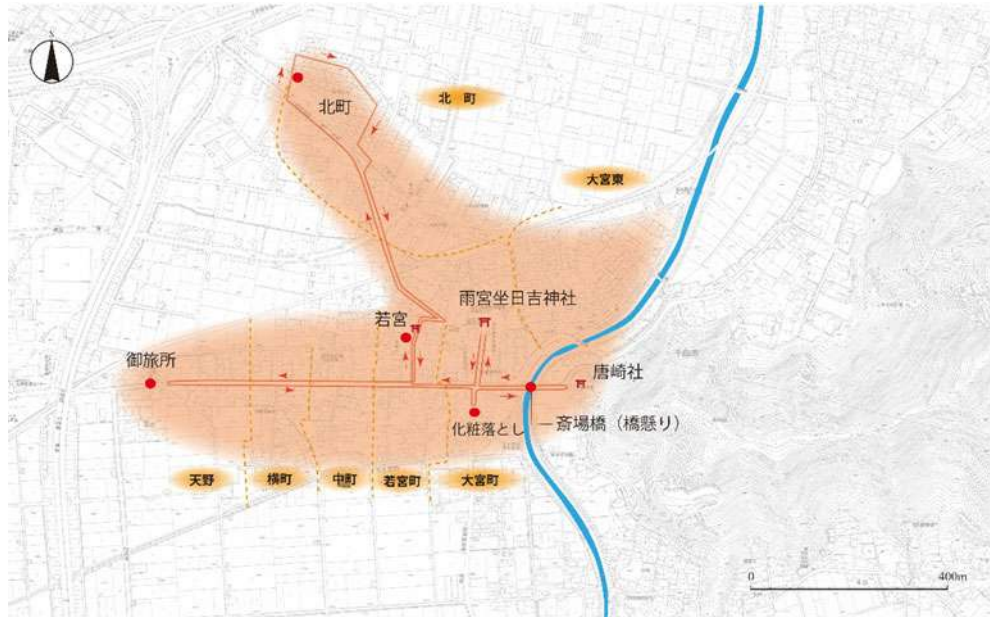
神輿の巡行



橋懸り



唐崎社での神事

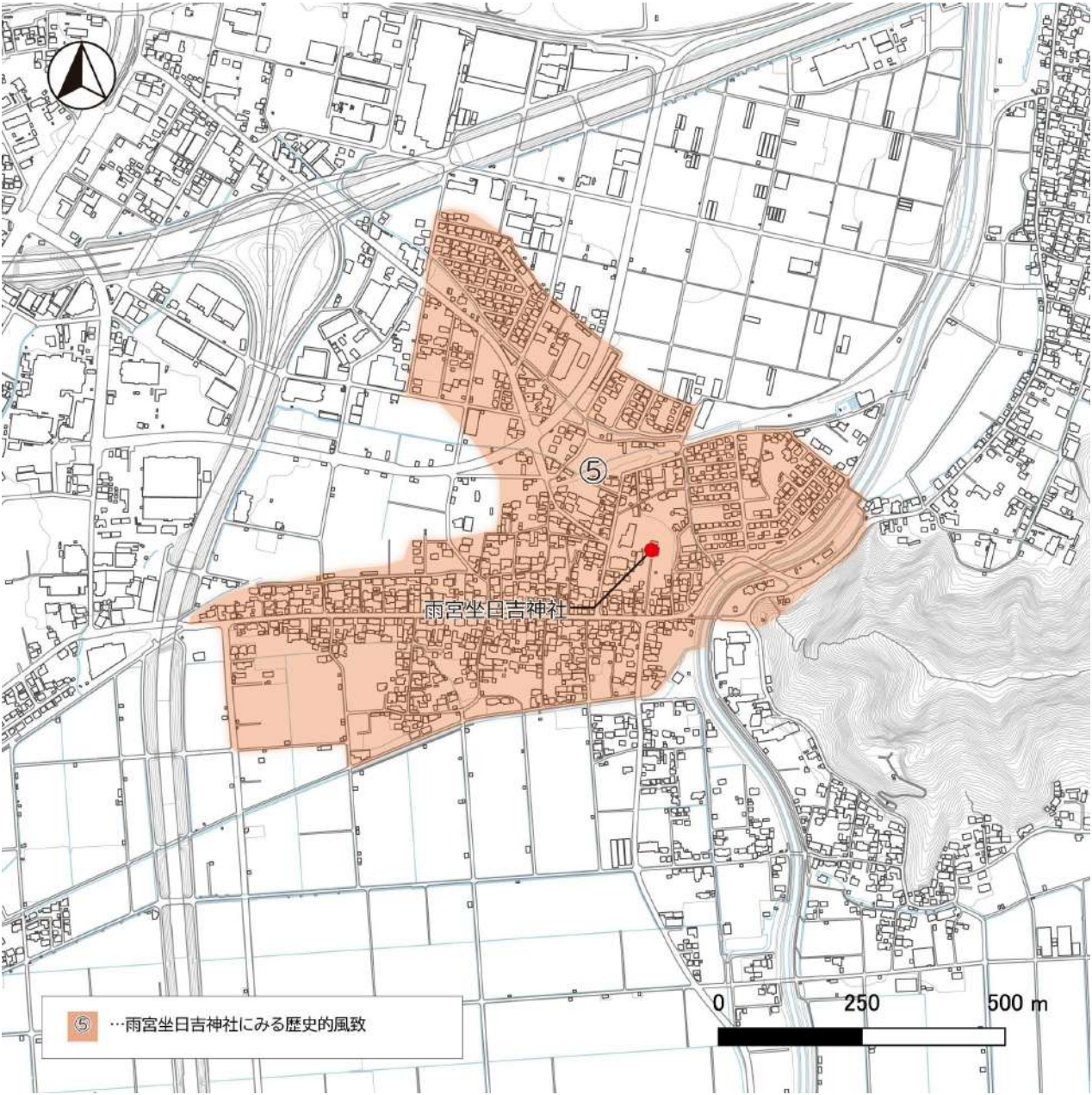


御神事踊りの経路

エ まとめ

江戸時代まで、雨宮地区とその周辺の村々で行われてきた「雨宮の神事芸能」は、松代藩主のところまで踊りを披露しに出かける地域の一大イベントであったが、現在では地区単独での執行となっている。

神事芸能は、怨霊鎮めと五穀豊穡の願いが融合した特異な民俗芸能である。また、橋懸りに代表される神事は、他に例を見ないものでもある。こうした民俗芸能が200年以上も引き継がれていることは、雨宮地区住民の伝統を誇りとして、地域の結束を図る意気込みが感じられ、鎮守の雨宮坐日吉神社を中心として、本市の特徴的な歴史的風致を形成している。



雨宮坐日吉神社にみる歴史的風致範囲

（6）あんずの里にみる歴史的風致

ア はじめに

千曲川右岸の山裾にある森・倉科地区は、東部山地から流れ出た沢山川・三滝川^{みたき}の扇状地に三方を山に囲まれ、西側に開けた傾斜地上に営まれた集落である。土壌が礫質土のため水田に適さず、大きな石や礫の多い畑地となっている。こうした畑地では、江戸時代から代々あんず栽培が行われてきた。

農家の屋敷や畑の隅には、必ずといっていいほど在来種^{あまがき}のあんずの木が数本植えられている。かつて、あんずの種やあんず干しを出荷するためや、各家庭で自家用のあんず干しを作るために植えられていたものである。主屋や納屋・蔵などの建物の脇に、今では直径 50 cm 以上、高さ 10m ほどと大きな在来種^{あまがき}のあんずの木が数本みられ、春には、集落はピンクの花で埋め尽くされる。

在来種^{あまがき}のあんずは、主に種を収穫し、果肉はあんず干しにする直径 3cm ほどの小粒の実がなる品種で、またその花は、品種改良種^{あまがき}のあんずの花よりも花の色が濃いピンク色で、大きな古木とともに花が見事である。

イ 建造物

（ア）観龍寺観音堂

森地区の大峰山の麓にある観龍寺は、間口 3 間半、奥行 6 間の茅葺建物である。創建年は不明であるが、『埴科郡史』(明治 43 年(1910))に観音堂の記述があることから、これ以前の建築であることは確実である。令和 3 年(2021)の修理により、茅葺の上に銅板を被せた。

真言宗の寺院であるが無住となっており、現在は、地元の「観龍寺観音堂保存会」が維持管理を行っている。県宝に指定されている千手観音坐像、十一面観音立像のほか、市指定有形文化財の仏像 27 点などを所蔵している。信濃三十三番観音霊場第6番の札所に数えられ、「森のお観音さん」として親しまれ、あんずの花の咲く頃には花見客が多数訪れている。



観龍寺観音堂



あんずの花でピンクに染まる集落

ウ 活動

（ア）あんずまつり

森・倉科地区のあんずまつりは、昭和 30 年(1955)の森村・雨宮縣村・屋代町との合併記念事業として昭和 31 年(1956)4月 14・15 日に「あんずカーニバル」として開催されたことに始まる。昭和 35 年(1960)の旧更埴市の広報誌にあんずカーニバル開催の記事を確認することができる。昭和 38 年(1963)に約 5 千人だった花見客は、最盛期であった昭和 50 年代には 20 万人を数えたが、現在は 10 万人前後となっている。



あんずの里スケッチパーク

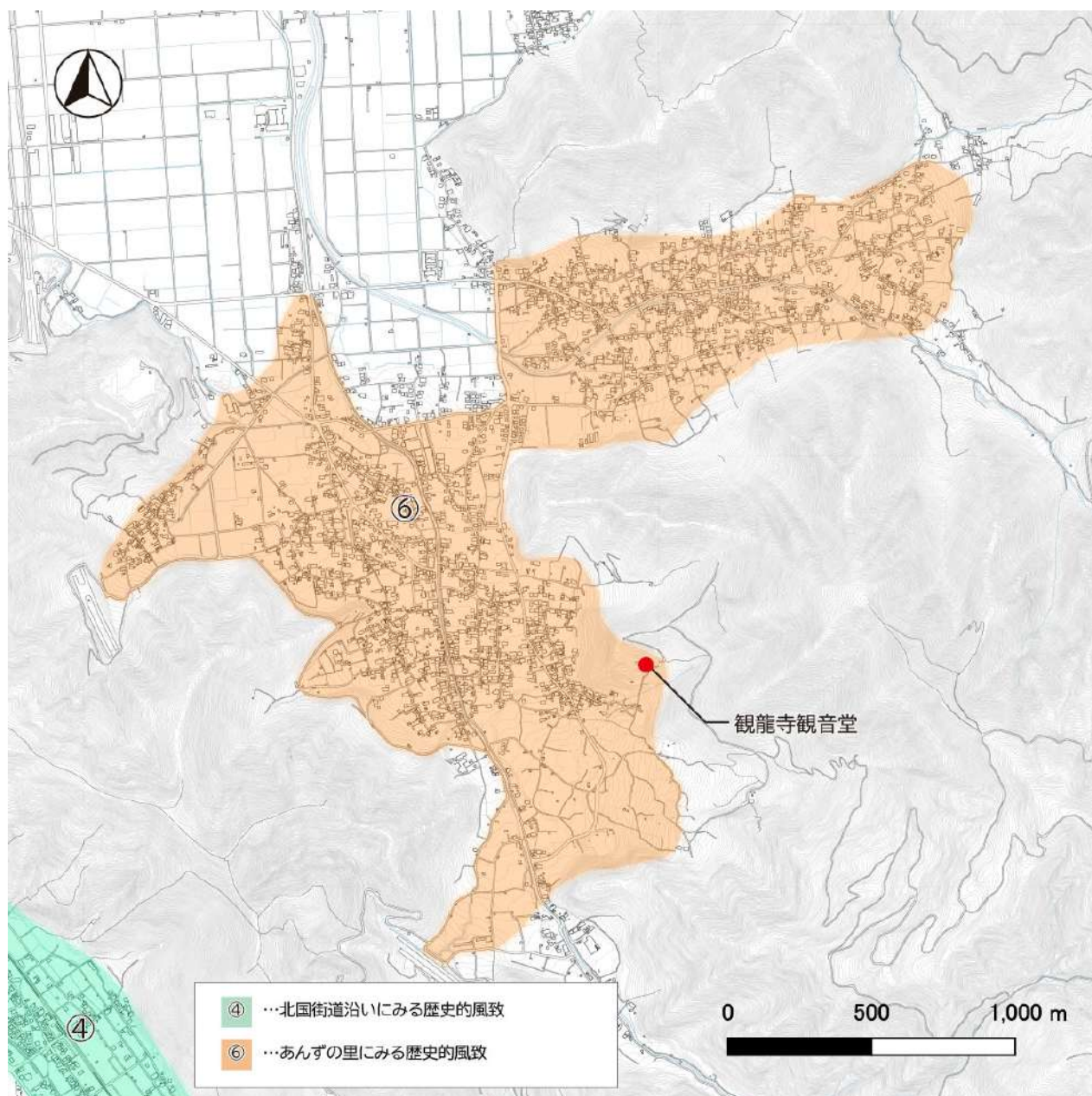
あんずの花は、桜より開花が1週間程度早いうえに、色も濃いピンクであるため、一足早い花見が行われてきた。花が満開になると、集落全体がピンク色の霧がかかったように見える。平成13年(2001)には、25品種、200本のあんずを植え、花見客の休憩・案内施設として民家を改装した「あんずの里スケッチパーク」を整備した。

まつり期間中は、最寄の屋代駅からシャトルバスの運行や、スケッチパーク内のあんずの花の夜間ライトアップやコンサートなどの催しが行われていて、大勢の観光客の目と耳を楽しませている。

エ まとめ

森・倉科地区のあんずの栽培は、生産性の低い礫質土に適した作物として、江戸時代から栽培されてきた。あんずは作物であるが、春には桜の花より一足早く咲く淡いピンク色の花で、集落全体がピンク色に染まる様子は「一目十^{ひと}万本」といわれ、当市の早春を代表するものである。

歴史的建造物と在来種のあんずの大木は、あんず栽培の歴史を物語るとともに、花見や絵画の題材や心の拠り所となっており、当市の特色ある農村景観である歴史的風致を構成している。

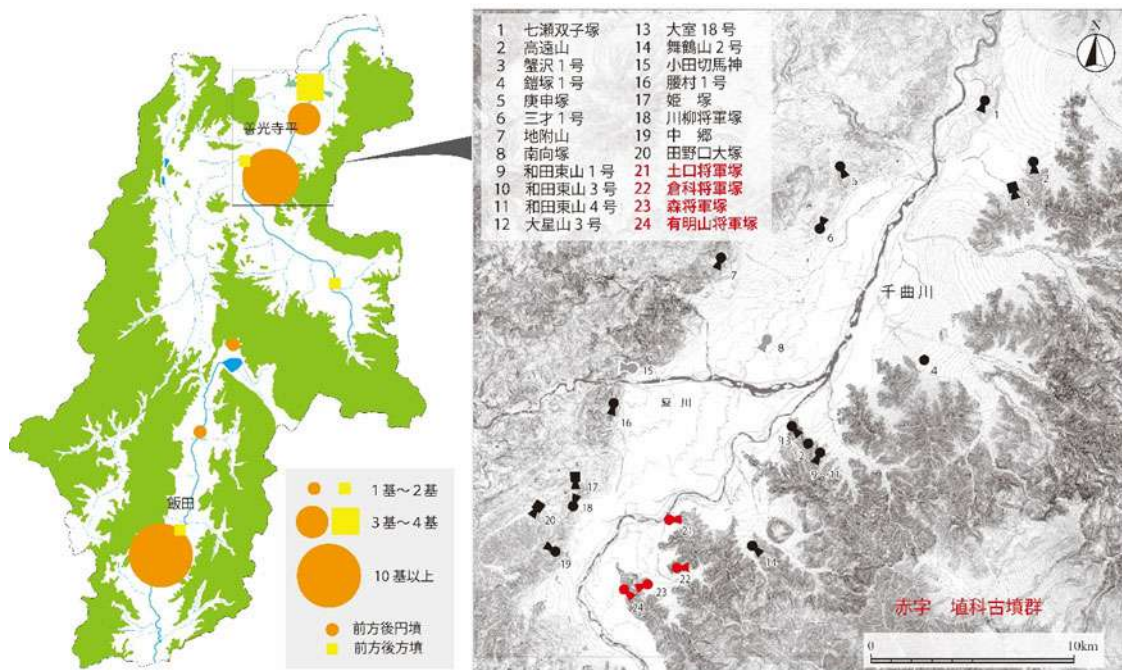


あんずの里にみる歴史的風致範囲

（7）森將軍塚古墳にみる歴史的風致

ア はじめに

千曲川右岸の尾根上には、古墳時代前期～中期の前方後円墳4基、左岸の尾根上（長野市域）にも同様に、前方後円（方）墳5基が築かれている。長野県の前方後円墳の分布から、古墳時代中期前半までは千曲川流域の善光寺平南端に築かれ、以後、天竜川流域の飯田市周辺に築かれるという特徴がある。こうした大型首長墓の変遷から、信濃国の成立やその範囲について、その発祥地が善光寺平と推察されている。



長野県内の主要な前方後円墳分布と埴科古墳群

イ 建造物

（ア）埴科古墳群 森將軍塚古墳（史跡）

有明山から北に延びる標高 490m の尾根上に築かれた、全長 100m の前方後円墳である。築造時期は 4 世紀中葉から後半にかけてと考えられ、昭和 46 年(1971)に史跡指定された。大型首長墓である前方後円墳で、長野県下最大規模を測る。

後円部の中央に長さ 7.6m の長大な竪穴式石室を埋葬施設とし、県下唯一の三角縁神獣鏡を副葬し、墳丘上に埴輪列を設けた古墳である。その特徴は、前方部と後円部の主軸に約 12 度のズレがあり、古墳が「く」の字に折れ曲がっていることにある。また、前方部はいびつな楕円形をしており、平地から見上げる部分を意図的に円く見せるように作られていることにある。これは、古墳が占地する痩せ尾根上に全長 100m 級の古墳を造ったために生じたものと考えられている。

昭和 56 年(1981)から平成 3 年(1991)まで古墳の全面発掘調査及び完全復原整備を行い、平成 4 年(1992)に一般公開された。



森將軍塚古墳

古墳周辺は「科野の里歴史公園」として整備を行い、平成6年(1994)に長野県立歴史館、平成9年(1997)に千曲市森將軍塚古墳館が開館した。

また、平成18年(2006)には、有明山將軍塚古墳、倉科將軍塚古墳、土口將軍塚古墳を含めた4基の前方後円墳が「埴科古墳群」として史跡指定された。



科野の里歴史公園

ウ 活動

(ア) 森將軍塚古墳の保存運動

森將軍塚古墳が書物に取り上げられたのは『長野縣町村誌』(明治15年(1882))が初出である。また昭和4年(1929)には、考古学者森本六爾により森將軍塚古墳の踏査、写真撮影が行われた。その写真を見ると、古墳や尾根上には大きな木はなく、畑となっていることや山道がみられ、人びとと古墳の関係をみるができる。

昭和40年(1965)に、森將軍塚古墳が県史跡に指定され、指定に伴う確認調査が3か年にわたり行われた。その結果、古墳時代前期の竪穴式石室を持つ重要な古墳であることが明らかにになった。

その一方で、昭和45年(1970)頃から開発に伴う土砂採取により古墳の保存が危ぶまれる事態となった。そのため、市民・行政・研究者などからなる「森將軍塚」守る会が結成され、保存運動が行われた。旧更埴市内の全世帯の91.1%(17,275名)の保存を求める署名が集められた結果、昭和46年3月16日付けで、史跡指定を受け、保存されることとなった。(['千曲市森將軍塚古墳館ガイドブック』平成17年(2005))。この保存運動は、昭和45年



市民による古墳の愛護活動

(1970)の新聞記事で確認することができる。

昭和56年(1981)から平成3年(1991)まで11年間をかけ、古墳の全面発掘調査とその成果に基づき、完全復原整備を行った。この整備事業に伴う発掘調査は延べ700日、1万人余りの人びとが関わった。

平成2年(1990)には、保存運動を行った市民有志により「森將軍塚古墳友の会」が結成され、整備された古墳を市民の手で後世に伝えようと古墳の草取りが行われている。平成10年(1998)からは、古墳上で見学者に説明を行うボランティアガイドも4月～11月まで毎日行っている。また、平成4年(1992)11月3日、復原整備された古墳を市民みんなで見に行こうと、市民の有志による手づくりイベント「森將軍塚まつり」が開催された。以後、毎年11月3日に市内各種団体から構成する実行委員会を設け、市民手づくりイベントとして行われ、毎回1万人ほどの人出がある。



森將軍塚まつり

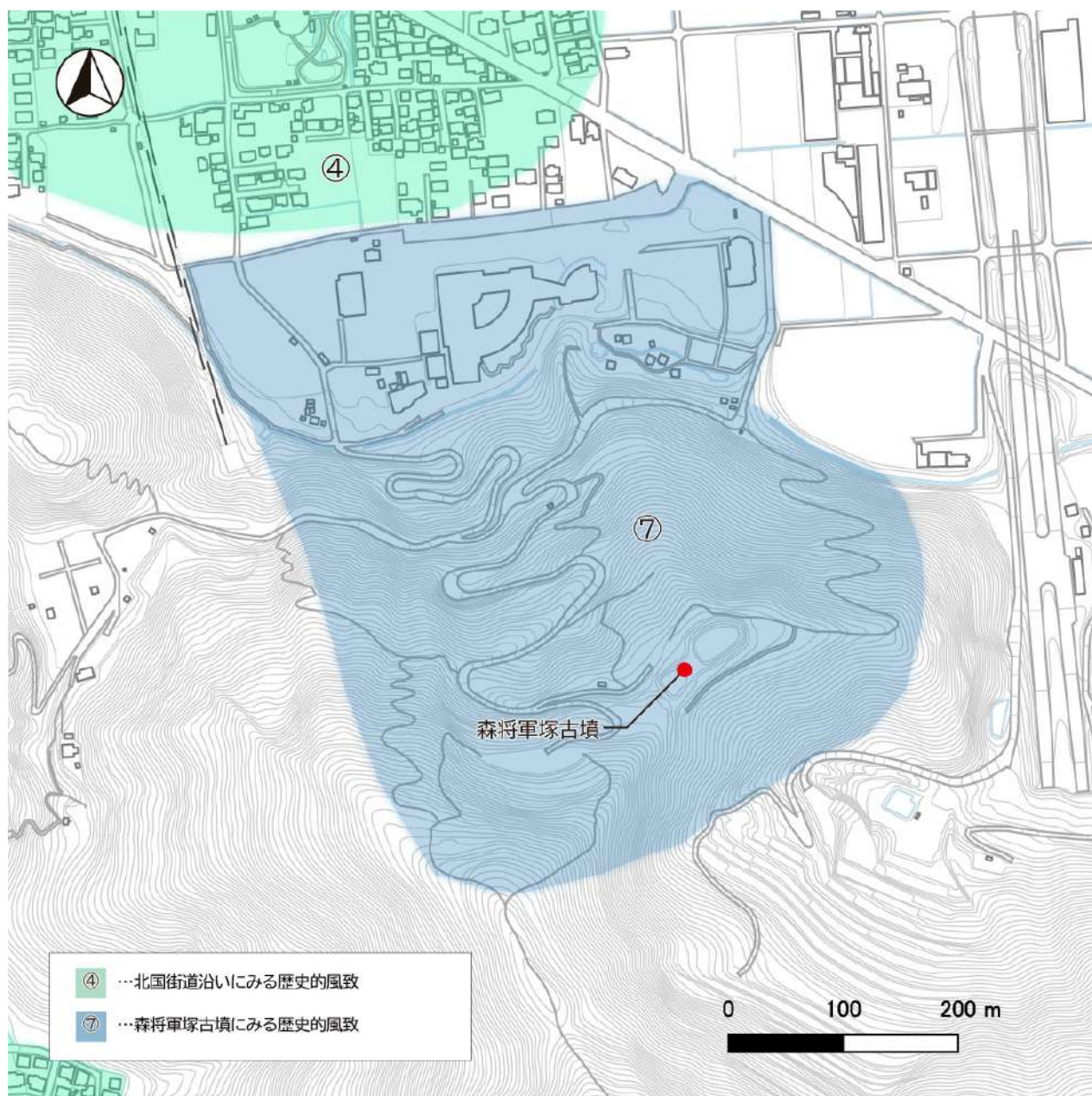
森將軍塚古墳の保存運動

「森將軍塚」守る会	昭和45年(1970)	昭和54年(1979)		
	署名活動	整備の提言		
更埴郷土を知る会	昭和54年(1979)		令和元年(2019)	
	活用の提言		活動休止	
森將軍塚古墳友の会	平成元年(1989)		平成12年(2000)	令和7年(2025)
	愛護活動		ボランティアガイド	

エ まとめ

長野県最大の古墳である森將軍塚古墳の保存は、昭和4年(1929)の調査から市民の保存運動を経て、復原整備されるまでにおよそ60年を要した。特に、昭和45年(1970)の森將軍塚古墳の保存運動では、市民の9割もの保存署名が集められた力は大きなものであった。そうした力が、現在のボランティア活動や、毎回1万人の参加者がある市民手づくりイベント「森將軍塚まつり」に受け継がれている。

地域に残る文化財である古墳を後世に伝えるために、市民自ら保護活動や積極的に活用を行っている姿は、古墳とともにシビックプライドを体現した歴史的風致を形成している。



森将軍塚古墳にみる歴史的風致範囲

第3章 千曲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では、平成 28 年(2016)以降、第 1 期の千曲市歴史的風致維持向上計画に基づき、伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を活かしたまちづくりに取り組んできた。

稲荷山・桑原・八幡地区では、稲荷山伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物等の修理・修景事業を実施し、稲荷山地区の歴史的風致に調和した良好な景観形成を図ってきた。また、武水別神社神官松田邸周辺では、歴史的風致形成建造物の修理や道路美装化、防災施設の整備を進め、八幡地区の歴史的風致の維持向上と住環境の調和のとれた整備を進め、令和 5 年(2023)3 月には、千曲市初の古文書を専門とする博物館施設である「武水別神社神官松田邸」が開館した。

更級・姨捨地区では、重要文化的景観に選定されている「姨捨の棚田」での耕作維持と交流人口の増加を目的とした「姨捨の棚田整備計画」を令和 4 年(2022)3月に策定し、この計画に基づき、耕作支援施設の整備や、展望駐車場の整備が進みつつある。また、名勝「姨捨(田毎の月)」の構成要素である長楽寺月見堂の老朽化に伴い、茅葺屋根の葺き替え事業が行われた。

戸倉上山田温泉地区では、重要文化財「智識寺大御堂」の修理を行ったほか、戸倉上山田温泉の活性化を目指した協議会が結成されている。

(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は指定等文化財のほか、未指定の建造物も多数存在しており、これらが一体となって良好な歴史的風致を構成している。第 1 期計画では、重要文化財「智識寺」大御堂修理事業や、稲荷山伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物等の修理、修景事業を実施し、歴史的建造物等の保存に努めてきた。

しかし、こうした歴史的建造物や町並みの修理や修復には、多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいるものも存在している。このような状況は、文化財の指定・未指定に関わらずいえることで、指定文化財をみると、国指定の建造物等は、概ね良好な維持管理が行われているものの、重要伝統的建造物群保存地区はじめ登録有形文化財並びに県指定及び市指定の文化財については、数が多いこともあって修理・修復が追いついていないのが現状である。

特に個人等が所有している建造物は、所有者の高齢化や相続等の問題も加わり修理が進まないものが多々あり、歴史的な建造物の減少も危惧されている。

また、未指定文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないために、維持管理が行われないまま急速に老朽化が進み、中には失われてしまった貴重な建造物等も存在している。

耐震性についても、歴史的建造物の中には、脆弱なものも多く、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化に対応できていない点も大きな課題の一つともいえる。

（２）歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物とその周辺に広がる町並みの連続性や景観といった周辺環境が一体となって形成されるものである。その維持及び向上を図るためには、周辺環境についても歴史的風致と調和のとれた整備が求められている。また、市内に分散している歴史的風致を観光資源として活用するため、来訪客の利便性を向上させる回遊性の確保が求められる。特に、来訪客のための駐車場や休憩施設といった便益施設の整備や、まち歩きを行うにあたっての交通対策が求められている。

本市では、千曲市美しいまちづくり景観条例や千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、景観計画などにより良好な景観形成に取り組んでいる。第１期計画では、武水別神社神官松田邸周辺の道路美装化や防災施設の整備、稲荷山伝統的建造物群保存地区での修景事業などを実施し、伝統的な景観と調和を図った整備を実施してきた。

歴史的建造物と町並みが一体となった歴史的風致を維持、向上するための景観整備は、長期に渡る対応が必要であることから、継続した取り組みが求められる。

（３）歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承に関する課題

本市には、地域の人々によって守り伝えられてきた伝統行事といった無形の民俗文化財があり、これらは日々の暮らしや地域に根付き、大切に継承されてきたものである。第１期計画では、無形民俗文化財に指定されている伝統行事の継承を図るため、記録作成や用具等の新調、修理を行った。また、生業である棚田での耕作を維持するため、耕作環境の改善を図る整備を進めてきた。

しかし、このような祭礼や伝統行事、生業は、担い手である地域住民の活動の継承に対する使命感やボランティア精神に頼る部分が大きく、コミュニティ意識の希薄化や近年の人口減少、少子高齢化を背景とした担い手の不足など、中には活動の継承が危惧されるものもある。

（４）歴史的風致の普及と情報発信に関する課題

令和２年(2020)6月、姨捨の棚田を含む29の構成文化財が日本遺産「月の都 千曲」に認定された。本市で千曲市日本遺産推進協議会を設立し、構成文化財を活用した誘客促進などの取り組みを進めている。しかし、日本遺産認定とコロナ禍が重なってしまったこともあり、誘客の取り組みが十分行えなかったことに加え、構成文化財の回遊性を高める取り組みも不足している。また、主要な構成文化財である姨捨の棚田は、冬季は降雪により観光客が立ち入ることができない。このため、年間を通した誘客の取り組みが求められる。

また、地域住民や将来の担い手となる子どもに対しても歴史的風致の魅力を伝えていく取り組みが求められる。

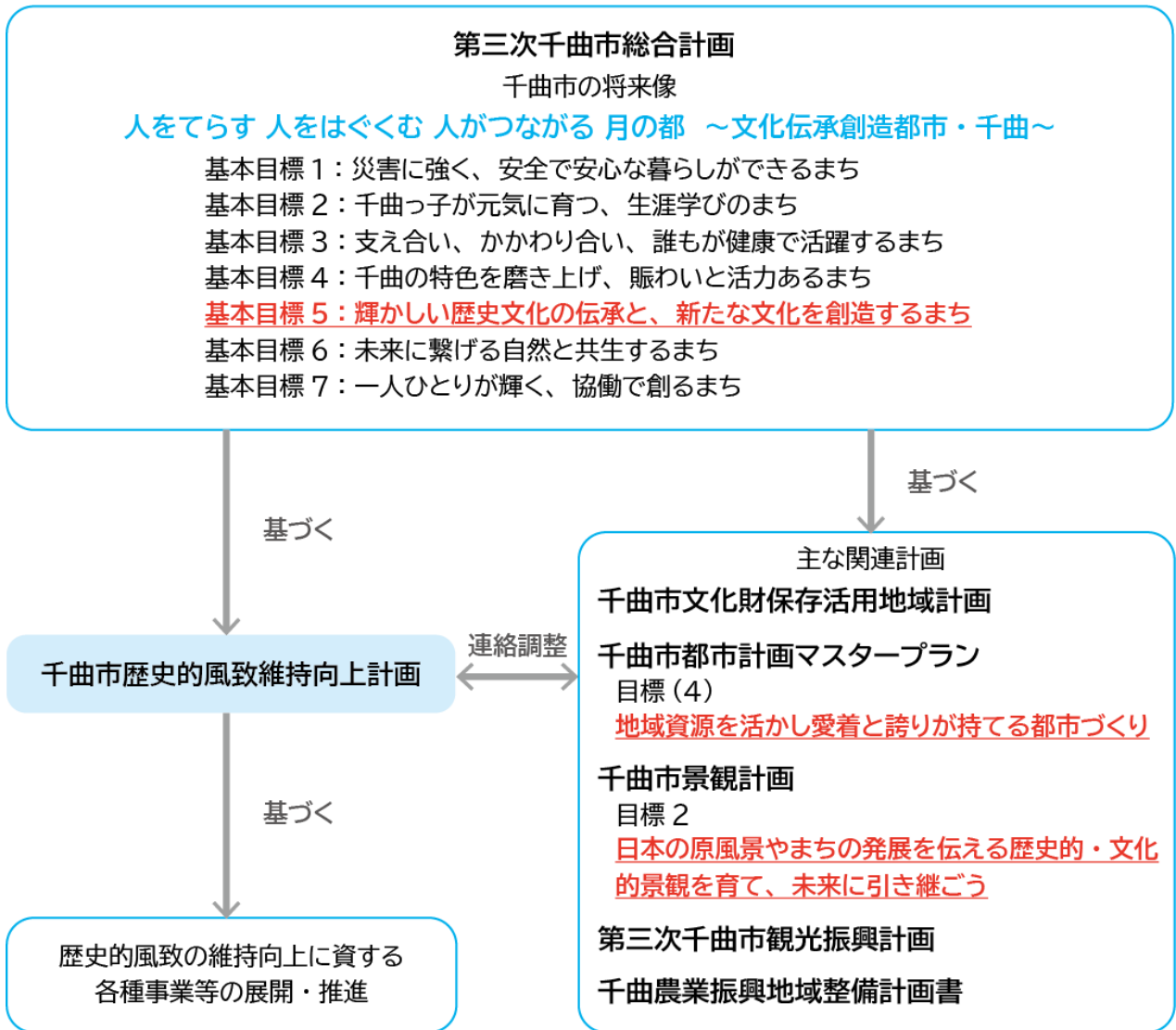
（５）歴史的風致の防災・防犯に関する課題

本市は、市域の中央を千曲川が北流していることから、水害が多発している地域である。近年では、台風や集中豪雨による大規模な災害が発生し、特に令和元年(2019)東日本台風災害では、姨捨の棚田での畦畔崩落や登録有形文化財建造物の被災など、多くの被害が生じた。水害による建造物の被害に伴い、水損した古文書等の歴史的資料の適切な処置及び保存が求められる。

歴史的風致を構成している建造物の多くは木造であり、築 100 年を超えているものが多いため、耐震性の確保や火災に対する対策も求められる。また、建造物に対する落書きや、神社仏閣での賽銭泥棒といった行為は歴史的風致を損なうものであり、犯罪を未然に防ぐ取り組みが求められる。

2. 既存計画(上位、関連計画)との関連

本計画は、第三次千曲市総合計画に基づく計画であり、関係する計画との整合、連携を図りながら本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。



歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係

（１）第三次千曲市総合計画【令和４年（2022）策定】

本計画の上位計画である「第三次千曲市総合計画」では、「人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都～文化伝承創造都市・千曲～」を将来像として掲げ、基本目標の一つに「輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち」を位置づけている。本計画で対象とする歴史的風致は、市の誇る文化資源であり、その保全と活用は、総合計画の目指す地域文化の継承と創造、観光・交流人口の拡大、住民の郷土愛醸成に資するものである。このことから、歴史的風致を核とした地域づくりの具体的な施策を展開する本計画は、総合計画の理念を実現するための基盤を形成する。

人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都 ～文化伝承創造都市・千曲～

『人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる』

市民一人ひとりが輝くためには、その人らしい個性や価値観を認め合い、安心して自立した生活を送るための社会の形成が必要です。

月明かりのように、誰にもやさしく、すべての「人をてらす」ことで、その人らしさを大切にしたい一人ひとりが輝ける場所や機会を創出し、誰一人取り残さない共生のまちを目指します。

「人をはぐくむ」ことは、家庭・地域・保育園・幼稚園・学校で子どもを育むこと、そして、成人して年々いるまで人生を育むことであり、それは、その子や孫へと引き継がれていきます。「人をはぐくむ」ことを大切にしたい魅力あるまちを目指します。

まちづくりは、人が中心となり、人が集まる地域や社会のつながりから始まります。人口減少を抑制し、まちの活力を維持するには、家庭・友人のつながりから、地域における人とのつながり、学校・社会、市外の人や、市内へ移住・定住された新たな千曲人とのつながり、これらすべての「人がつながる」協働による活力あるまちを目指します。

「人をてらす」ことで誰もが輝くまちをつくり、「人をはぐくむ」魅力あるまちを形成し、「人がつながる」活力あるまちを目指します。

『月の都』

千曲川の左岸にひとときわ高くそびえる冠着山かぶりさやま（古くは、「姨捨山おばすてやま」と呼ばれました。）の麓は、「更級あやとの姨捨山おばすてやまに照る月」、たご「田毎たごの月」と呼ばれ、古くから月見の名所として知られ、数多あまたの古人いにしへのひとにより、月見にまつわる和歌や浮世絵などが残され、親孝行を説く説話・文学である「棄老物語」の地としても語り伝えられてきました。

令和2年6月19日に、日本遺産「月の都 千曲 - 姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」-」として認定されたことから、「月の都」は千曲市のブランドイメージとして知られてきています。

『文化伝承創造都市』

文化とは、市内の特色ある農業や商工業などの産業、伝統行事、自然環境、景観、温泉など、今ある市内の様々な特色ある魅力すべてを表します。今日まで築き上げられたこの特色ある文化を次代に伝承し、さらに多様な人々との交流を通じ、多文化を認め合いながら共生する中で、お互いの文化を更に磨き上げ、進化させ、そして新たな文化を創造する持続可能なまちを目指します。

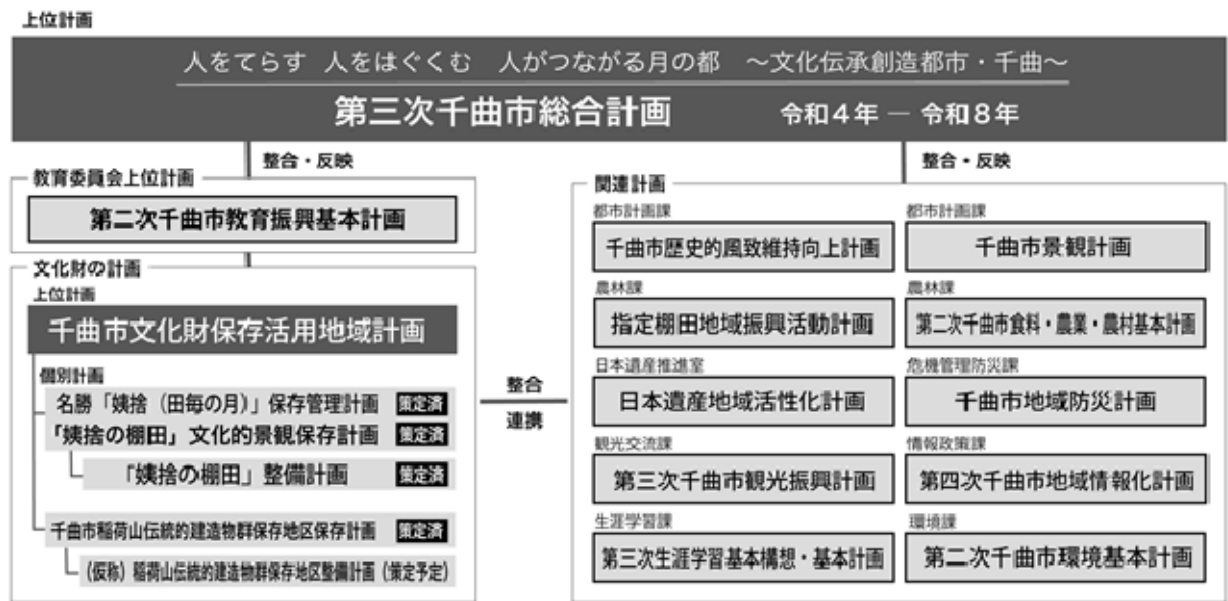
第三次千曲市総合計画 千曲市の将来像



第三次千曲市総合計画 まちづくりの目標体系

（２）千曲市文化財保存活用地域計画【令和４年（2022）認定】

文化財の継承に関する取り組みは、少子高齢化の進行や地域経済の低迷などを背景に、厳しい状況に置かれている。こうした現況に対して、地域住民とともに様々な文化財を将来に継承していくための施策を実現する必要がある。指定・未指定に関わらず、市全体の文化財について把握し、保存・活用の方針を定め、計画的に保存措置を講じていくため、「しる・まもる・つたえる・つなぐ 千曲の歴史文化」を基本理念とした千曲市文化財保存活用地域計画を作成したものである。



千曲市文化財保存活用地域計画の体系

千曲市の文化財の保存と活用の基本理念

しる・まもる・つたえる・つなぐ 千曲の歴史文化

方針1 文化財をしる

把握が十分でない文化財について重点的把握と実態を確認する

千曲市の文化財を確実に継承するためには、まず、市内の文化財をしることが重要である。そのための具体的な施策として、指定・未指定に関わらず計画的かつ継続的な把握や調査に取り組む。把握されていない文化財については、把握調査を行い、地域の文化財の掘り起こしにつとめる。把握されている文化財については必要に応じて詳細調査や継続調査を行い、新たな価値付けや現況の確認に取り組む。

方針2 文化財をまもる

文化財の内容に応じた指定の推進・計画の作成・保存管理を実施する

千曲市の文化財をより良い状態で将来へ確実に継承していくためには「守る」措置が必要である。そのための具体的な施策として、修理、整備、記録保存などの方法があり、文化財の特性に応じた保存のための措置を講じる。保存においては市民や地域団体と協力して取り組む体制づくりを推進する。

「稻荷山伝統的建造物群保存地区」など、国の選定を受けている文化財については、個別に計画を策定し、事業の詳細を定める。

方針3 文化財をつたえる

文化財を通して地域の魅力を伝え、地域総がかりで文化財を継承する

千曲市の文化財を確実に継承するためには、その価値と魅力を広く正しく伝え、住民はもとより、観光などで訪れた市外の人びとのなかに文化財に対する理解者や協力者を増やすことが重要である。千曲市の文化財を理解してもらうための取り組みを進めるとともに、地域団体による文化財周知のための活動を積極的に支援し、市民や地域団体と協力して取り組む体制づくりを推進する。

方針4 文化財でまじわる

市民・地域団体や他の自治体と連携し、文化財を核とした地域の魅力向上を図る

千曲市域の地域社会を取り巻く情勢を鑑みれば、文化財を確実に継承するために必要な施策は、今後市行政単独のみでは完結しない。市民はもとより、他の自治体との交わりを創出し、総がかりで取り組むことが不可欠である。計画作成後は、地域団体による文化財に関わる活動を積極的に支援し、市民や地域団体と協力して取り組む体制づくりを推進する。あわせて、市内に所在する、長野県立歴史館や、日本遺産認定を契機として連携の方針を定めている上田市、連携中枢都市圏構想のなかで学芸員の相互協力を定めている長野市などの隣接自治体と連携し、事業の検討を進めていく。

方針5 文化財につどう

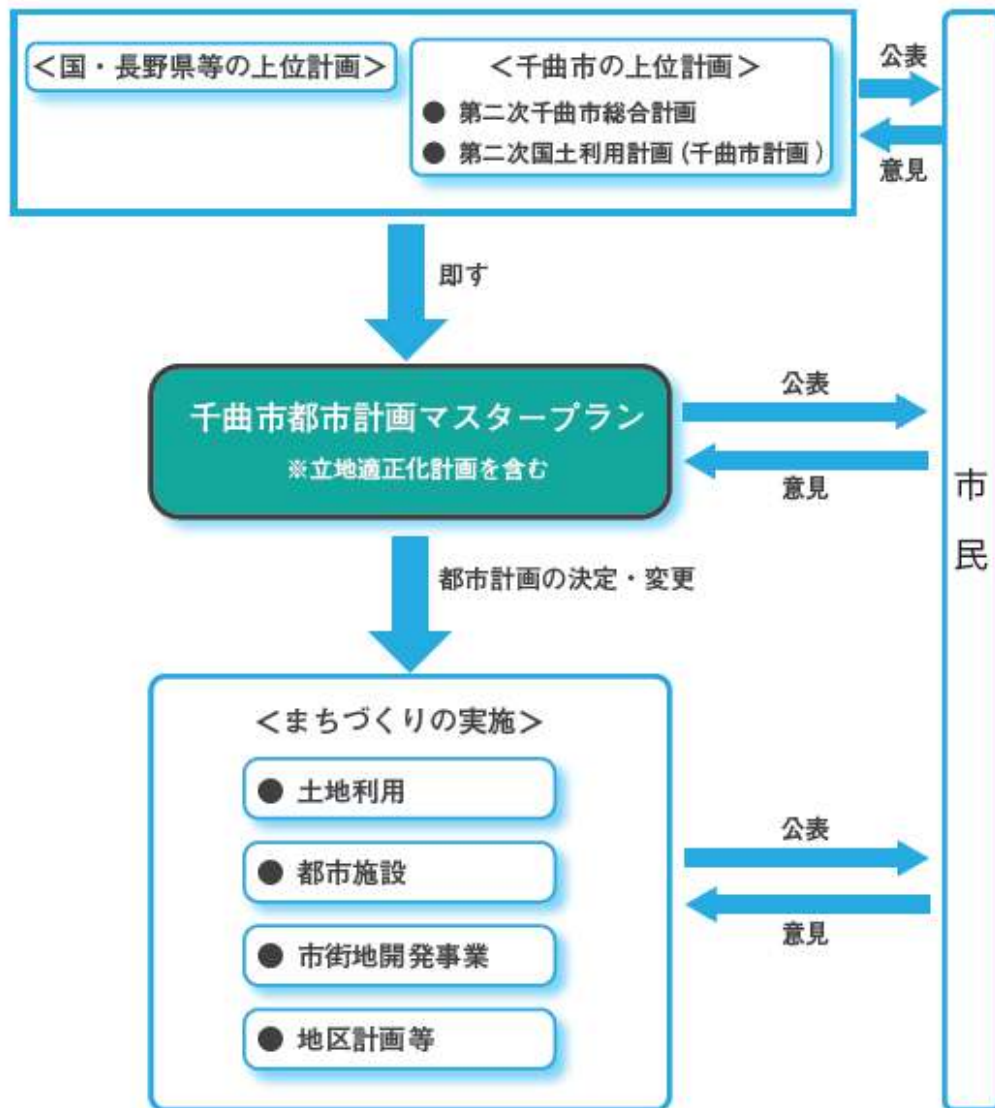
文化財を守り伝えるコアとなる施設を整える

方針1～4を推進するためには、事業を効率的、効果的に行うための、文化財を適切に保存・活用する拠点が必要である。歴史文化財センターが所管する市内の施設はいずれも千曲市合併前の旧市町から継承されたものであり、施設修繕、展示内容のリニューアルを検討する。

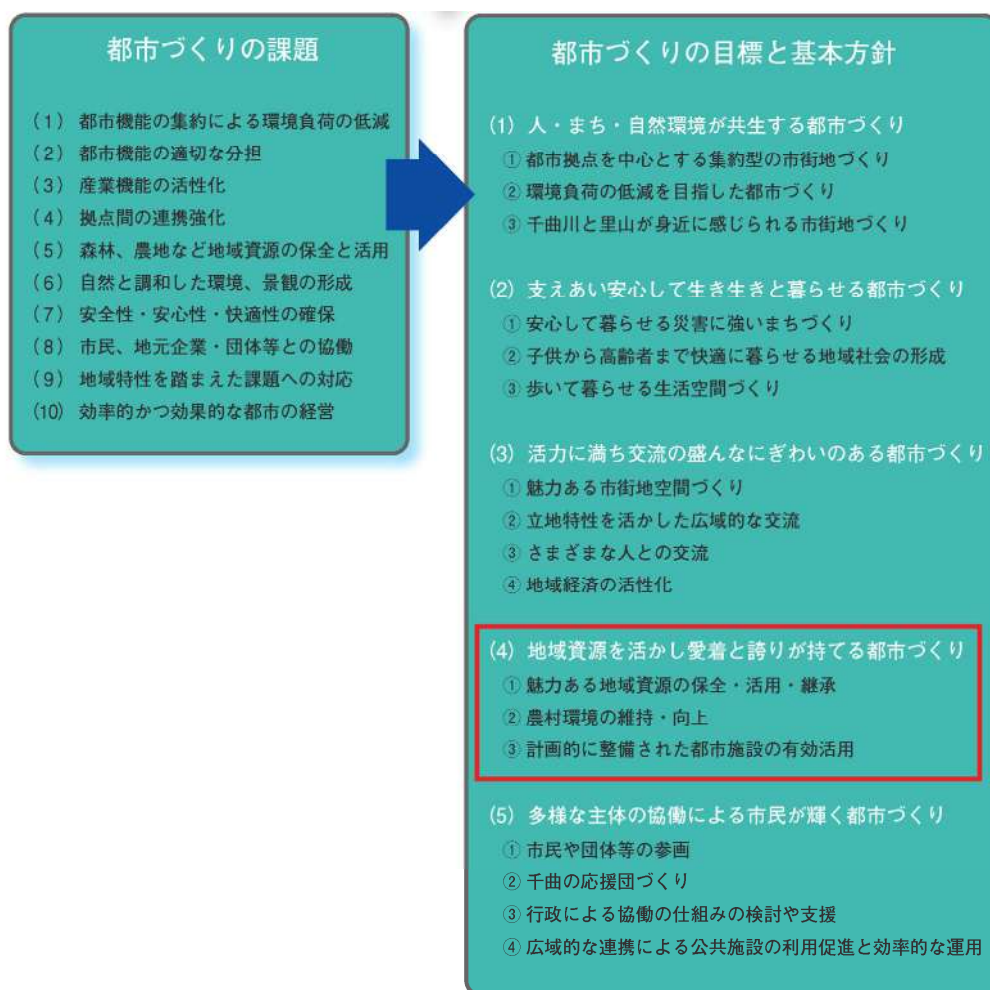
千曲市文化財保存活用地域計画 基本理念と5つの基本方針

（３）千曲市都市計画マスタープラン【平成 31 年（2019）改訂】

千曲市都市計画マスタープランでは、「地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり」を将来都市像の一つとして掲げ、歴史的建造物の保全、景観資源の活用、土地利用との調和に重点が置かれている。本計画で進める歴史的建造物の修景や景観形成は、都市計画マスタープランの方針と整合するものであり、特に重点区域における良好な都市空間の形成と、歩いて楽しめる歴史的なまちづくりの実現に資するものである。



千曲市都市計画マスタープランの位置づけ



千曲市都市計画マスタープラン 都市づくりの目標と基本方針



千曲市都市計画マスタープラン 将来都市構造図

(4) 千曲市景観計画【平成31年(2019)改訂】

千曲市景観計画では、地区別に良好な景観形成を目指すための景観形成基準や誘導方針が定められており、特に稲荷山の歴史的まちなみ、姨捨の棚田景観などは、景観上重要な区域とされている。本計画では、建物の外観整備や屋外広告物の指導、道路美装化や案内板設置など、景観計画に基づく景観配慮の具体化を行う。これにより、歴史的風致の保全と景観の育成が一体的に進み、都市の美観や観光資源としての魅力を高めることに寄与する。

未来へ引き継ぐふるさとの景観まちづくり

目標1. 雄大な自然景観を守り、未来に引き継ごう

地形からも民話・文学が生まれ、村人、旅人や商人など先人が眺めてきた自然景観を守り、未来に引き継ごう

目標2. 日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、未来に引き継ごう

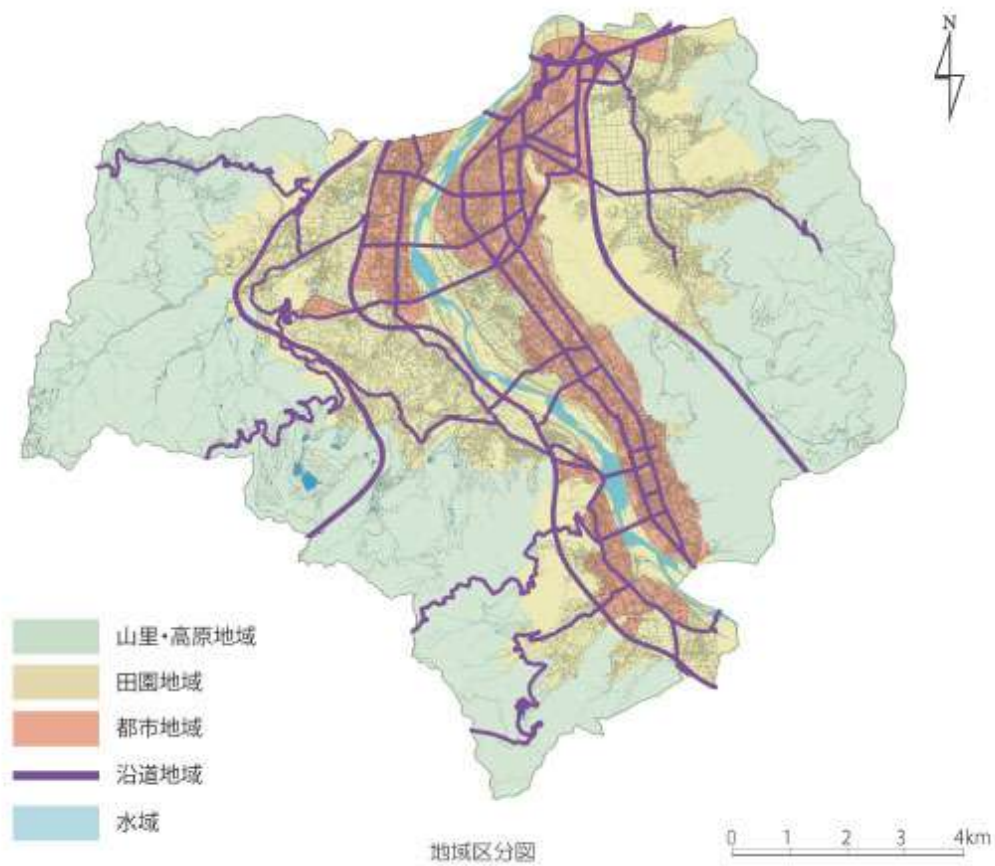
人々が古くからそこに住まうことで培われた集落の風景や、駅前の商店街や宿場町などの、まちの発展を象徴する歴史的・文化的景観を守り、育て、活かしながら、未来に引き継ごう

目標3. 新しい都市景観を創り、未来に引き継ごう

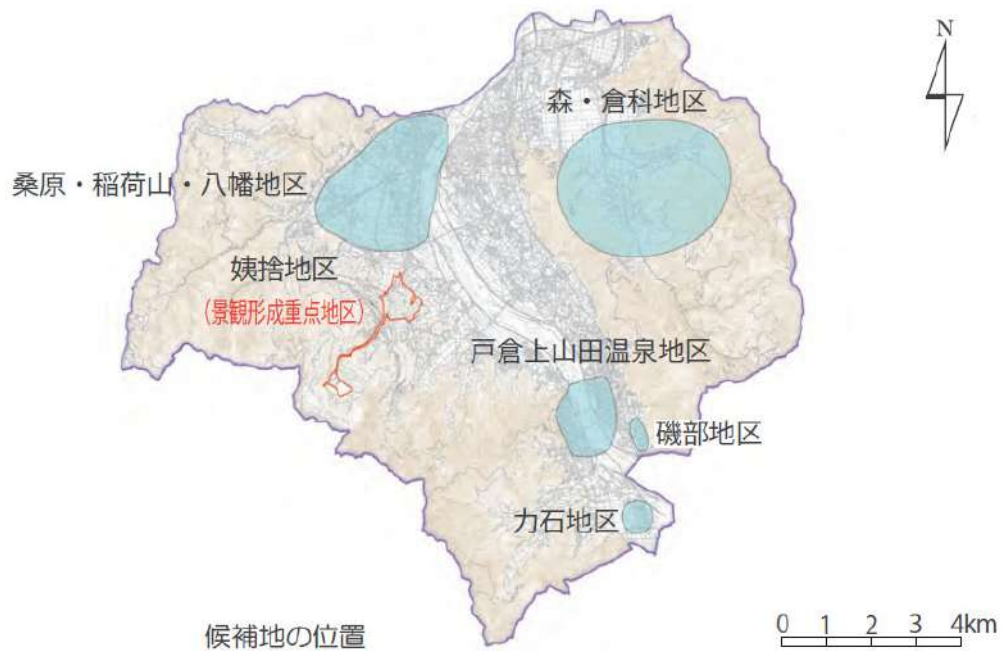
交通の要衝として発展し、産業振興を基盤として整備されてきた都市景観を、今後も、安心・安全かつ心地よく美しい都市景観となるよう創造し、未来に引き継ごう

目標4. 景観まちづくりを未来に引き継ごう

現在に生きる私たちが景観の重要性を理解し、後世に引き継ぐために、景観まちづくり活動を実践し、未来に引き継ごう



千曲市景観計画 地域区分図



千曲市景観計画 景観形成重点地区(候補地)

（５）第三次千曲市観光振興計画【令和４年（2022）策定】

市名の由来となった千曲川が市域の中央を北流し、冠着山（^{かむり きやま} 姨捨山）や鏡台山（^{きやうだいさん}）をはじめとした山々に囲まれた本市は、古代から多くの文人墨客が想いを寄せ、この地を訪れていた。

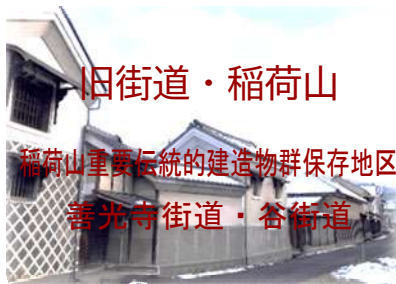
今なお残る日本の原風景と古の人びとが築き上げてきた歴史・文化・伝統・技術を後世に残すとともに、訪れる人が歴史や文化に親しみ、本市に更に興味を抱き、何度も訪れたくなるまちづくりを進めるため、「月とあんずと名湯と～いつでも何度でも癒されたくなるまち～」を観光の将来ビジョンとして、第三次千曲市観光振興計画を策定したものである。

千曲市観光の将来像のキャッチフレーズ

月とあんずと名湯と

～いつでも何度でも癒されるまち～

千曲市の観光資源



５つのエリアで地域特性を活かした独自の施策と他地域との連携で広域的な戦略の展開を！



第三次千曲市観光振興計画 観光の将来ビジョン

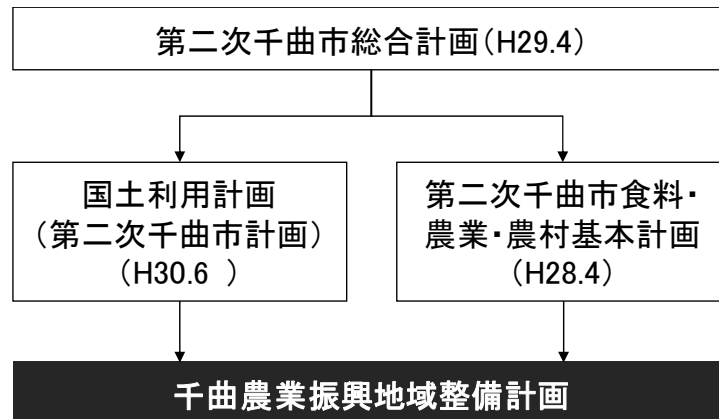
目指す姿	基本方針	施策	取組項目
月とあんずと名湯と いつでも何度でも癒されるまち	1. 観光振興施策の推進	(1) 千曲ブランドの確立・維持・強化	①エリア毎のブランド強化 (あんず・科野の里、旧街道・稲荷山、焼捨・さらしなの里、戸倉上山田温泉、千曲川)
			②イメージづくりのプロモーション
			③ブランド商品の活用と高付加価値化
		(2) 固有の文化・景観の保全	①日本遺産「月の都 千曲」を構成する地域の景観保全
			②あんずの景観保全
			③重要伝統的建造物群保存地区の景観保全
			④千曲川の景観保全
			⑤伝統芸能・文化資源の保存・活用
		(3) 観光客の満足度アップ	①おもてなしの心の醸成
			②リピーターの獲得
		(4) 「オール千曲」で挑む観光振興 ～官民連携で推進する観光振興～	①市民・地域との交流プログラムの企画・実施
			②にぎわいのある温泉街づくり
			③観光ガイドの育成・活用
			④信州千曲観光局との連携で観光地域をマネジメント
	2. 観光需要の創出	(1) 誘客の取り組みの強化	①旅行者のニーズに合わせた観光の推進
			②インバウンドの推進
			③広域観光の推進
	3. 観光基盤の充実・強化	(1) 観光施設等の整備	①既存施設の機能向上と新たな観光施設の整備
			②ユニバーサルデザインの推進
		(2) 利便性の強化	①交通ネットワークの整備（二次交通含む）
			②新たな移動サービスの推進
	4. 観光情報発信の充実	(1) 効果的な情報発信	①各種媒体による情報発信
			②観光大使等によるPR
			③旅行中の観光情報の充実

第三次千曲市観光振興計画 千曲市観光振興施策体系図

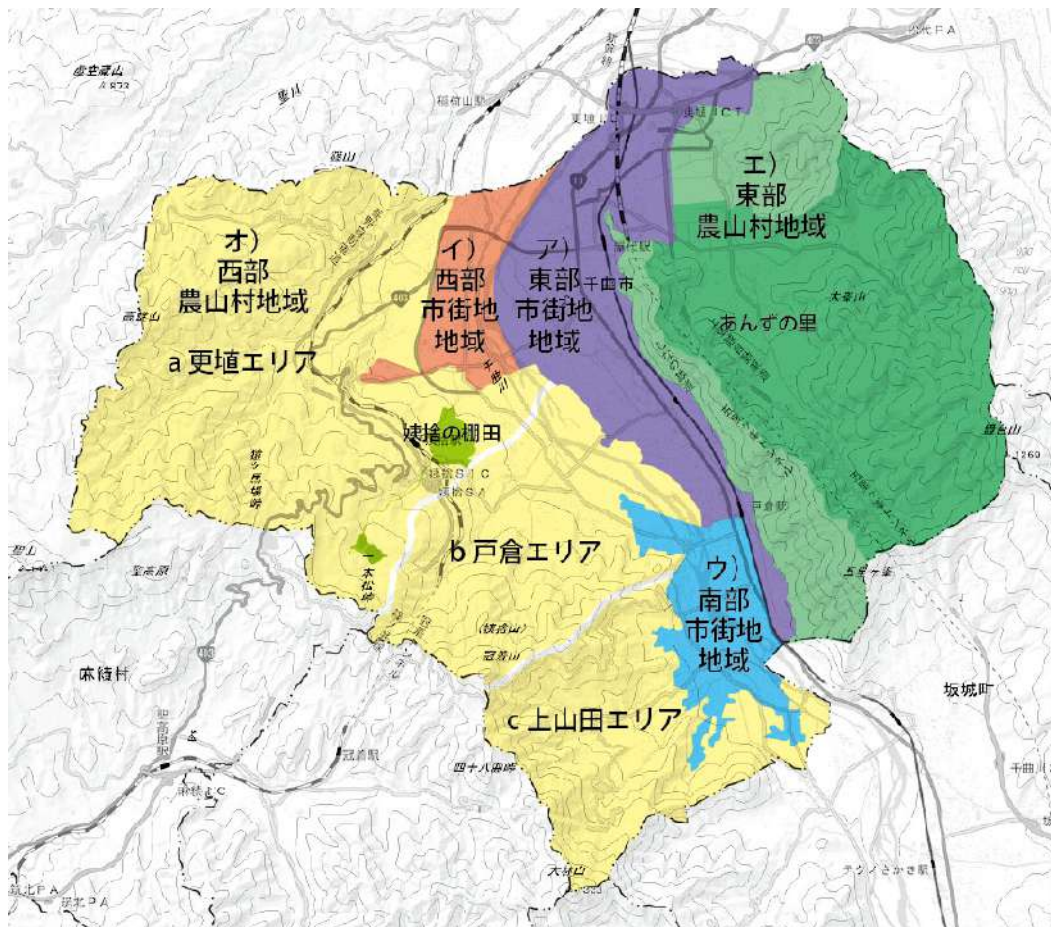
(6) 千曲農業振興地域整備計画書【平成 30 年（2018）改訂】

千曲市農業振興地域整備計画は、農業生産にとって最も基本的な資源である農地を、安全で安心な食料の安定供給を図る観点からその確保と有効利用に努めることを目的としている。また、農地は農業生産活動を通して国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、多面的な機能を有していることから、社会的共通資本として維持・管理を図ることとしている。

本市の特徴としては、姨捨の棚田で行われている都市住民の農業理解を深めるための「棚田オーナー制度」実施地区も農用地域として設定していることにある。



千曲市農業振興地域整備計画の体系



千曲市農業振興地域整備計画 地域区分

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための方針を以下に整理する。

（１）歴史的建造物等の保存と活用に関する方針

歴史的建造物で重要文化財や史跡、県又は市の指定文化財については、文化財保護法や県や市の条例に基づき、適切に保存・活用を図る。

県または市の指定文化財で、老朽化等により修理が必要である建造物や未指定の建造物については、歴史的風致形成建造物に指定し、国等の支援を活用して修理や構造補強、活用に資する整備に要する所有者等の負担軽減を図る。修理の実施にあたっては、所有者との協議、調査のうえ、優先順位を付し、計画的に修理を行うとともに活用方法についても検討を進める。また、空き家となった歴史的建造物の滅失を防ぐ方策を進めていく。

（２）歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する方針

歴史的なまちなみや景観の保全を行うため、条例や景観計画などによる建築物や屋外広告物の規制、誘導を図ることで、町並みに調和した魅力あるまちづくりが進むよう、長期的な視点で取り組む。

一体的な歴史的町並みの歴史的環境を向上させるために、道路の美装化等を推進するとともに、外周部における駐車場の整備や通過交通対策など、そこに流入する自動車交通の抑制について総合的に検討する。また、良好な景観形成を行うことを目的とした地域団体の組織、支援を検討する。

また、歴史的風致間の回遊性の向上に向けた取り組みを推進することにより、市域が一体となった歴史的風致の向上を目指す。

（３）歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人びとの活動は、その担い手である地域住民の活動を活発にすることが必要であるため、地域で活動するまちづくり団体と連携し、協働事業や文化財調査を行うことで、地域コミュニティの維持を図り、活動の継承を行う団体の育成していく。

棚田耕作といった生業に関わる活動の継承にあたっては、棚田オーナー制の継続による都市住民との交流を深め、移住・定住の取り組みを進める方策を検討し、新たな後継者の確保を行うほか、オーナー制の受け皿団体の育成について検討を進める。また、日本遺産を活用した文化財の見学ツアーなどによる歴史的風致の魅力を伝える取り組みにより、別の視点からの担い手の確保、育成に取り組む方策を検討する。

将来の担い手である子どもに対し、学校教育を通じた郷土学習による地区の歴史や、地域の祭礼等の行事に積極的参加する機会を創出し、地域の歴史や文化に関する理解を進め、担い手や継承者の育成につなげる。

（４）歴史的風致の普及と情報発信に関する方針

日本遺産といった魅力的なコンテンツの普及、情報発信にあたっては、県や周辺自治体と連携し、博物館施設における企画展やシンポジウムの開催などを進めるとともに、観光部局とも連

携しながら効果的な情報発信の手法を研究し、観光振興及び地域活性化につなげる。

また、地域の歴史を伝える歴史講座の開催により、本市の特徴ある歴史的風致の魅力を伝えとともに、文化財のボランティアガイドや愛護活動、文化財を活かしたイベントを開催している市民活動を支援し、歴史的風致の普及に努める。

将来の担い手のなる子どもに対しては、「出前授業」などを通して本市における歴史的風致の魅力を伝える活動を進める。

（５）歴史的風致の防災・防犯に関する方針

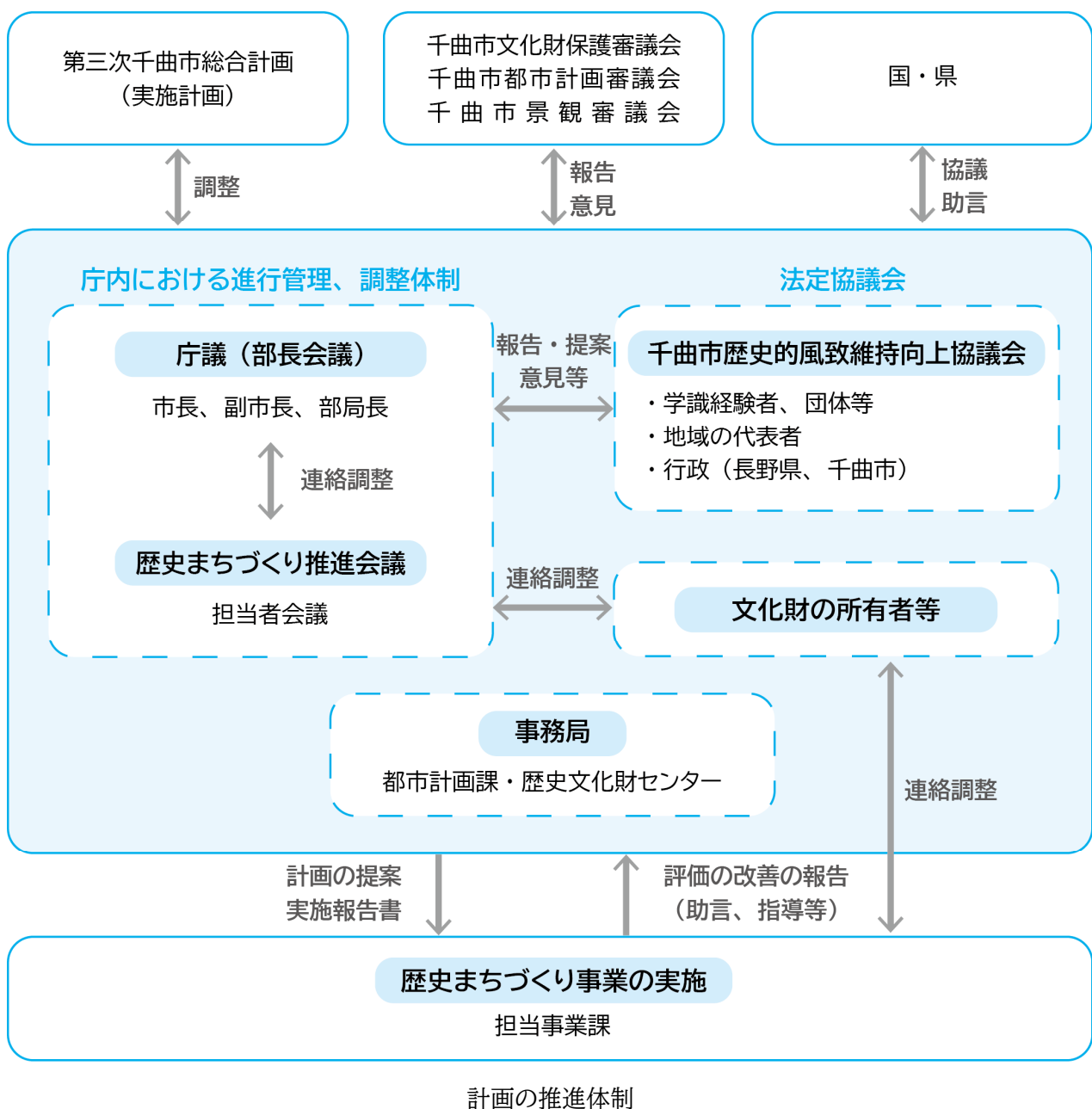
風水害や地震による大規模な災害時には、災害廃棄物として地域に残されていた歴史的資料が廃棄されてしまったことが散見されたことから、講演会等により歴史的資料の価値を知っていただく取り組みを進める。また、個人で保管できなくなった資料については、寄贈や寄託を受け、散逸を防ぐ取り組みを周知する。

歴史的風致を形成している建造物に対しては、修理に併せて構造補強といった耐震対策も併せて実施することにより、災害に強いまちづくりを進める。また、消防や消防団の協力を得て実施している、文化財防火デーの防災訓練に市民の参加を呼びかけ、防災だけでなく防犯意識意識の向上を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画の推進、実施にあたっては、建設部都市計画課及び文化観光スポーツ部歴史文化財センターが事務局となる歴史まちづくり推進会議を設置し、関係課と連絡調整を行う。また、歴史まちづくり法第11条に基づく千曲市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や計画変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。また、本市の歴史的風致の維持及び交渉を図るためには、文化財等の所有者や管理者、市民などの理解と協力が不可欠であるため、協働して事業に取り組んでいく。

なお、必要に応じて国や県のほか、関係する附属機関から助言を得るとともに文化財の所有者等と連絡、調整、協議を行う。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致は、稲荷山地区と桑原地区及び中原地区は、江戸時代に整備された善光寺街道の宿場町として形成された町並みや建築物、稲荷山伝統的建造物群保存地区とともに、稲荷山の祇園祭や中原の獅子舞神楽、伝統的な酒造りなど、そこに暮らす人びとが伝承し続ける歴史的風致が息づいている。

また、八幡地区においては、善光寺街道に通じる街道が通り、武水別神社に多くの参拝客が来訪していた。この武水別神社の大頭祭は、文禄2年(1593)から現在まで、一度も中断することなく四百数十年も引き継がれてきたものである。武水別神社社殿をはじめ松田家の神主屋敷の斎館において、川西地域の大部分の人びとが関わり、秋の収穫が終わり厳しい冬の訪れを告げる風物詩であり、将来にわたり守り伝えていきたい歴史的風致である。

更級地区や姨捨地区は、更級の名月や姨捨の棚田は古くから観月の地とされ、多くの文学作品や絵画が創作された。こうした文化的景観とともに、姨捨の棚田における稲作や、姨捨の棚田上部の大池集落で四百年も行われてきた大池の百八灯が地域住民などにより大切に受け継がれている。

戸倉上山田温泉地区は、開湯百二十年の歴史を有する長野県屈指の規模を誇る温泉街で、現在も和風旅館建築が残る温泉街とともに、千曲川納涼煙火大会や温泉夏祭りの伝統が引き継がれた温泉街という歴史的風致を形成している。

このように本市の歴史的風致は、歴史的建造物や暮らしの中に脈々と受け継がれてきた活動の歴史的風致をみることができる。

(2) 重点区域の位置

本市には稲荷山伝統的建造物群保存地区をはじめ、八幡、戸倉上山田温泉、戸倉地区といった複数の地域に歴史的建造物と歴史的建造物を取り巻く人々の活動が一体となった歴史的風致をみることができる。第1期の計画において、稲荷山・桑原・八幡地区、更級・姨捨地区、戸倉上山田温泉地区を重点区域に指定し、歴史的建造物の修理、修景への支援など歴史的建造物の保全、道路美装化や防災施設の整備や民俗文化財継承の取り組みを進め、本市の歴史的風致の維持向上を図ってきた。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、世代交代などにより、活動を支える組織の縮小、歴史的建造物の除却による歴史的風致維持が困難となることが危惧されている。これらの懸念は、重点区域以外の歴史的風致でも危惧されており、市内全域の課題でもある。

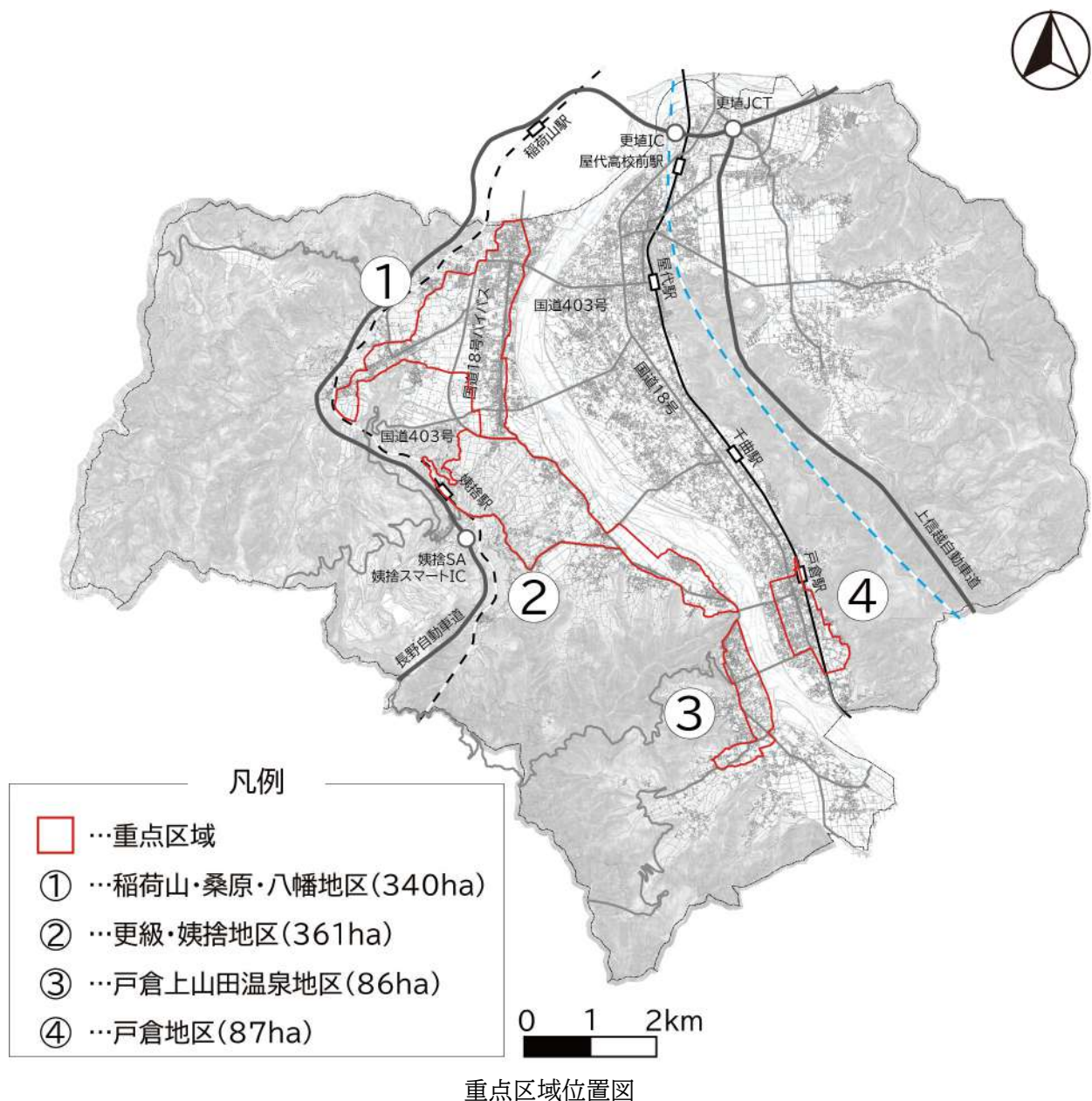
そこで、多様な施策の着実な推進により、伝統的建造物や活動の保存と継承、観光振興、地域活性化に繋がられるよう、核となる歴史的建造物を整理の上、稲荷山・桑原・八幡地区、更級・姨捨地区、戸倉上山田温泉地区、戸倉地区の4地区を重点区域に指定し、歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的に行っていく。

なお本計画の推進により、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、必要が生じた場合などは、重点区域の見直しや追加を行っていく。

（３）重点区域の区域

本計画の重点区域は、国指定文化財を中心にその他の文化財や伝統的な町なみなどの歴史的建造物が集積し、歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され、それらが一体となって歴史的風情を醸し出す良好な環境を形成しているとともに、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持及び発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、本市の歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

重点区域	面積(ha)	要 件	歴 史 的 風 致
稲荷山・桑原・八幡地区	340	重要伝統的建造物群 千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区	善光寺街道沿いにみる歴史的風致 更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致
更級・姨捨地区	361	名勝「姨捨(田毎の月)」	更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致
戸倉上山田温泉地区	86	重要文化財「智識寺大御堂」	戸倉上山田温泉にみる歴史的風致
戸倉地区	87	重要文化財「水上布奈山神社本殿」	北国街道沿いにみる歴史的風致



ア 稲荷山・桑原・八幡地区

「稲荷山・桑原・八幡地区」は、善光寺街道とそこにつながる通称一本松峠道に関連し、「善光寺街道にみる歴史的風致」と「更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が残る地域である。善光寺街道及び猿ヶ馬場峠で八幡地区に分岐する「一本松峠道」の沿道に形成された歴史的建造物と伝統的な活動が一体となった歴史的風致である。

まず、稲荷山は江戸時代に整備された善光寺街道の宿場町を基礎とし、明治時代の繁栄を色濃く残す店舗や町家などを中心として形成された町並みや建造物が残されている。その町並みを舞台とする伝統的な稲荷山祇園祭や、自衛団の活動は現在も引き継がれている。

稲荷山から善光寺街道を南下すると桑原・中原の集落があり、桑原は間の宿として伝馬屋敷が設置された宿であり、現在も通りに面して格子戸やうだつを設けたかつての宿場を偲ばせ

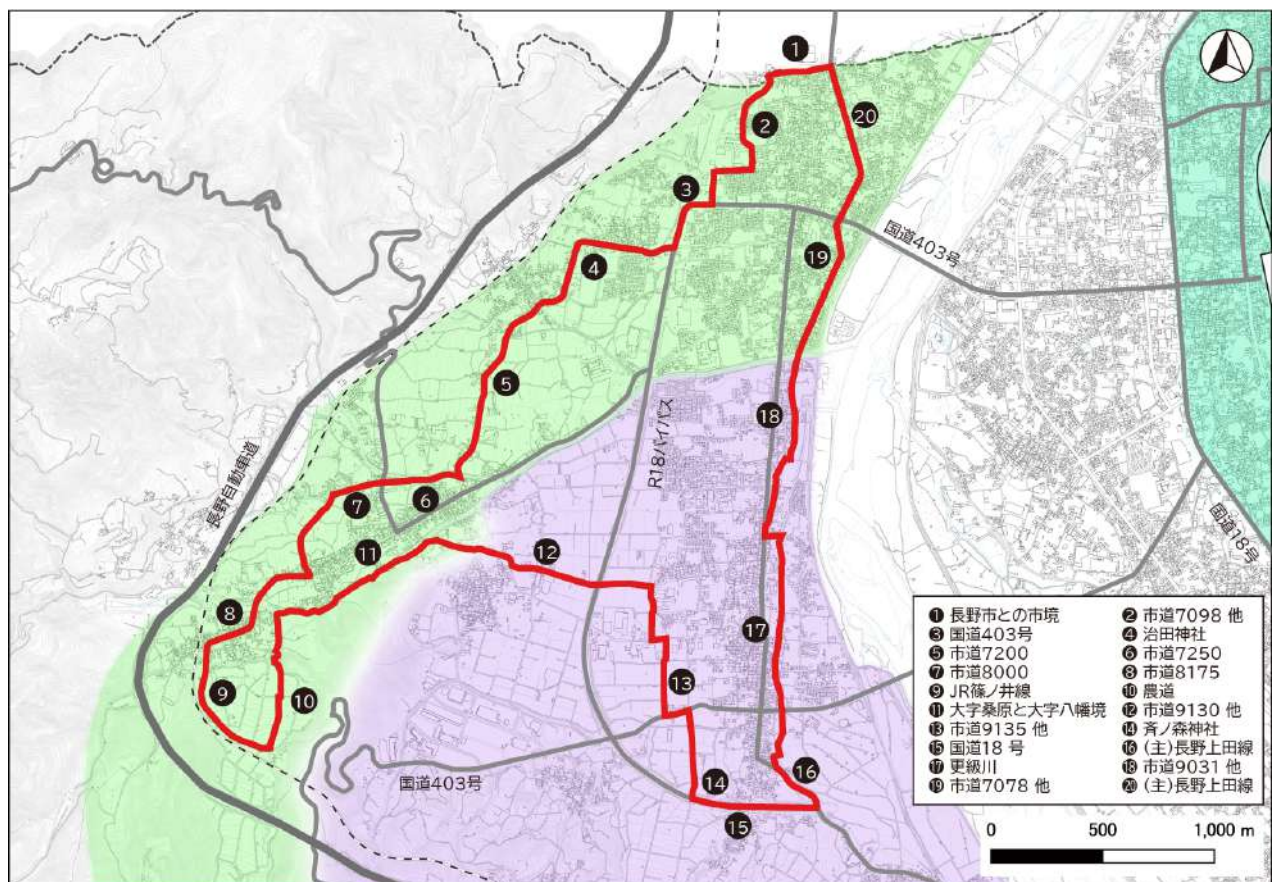
る建物に混じって、気抜きの棟木を載せた養蚕民家もみられる。

また、中原は、「八幡の七頭(清水)」と呼ばれる湧水群に代表される豊富な湧水を使用した江戸時代から続く酒造所があり、現在も江戸時代末期に建築された建物で酒造りが行われている。さらに中原には酒造りのほかに、現在も地区の祭りや武水別神社の大頭祭で披露される江戸時代から続く民俗芸能である「中原の獅子舞神楽」継承されている。

次に、八幡の中央には先述の武水別神社があり、松本方面へ通じる通称一本松街道が武水別神社を通り、稻荷山宿で善光寺街道に合流している。このため、八幡地区は、武水別神社をはじめ善光寺参りの参拝客のための旅館・料理屋・飲食店などの町家が軒を並べた門前町として形成された町並みで、厳粛なお宮の杜や、歴史的な建造物が当時のにぎわいを偲ばせる。また、この武水別神社の大頭祭は、先の中原も含めた広い地域の氏子により支えられ、四百数十年、一度も中断することなく現在に引き継がれてきた伝統行事である。

これらにより、善光寺街道を軸とした稻荷山・桑原・中原地区と善光寺街道につながる通称一本松街道を軸とする八幡地区については、街道と一体となって発展してきた良好な町並みを形成している既存集落地域を重点区域として設定する。

重点区域の境界については、伝統的な建造物の範囲等を踏まえた道路界や水路界を基本とする。



稻荷山・桑原・八幡地区

イ 更級・姨捨地区

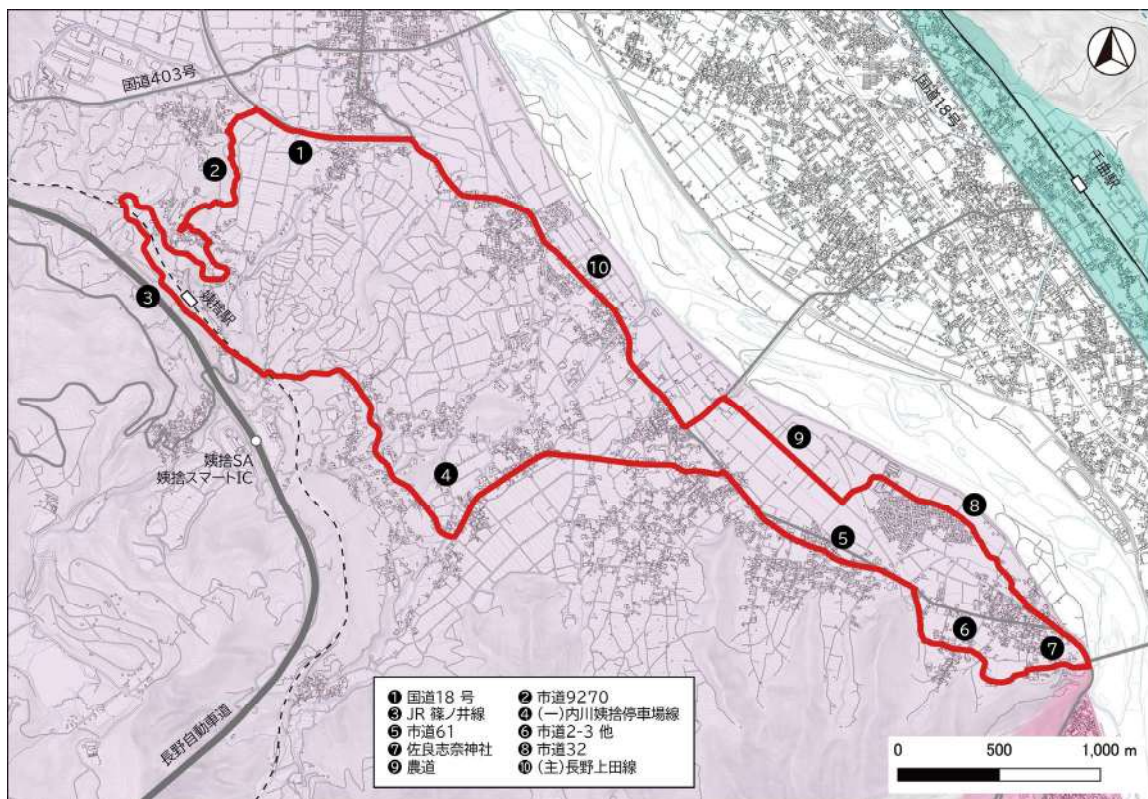
「更級・姨捨地区」は、更級の名月と姨捨の棚田が織りなす文化的景観や、名月を題材とした歴史的・文学的な建造物、棚田を耕作する住民の生活空間が一体となった歴史的風致を形成している。

本地区は冠着山山麓に位置し、月の名所として平安時代から京の都でも知られ、『古今和歌集』などに多数の和歌の題材として詠まれてきた地域である。冠着山はその当時から「姨捨山」と呼ばれていた。戦国時代以降、大池の湧水を利用した棚田が拓かれるようになると、高くそびえる冠着山と比べると容易に足を運ぶことができることから、棚田に映る月景色を表現した「田毎の月」が次第に有名になり、やがて「田毎の月」のある長楽寺周辺が「姨捨山」と呼ばれるようになったものと考えられている。この地には、松尾芭蕉、小林一茶をはじめとした文人墨客が訪れ、長楽寺には「芭蕉翁面影塚」など多くの文学碑が残されている。

「田毎の月」の舞台となる姨捨の棚田は、現在でも 40ha の範囲に 1,500 枚の棚田が広がっている。ここでは、「田越し灌漑」と呼ばれる伝統的な手法により水田耕作が行われている。

このように、歴史的建造物と伝統的営みが一体となって良好な歴史的風致を形成している棚田の地域と伝統的営みを継承する人々が住む集落を含めた地域を重点区域として設定する。

重点区域の境界については、名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」、千曲市景観計画における景観形成重点地区を踏まえ、歴史的建造物や景観及び伝統的な地域活動に配慮した道路界、水路界を基本とする。



更級・姨捨地区

ウ 戸倉上山田温泉地区

「戸倉上山田温泉地区」は長野県屈指の歴史と規模を有する温泉街と、この温泉街を舞台とした伝統的な行事、温泉街により支えられてきた歴史的建造物が歴史的風致を形成している。

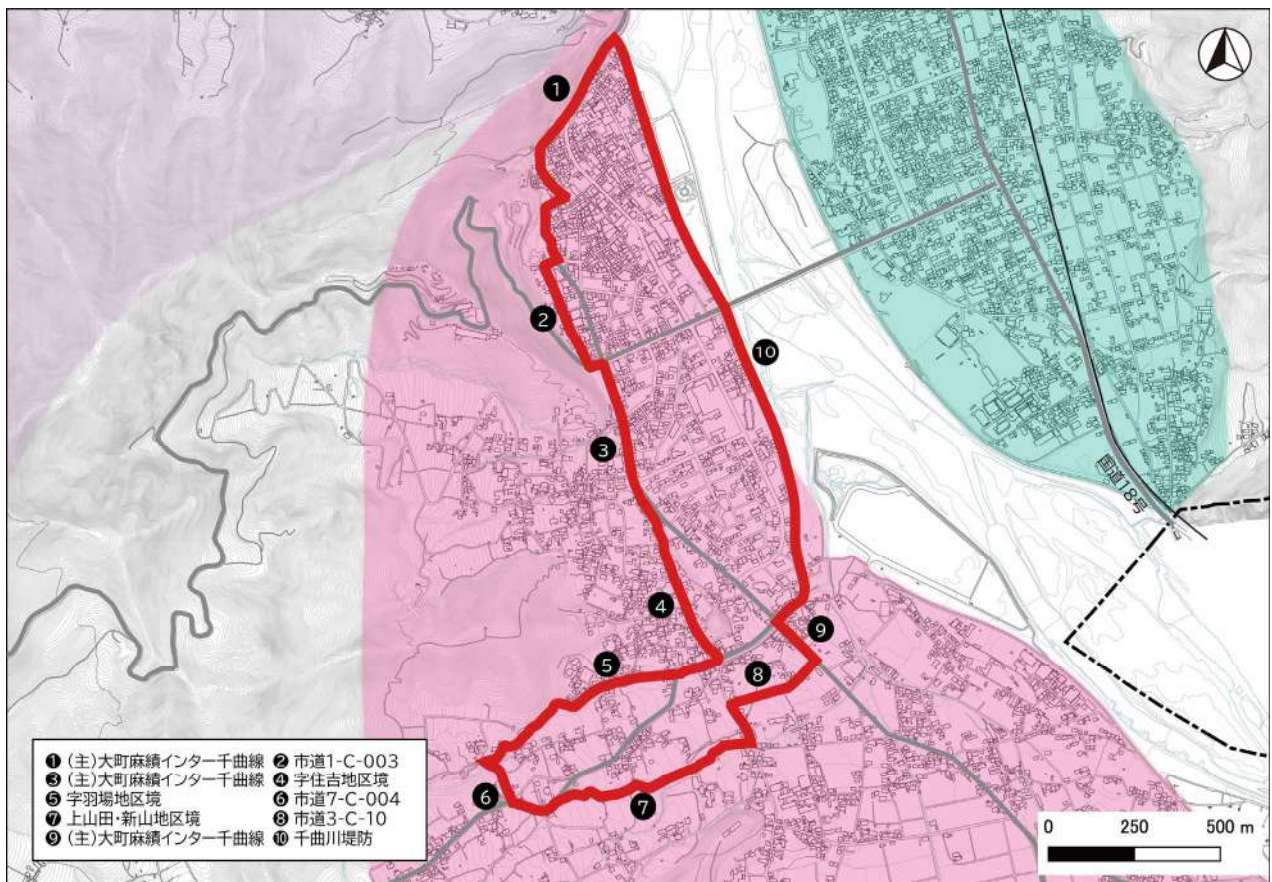
戸倉上山田温泉は、明治26年(1893)に戸倉温泉が、明治36年(1903)に上山田温泉が開湯され、「善光寺詣りの精進落としの湯」として発展してきた。

温泉街には20軒ほどの和風旅館など宿泊施設が建ち並び、その通りや路地には飲食店や土産物店など、昭和初期の風情を残す温泉街としてのまちなみを形成している。また小説家の志賀直哉が逗留し、「豊年蟲」を執筆した笹屋ホテル別荘は、建築家遠藤新による設計で昭和7年(1932)に建てられたもので、国の登録有形文化財に登録されている。温泉街では、水天宮の祭から発展した「戸倉上山田温泉夏祭」が行われ、夏の風物詩として観光客に親しまれている。

重要文化財の智識寺大御堂や十一面観音立像は、戸倉上山田温泉をはじめとした人びとによって守り伝えられてきている。

歴史的建造物の保存と昭和の風情が残る温泉街と、そこで営まれる伝統行事が一体となって良好な歴史的風致を形成している範囲を重点地区とする。

重点区域の境界については、温泉街と伝統的な建造物が所在している地域を踏まえた、道路界、水路界を基本とする。



戸倉上山田温泉地区

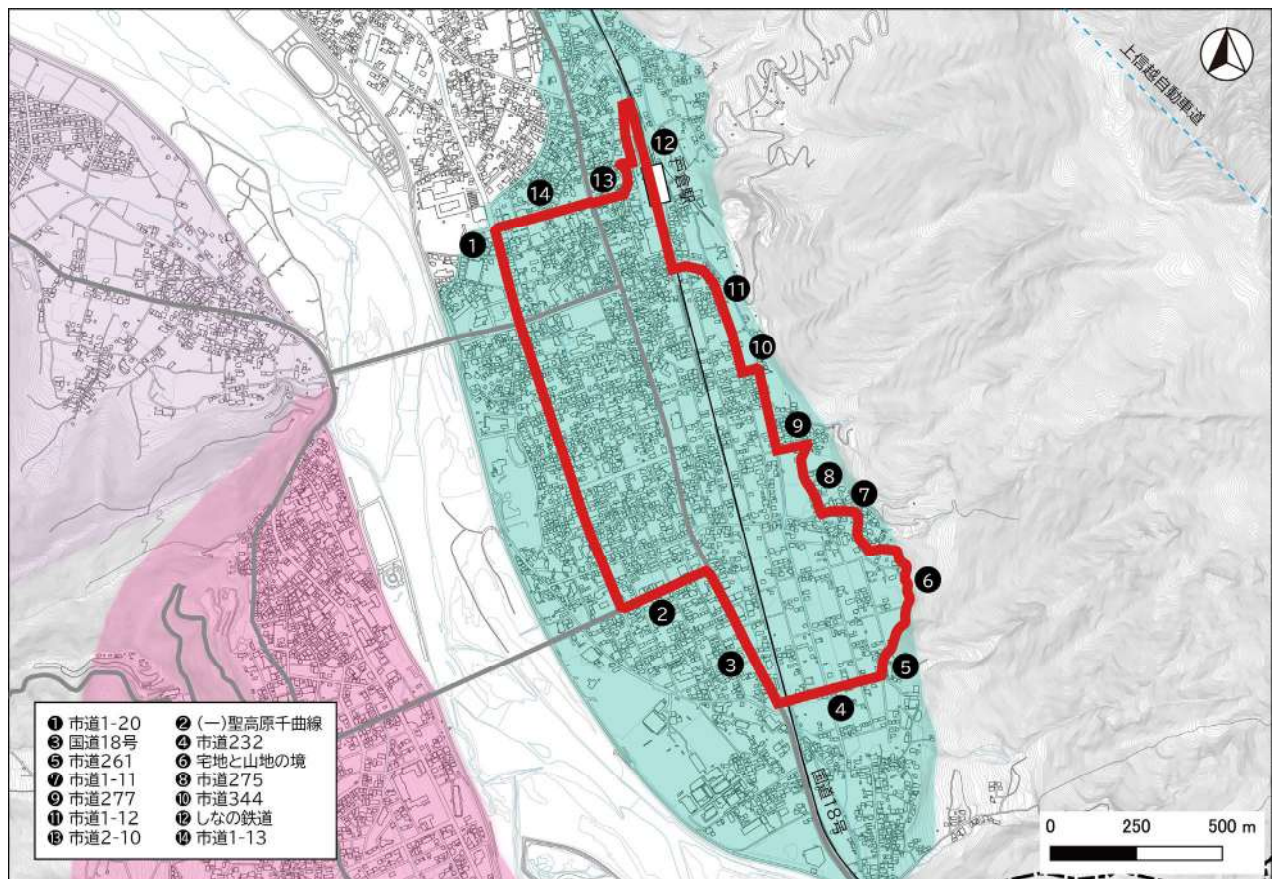
エ 戸倉地区

「戸倉地区」は、北国街道の宿場である「上戸倉宿」^{かみ とぐらしゅく}、「下戸倉宿」^{しも とぐらしゅく}に残されている歴史的建造物と、宿場の鎮守として勧請された神社で行われている伝統的な行事が一体となった歴史的風致を形成している。

「水上布奈山神社」は北国街道の下戸倉宿設置に伴い、慶長 8 年(1603)頃に信州諏訪大社から建御名方神^{たけみ なかた}を勧請し、下戸倉宿の鎮守として創建されたと伝わっている。伝統行事である「水上布奈山神社の御柱」は、諏訪大社の御柱と同じく、7 年に 1 度開催され、歴史と伝統を反映した人々の活動が行われている。

坂井銘醸は江戸時代から続く酒造業を営んでおり、大正時代には美人画で有名な竹久夢二^{たけひさゆめ じ}が立ち寄っている。現在は、茅葺屋根の主屋で蕎麦屋を経営しているほか、酒蔵では竹久夢二^{たけひさゆめ}や加舎白雄など、ゆかりのある文人墨客の資料や酒造業にまつわる資料を展示している。

重点区域は、戸倉宿を中心として歴史建造物と人々の活動が営まれている範囲とし、境界は道路界、水路界や地物界を基本とする。



戸倉地区

2. 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致に維持及び向上を図る施策を重点的かつ一体的に推進することで、歴史的町並みや建造物の保存、周辺環境の整備が進展するとともに、人々の活動が維持されることで、地域の個性や魅力が向上し、本市の歴史や伝統、文化が広く再認識される。

また、地域住民のシビックプライドが醸成され、地域コミュニティの維持、活性化、活動機会の増大を通して先人が培ってきた伝統的な祭礼行事や民俗芸能の継承、発展にもつながる。

さらに、地域の個性や魅力の向上は、歴史資源を活用した観光振興にもつながり、広範な情報発信により交流人口と滞在時間の増加により、観光関連のほか関係する他業種へも波及し、経済活動の活発化などの効果も期待できる。

重点区域でこのような効果が発揮されることにより、歴史、伝統を活かしたまちづくりの本市全体への波及も期待できる。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市では、都市計画の指定のほか、景観計画、景観条例、屋外広告物条例などに基づいて、良好な景観の形成に関する施策を推進しており、重点区域における取組はこれらと相互に連携を図りながら推進する。

（１）都市計画との連携

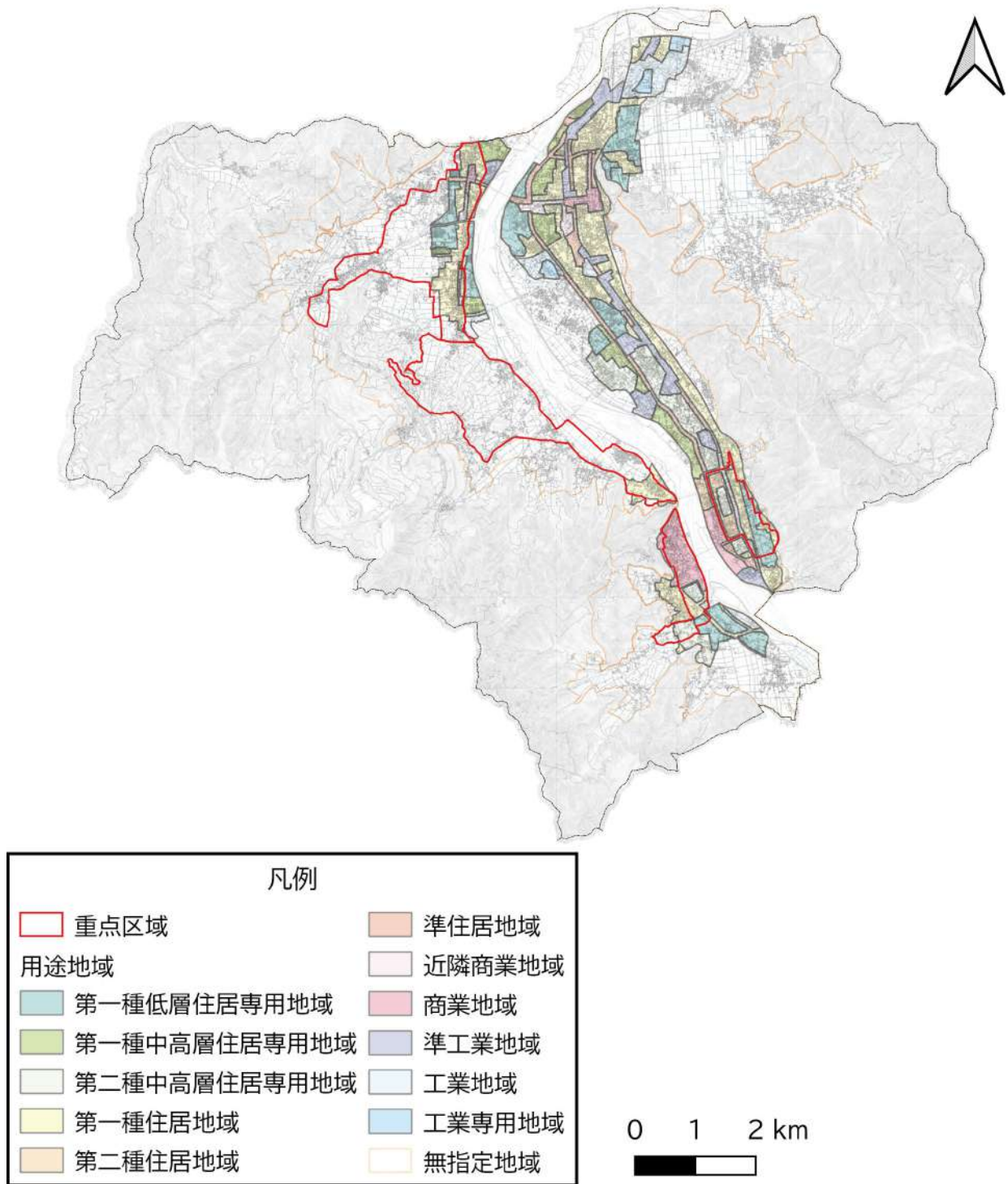
本市では、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、土地の合理的な利用を図るために、行政区域 11,984ha のうち 49.2%にあたる 5,900ha が都市計画法に基づく「千曲都市計画区域」として定められている。また、都市計画区域内の 1,455ha、市域全体の 12.1%にあたる面積には、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の土地利用を定める「用途地域」が指定されている。

本計画の重点区域に関しては、4 地区全てが都市計画区域内に位置している。

ア 用途地域

重点区域の稲荷山・桑原・八幡地区は、一部が商業系と住居系の用途区域に指定されている。また、更級・姨捨地区は、若宮地区の一部が住居系の用途地域に指定されているが、多くが無指定の都市計画区域となっている。

戸倉上山田温泉地区、戸倉地区は全域が用途地域に指定されており、戸倉上山田温泉地区は商業系と住居系の用途地域、戸倉地区は住居系の用途地域となっている。



千曲市都市計画区域と重点区域

（２）景観計画との連携

本市の景観は、大地が育む豊かな自然と、そこに住む人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで脈々と伝えられてきた、固有の資源である。

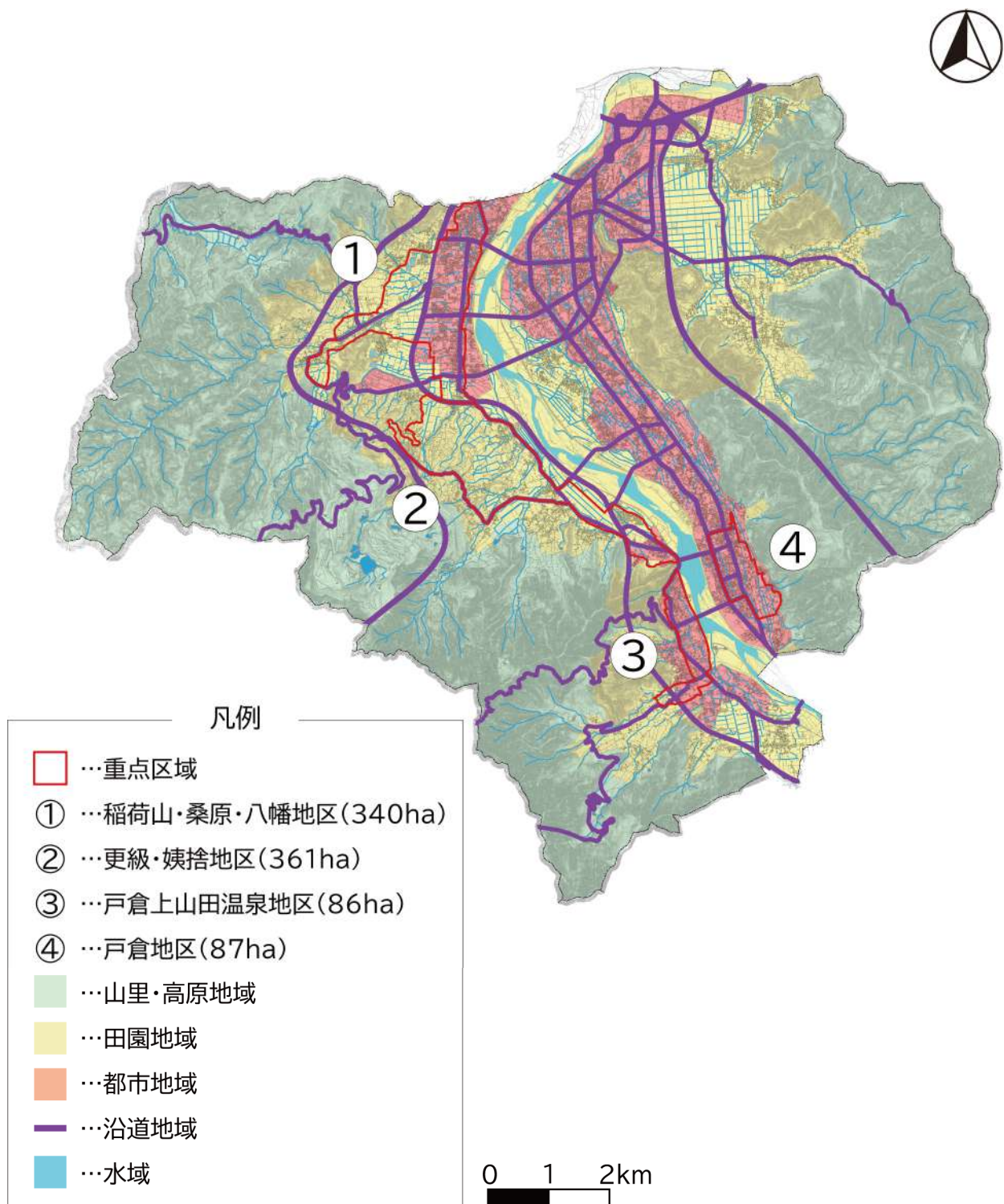
この景観を市民共有の財産として捉え、市民・事業者・行政の役割分担と相互の合意形成の中で、景観の保全、育成、創出を推進するための基本的な方針や、施策並びに規制を位置づけるため、平成21年(2009)11月に市域全体を対象とした千曲市景観計画が策定され、地域別の景観については、以下のような境界区分に基づき定められている。

また、景観計画区域全域を対象に、以下の大規模開発行為を届出対象行為として設定されている。

重点区域である更級・姨捨地区の一部が景観形成重点地区の指定を受けているほか、森・倉科地区、桑原・稻荷山・八幡地区、戸倉上山田温泉地区、磯部地区、力石地区の一部が景観形成重点地区候補地域となっている。

ア 地域区分

区 分	
山里・高原地域	●都市計画区域外の地域
田園地域	●都市計画法に基づき都市計画区域として定められた区域のうち、下記に示す都市地域以外の地域
都市地域	●都市計画法に基づき用途地域が定められた地域 ●千曲市都市計画マスタープランにおいて都市ゾーンに位置付けられた地域
沿道地域	●高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路(計画幅員16m以上)の両側30mの地域 (沿道地域は、山里・高原、田園、都市地域の該当区分への上乗せ制限となる。)



千曲市景観計画地域区分と重点区域

イ 届出対象行為

特定届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ 13 mを超えるもの
		延床面積 1,000 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの
工作物の建設等	プラント類、自動車車庫(建築物とならない機械式駐車装置)、貯蔵施設類、処理施設類の建設等	高さ 13 mを超えるもの
		築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	電気供給施設等の建設等	高さ 20 mを超えるもの
	太陽光発電施設の建設等	太陽光パネルの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの
	上記以外の工作物の建設等	高さ 13 mを超えるもの

その他の届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模
土地の形質の変更	面積 1,000 m ² を超えるもの
	生じる法面・擁壁の高さ3mまたは長さ 20 mを超えるもの
土石類の採取	面積 1,000 m ² を超えるもの
	生じる法面・擁壁の高さ3mまたは長さ 20 mを超えるもの
屋外における物品の集積	集積の高さ3mまたは面積 1,000 m ² を超えるもの
建築物または工作物の外観における公衆の関心を引くための形態または色彩その他の意匠の変更(以下、「特定外観意匠」という)	面積 25 m ² を超えるもの

ウ 景観形成重点地区

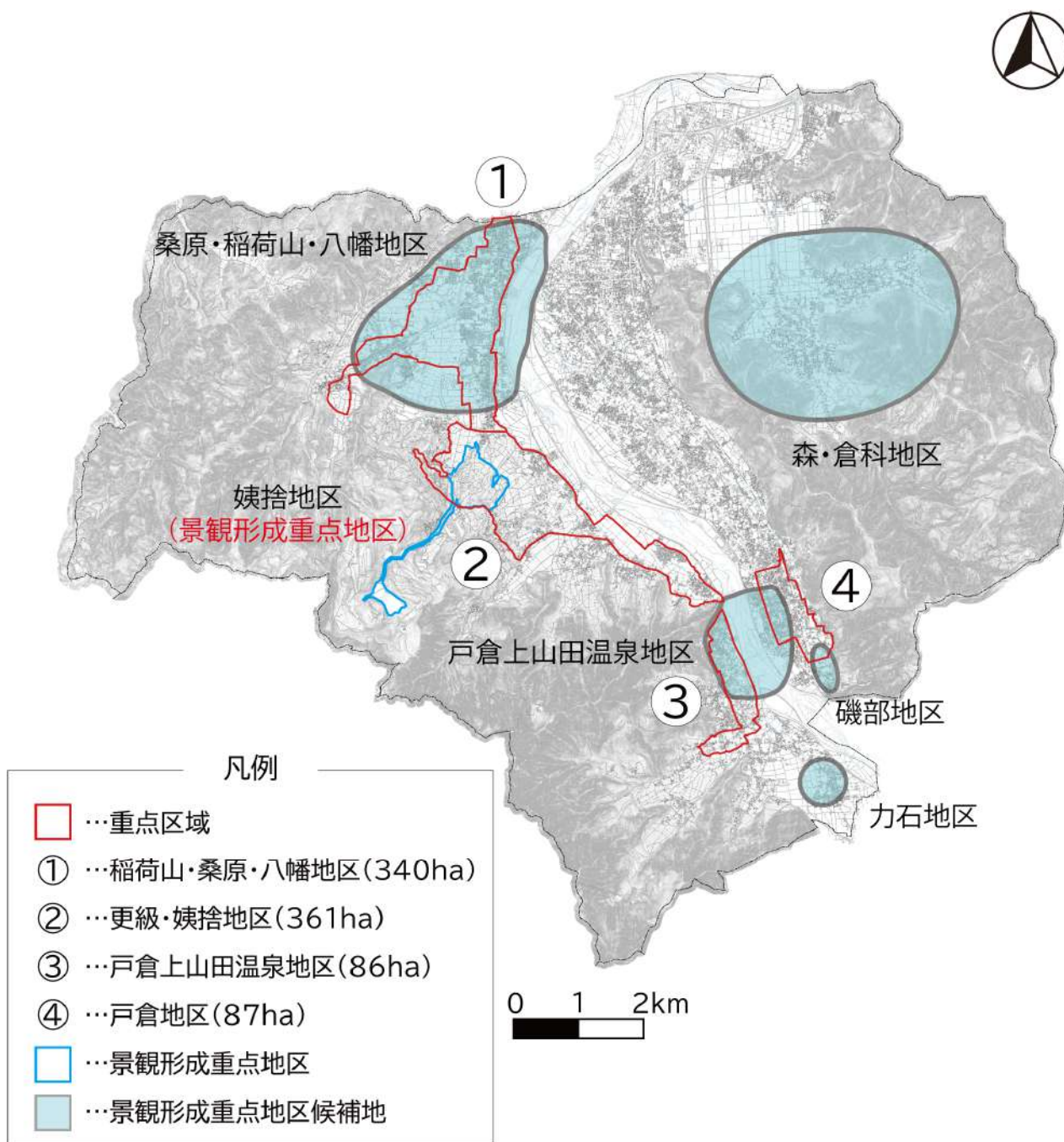
景観形成区域は千曲市全域と位置づけ、そのうち重点地区として千曲市を代表する個性ある地域について、重点的かつ段階的に景観形成を進めるために、良好な眺望景観を有する地区、歴史的・文化的景観を有する地区、自然と調和した景観を有する地区などより6地区に分け、姨捨地区を景観形成重点地区に、また、その他の5地区を候補地として設定している。

地区名	地区の概要
景観形成重点地区 姨捨地区 (第1号)	棚田の重要文化的景観に選定される
候補地 森・倉科地区	日本一のあんずの里
候補地 桑原・稲荷山・八幡地区	明治・大正の繁栄の歴史を継承するかつての宿場町であり、北信随一の商都であった稲荷山の一部が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される
候補地 戸倉上山田温泉地区	開湯 120 年を超える歴史を有する千曲川ほとりの温泉地
候補地 磯部地区	かつての宿場町としての風情を残す落ち着いた雰囲気集落
候補地 力石地区	養蚕で繁栄し、豪壮な民家が残る集落

景観形成重点地区として指定した姨捨地区の具体的な区域、行為の制限について以下のとおり決定されている。今後、他の候補地においても重点地区の指定について検討していく。

特定届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模等
建築物	新築、増築、改築または移転	延床面積10㎡を超えるもの
	外観の変更	変更に係る面積が15㎡を超えるもの
工作物の新築等	装飾塔、記念塔 等	高さ5mまたは表示面積が3㎡を超えるもの
	擁壁、垣、さく、堀 等	高さが1.5mまたは長さが5mを超えるもの
	プラント類、自動車車庫(建築物としない機械式駐車装置)、貯蔵施設類、処理施設類	築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給施設等	高さが8mを超えるもの
	太陽光発電施設	太陽光パネルの合計面積が20㎡を超えるもの
	貯水槽、その他	高さが5mまたは築造面積が10㎡を超えるもの
	自動販売機等	高さが1mを超えるもの
	上記以外の工作物	高さが5mを超えるもの
仮設の建築物及び工作物の新築等		全て
建築物または工作物の外観における公衆の関心を引くための形態その他の意(以下「特定外観意匠」という。)の表示または掲出		表示面積が3㎡を超えるもの(掲出する物件については、高さが5mまた表示面積が3㎡を超えるもの)
土地の形質の変更	面積が300㎡または生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
	農林漁業を営むため以外のもの	
	農地の整備、開墾	面積が1,000㎡を超えるもの
	用排水施設	幅員が1mを超えるもの
	農道、林道	幅員が2mを超えるもの
土石類の採取		地形の外観の変更に係る面積が300㎡または生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
屋外における物件の堆積または貯蔵	高さが3mまたは面積が100㎡を超えるもの	
	農林漁業を営むため以外のもの	
	堆積または貯蔵の期間が30日を超えるもの	
	農業目的以外の物品の集積	高さが1.5mまたは面積が50㎡を超えるもの
木竹の伐採等		高さ5mまたは伐採面積が300㎡を超えるもの



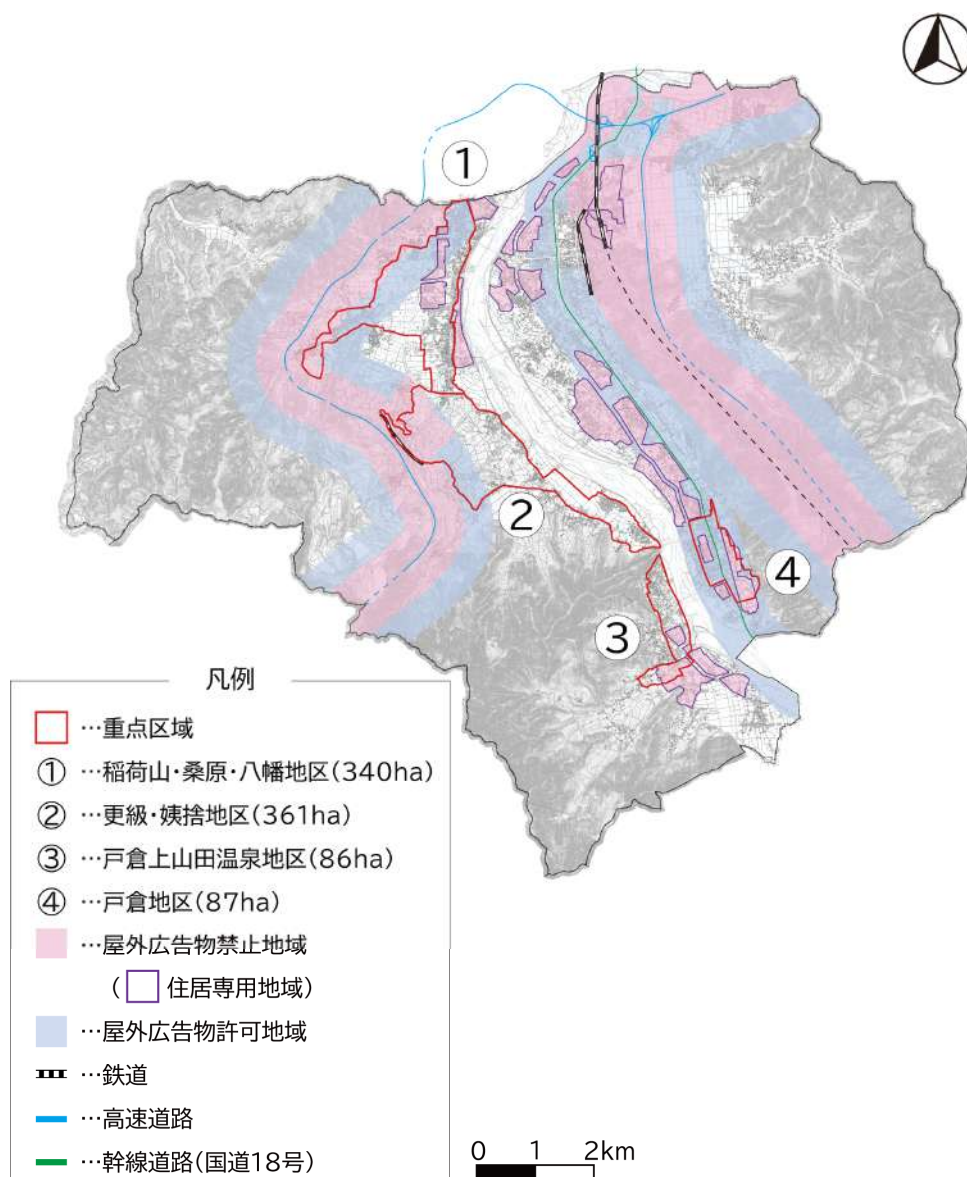
千曲市景観形成重点地区と重点区域

(3) 屋外広告物条例との連携

本市における屋外広告物の規制は、長野県屋外広告物条例(平成5年10月18日長野県条例第23号)により規制されている。

本市内における指定区域には、屋外広告物を禁止する「禁止地域」と許可申請により設置が可能な「許可地域」の2つがある。そのうち「禁止地域」には、都市計画法の規定により定められた「住居専用地域」(第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域)及び「道路等」(高速自動車国道、一般国道、県・市道及び鉄道から展望できる範囲のうち、一定の地域)がある。重点区域においても上記の規制に基づき、「禁止地域」と「許可地域」が混在している。

これら指定区域における屋外広告物の表示や設置を規制・指導することにより、風致景観を維持されるものであり、本計画では引き続き屋外広告物法と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

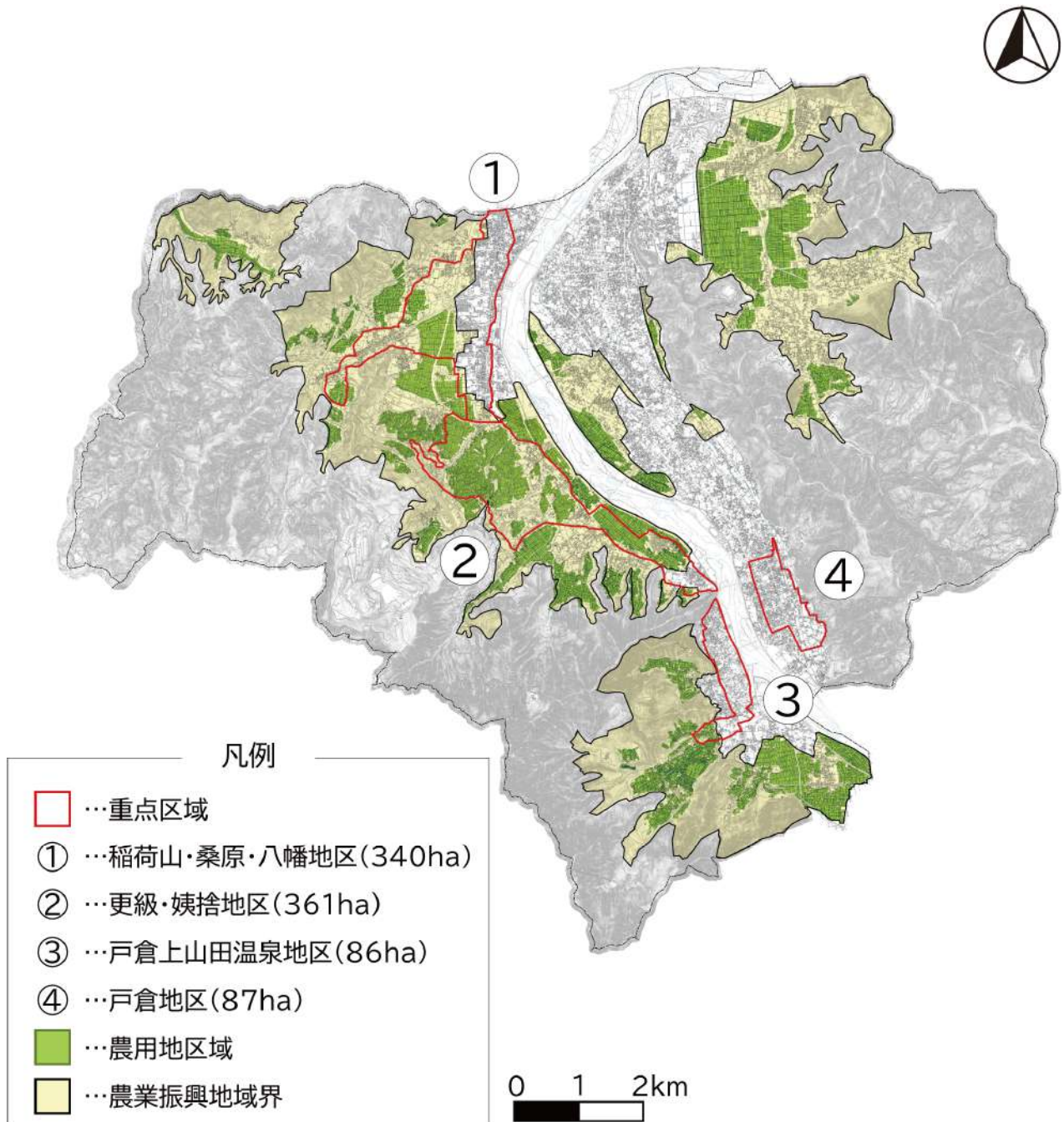


千曲市屋外広告物規制地域と重点区域

(4) 農業振興地域整備計画との連携

農業生産にとって最も基本的な資源である農地を、安全で安心な食料の安定供給を図る観点から、農地の有効活用に努め、多面的な機能の発揮を図るために策定している。

重点区域内においては、稲荷山・桑原・八幡地区、更級・姨捨地区、戸倉上山田温泉地区に農業振興地域が広がっており、更級・姨捨地区はほぼ全域が農業振興地域となっている。



千曲市農業振興地域と重点区域

（５）国指定等文化財の保存計画

重点区域にある国指定等文化財については、適切な保存、活用を行い、その価値を次世代へと継承する長期的な指針として、以下の保存計画を策定している。

ア 名勝「姨捨（田毎の月）」保存管理計画

名勝「姨捨（田毎の月）」保存管理計画は、名勝の価値を構成する「長楽寺地区」、「四十八枚田地区」、「姪石地区」、「上姪石地区」の4地区における保存管理の方針を定めた計画である。本質的な価値を有する棚田において、現状の整備形態を基にランクⅠからランクⅣまでゾーニングし、地区毎に整備の手法、水準を示している。

イ 「姨捨の棚田」文化的景観保存計画

重要文化的景観「姨捨の棚田」選定範囲は、名勝「姨捨（田毎の月）」の保存管理を行うため、周辺地域を含めた広い範囲となっており、名勝指定地のバッファゾーンとの位置付けもされている。また、棚田耕作の水源となるため池と基幹水路である更級川の水系を軸として、用水や棚田への給排水方法が中世末期から近現代に至るまで継続的に営まれてきた農業の土地利用の在り方を示す独特の文化的景観であるとの位置付けもされている。

なお、保存管理の方針は名勝「姨捨（田毎の月）」保存管理計画での整備方針に加え、「水源ため池地域」、「更級川地域」の管理方針を定めるとともに、重要文化的景観周辺の水源周辺林、集落域においても保存管理の方向性を定めている。



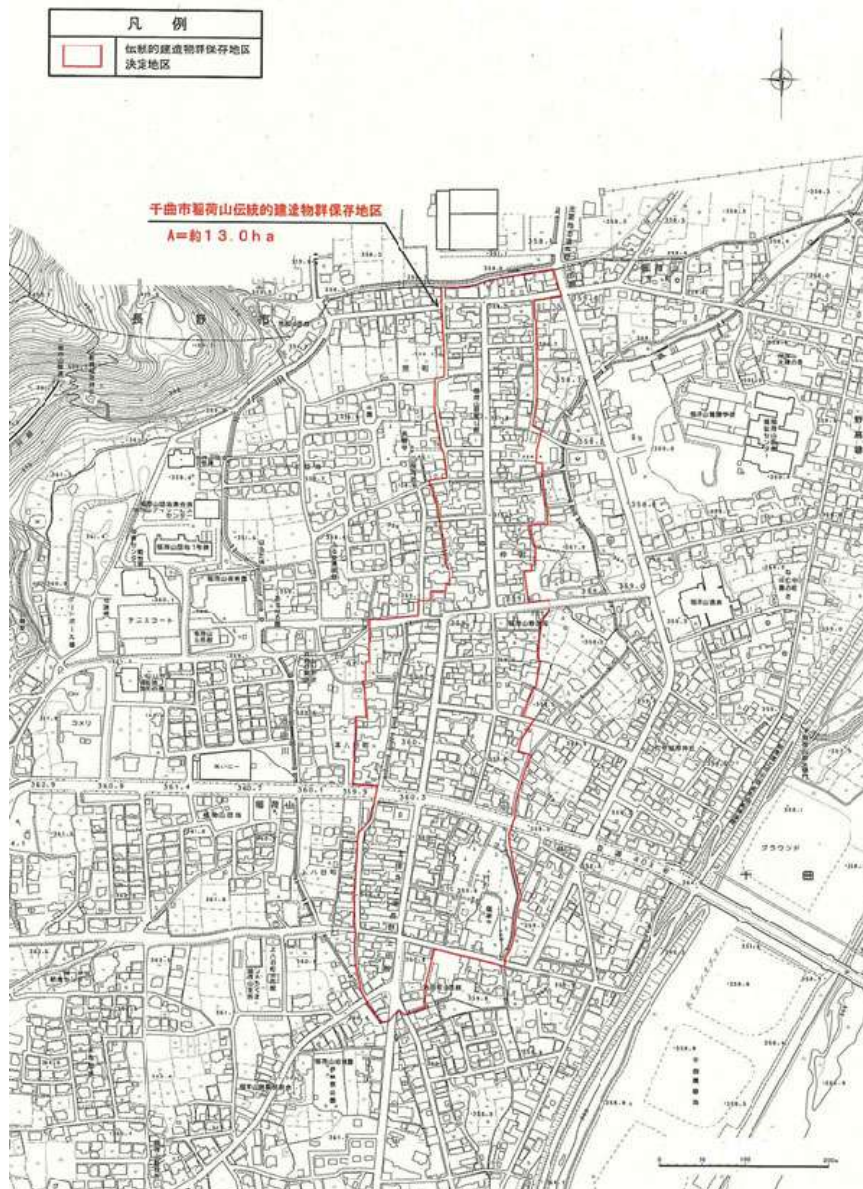
名勝「姨捨（田毎の月）」指定地及び重要文化的景観「姨捨の棚田」選定地

ウ 千曲市伝統的建造物群保存地区保存計画

本市の伝統的建造物群と一体を成してその価値を形成している環境を保存するため、平成25年(2013)に千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。本条例に基づき、平成26年(2014)7月に稲荷山地区を伝統的建造物群として決定し、同年12月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

稲荷山商家町の良い景観形成、歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した本計画では、伝統的建造物である町屋の建造物や門、塀といった工作物、水路などの環境物件を特定し、保存のために行う措置を示している。また、伝統的建造物以外の建造物や保存地区の環境を整備するための基本的な方針も定めている。

なお、保存地区内で建造物の新築や増改築、土地の形質変更などの現状変更を行う場合は、事前に市長の許可が必要となる。



千曲市伝統的建造物群保存地区

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 千曲市全体に関する事項

(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の方針

文化財は、長い歴史の中で育まれてきた地域の貴重な財産であり、人々にとってシビックプライドとなっているものである。本市には国指定等文化財 46 件、県指定文化財 19 件、市指定文化財 86 件の併せて 151 件の指定等文化財があるほか、地域に根ざしている未指定の文化財も多数所在している。これらの文化財は、本市の歴史を理解するうえで欠かせないものであるとともに、自然や人々の生活や生業と密接にかかわって継承されてきたものである。

しかし、急速に進む少子高齢化や地域経済の低迷や財政規模の縮小などから、歴史的建造物の解体や古文書をはじめとした歴史資料の流出や滅失、文化的景観を構成する棚田での後継者不足など、文化財の継承をめぐる状況は厳しさを増している。

こうした現況に対し、令和 4 年(2022)に千曲市文化財保存活用地域計画の作成・認定を受け、本市における文化財の保存と活用に関する一体的な方針を示した。

本計画においても、千曲市文化財保存活用地域計画との整合を図りながら、個々の文化財の保存に加え、文化財の周辺環境の整備を進め、地域の活性化や課題解決など、文化財を活かした地域づくりにつなげていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理にあたっては、経年劣化による劣化状況を適切に把握し、通常の維持管理において予防的な措置が必要であることから、所有者等による日常点検と適切な維持管理に努めるとともに、適切な助言を行い、所有者等の意識向上を図ることとする。

また、修理にあたっては文化財の価値を維持することが必須であるため、過去の改変履歴や調査記録等を参照することと、専門の有識者による調査や助言を受けたうえで、修理に必要な措置を講じることとする。

指定文化財の修理については、文化財保護法や長野県及び本市の文化財保護条例に基づくとともに、必要に応じて国や県に指導を仰ぎ、関係機関や専門家と連携して実施する。

未指定の文化財については、関係機関と連携しながら所有者等と協議する。その際、修理・整備に要する所有者の負担軽減を図るため、文化財の修理や整備に関わる支援制度の検討を進める。

(3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針

本市には長野県立歴史館のほか、市立の博物館、文化施設が設置され、文化財の保存、活用に関する取り組みを進めている。

文化財の周知を広げることが保存、活用のための第一歩であることから、幅広い世代の市民をはじめ、学校教育との連携や外国人旅行客など、多様な人々に向けて文化財をわかりやすく発信し、関係団体と連携した文化財の展示や効果的な情報発信に努め、文化財の理解と保存、活用を進めていく。

文化財の保存、活用に関係する主な市有施設の概要は以下のとおりである。

ア 博物館系施設

森將軍塚古墳館

史跡 森將軍塚古墳の管理及び出土品等の展示並びに公園見学者のガイダンス施設として平成9年(1997)に科野の里歴史公園内に開館した。展示室の中央には、森將軍塚古墳の竪穴式石室が実物大で再現されている。

年間約 20,000 人の入館者があり、森將軍塚古墳が小学校社会科の教科書に掲載されていたことから、小学校の社会見学や遠足といった教育活動での利用が約7割を占める。

科野の里歴史公園内のムラには、古代の竪穴建物が7棟復元されている。開館以来大規模な改修は実施しておらず、古墳館・古代家屋ともに老朽化が進んでいる。

さらしなの里歴史資料館

縄文時代の円光房遺跡を復元した、さらしなの里古代体験パークに隣接し、平成5年(1993)に開館した。円光房遺跡の出土資料を中心に戸倉上山田地域の考古資料を展示している。市民向けの講座や古代の体験講座などを充実させており、年間の入館者は平均約 6,000 人である。資料館は、開館以来大規模な改修は実施しておらず、施設の老朽化が進んでいる。

武水別神社神官松田邸

武水別神社の神主を代々務めてきた松田家から、平成17年(2005)に建物等の寄贈を受け、松田家資料整備事業として整備を実施してきた。この間、松田家主屋が長野県宝に、その他の建物が市指定有形文化財に指定されていたが、平成29年(2017)9月の火災により焼損し、長野県宝の指定が解除となった。

焼損した建物の再整備を進め、令和5年(2023)、古文書を専門とする博物館施設として開館した。

稲荷山宿・蔵し館

明治時代に商家町として栄えた稲荷山地区の商家が平成9年(1997)に寄贈されたことから、修理・再生を行い、平成12年(2000)に稲荷山宿・蔵し館として開館した。かつて使われていた商いの道具などの民俗資料を展示するほか、まちづくりや市民の文化活動の拠点として活用されている。

令和4年度(2022)から稲荷山伝統的建造物群保存地



森將軍塚古墳館



さらしなの里歴史資料館



武水別神社神官松田邸



稲荷山宿・蔵し館

区における伝統的建造物修理事業を実施のため休館中であり、令和8年(2026)に再開館を予定している。

ふる里漫画館

政治漫画の第一人者として有名な近藤日出造(千曲市稲荷山出身)の作品の常設展示及び4,000冊を超える漫画図書室を備える。年間利用者は1,500人から2,000人程度で推移してきたが、ここ数年利用者が減少してきており、利用者・観覧者を増加させる取り組みを進めている。



ふる里漫画館

イ 文化系施設

アートまちかど

市民をはじめ多くの方々に美術を楽しんでもらうための施設である。絵画や彫刻などサークル活動発表の場として、また郷土ゆかりの作家の作品を常設している。年間利用者数は10,000人から12,000人程度あり、利用者が増加している施設である。



アートまちかど

ウ 観光系施設

千曲市日本遺産センター

日本遺産認定にともない、令和3年(2021)12月に、旧^{おぼすて}姨捨観光会館を改修して、オープンした。長楽寺に近接し、ガイダンススペースと日本遺産構成文化財の展示スペース、飲食スペースからなり、日本遺産の情報センターとしての機能を持つとともに、姨捨棚田散策の拠点となる施設でもある。

^{じょうやま}城山史跡公園^{あらとじょうせき}荒砥城跡

戸倉上山田温泉の観光資源の一つとするため、ふるさと創生事業として整備を行い、平成7年(1995)に開園した。中世の山城を再現した史跡公園であり、戦国時代を舞台とした大河ドラマ「風林火山」や「江」のロケ地として利用された。開園以来、35万人を超える入場者があり、平成27年度(2015)から大規模改修を実施しているが、木造の施設であることに加え、ドラマロケの効果による想定を上回る入場者があったため、改修が追い付いていない。



千曲市日本遺産センター



城山史跡公園荒砥城跡

以上の施設のうち、アートまちかどは文化課、日本遺産センターは観光課、それ以外の施設は、歴史文化財センターが管理運営を行っている。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、周辺の環境と一体となって本質的な価値を持つものであることから、文化財の保存だけでなく、周辺環境を併せた一体的な整備が必要となる。

文化財の周辺環境は、文化財の価値に影響を与えるものであることから、文化財の価値を損ねないよう、関係する法令の規定に基づき、周辺環境の保全に取り組む。また、文化財周辺環境を阻害する要素が見られる場合は、所有者や管理者と協議し、改善を図るとともに、文化財の魅力向上に努めることとする。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

本市においては、平成29年(2017)9月6日、スズメバチの巣の駆除を契機とする火災により、長野県宝であった松田家住宅主屋^{おもや}、松田家斎館^{さいかん}のほか、市指定有形文化財が全焼する火災が発生し、県宝に指定されていた建物は指定解除となった。歴史的建造物の多くは木造であり、茅葺の建物も残されていることから、消火栓や消防水利の設置を進めるとともに、定期的な訓練の実施を通じた初期消火体制の整備、所有者や地域住民、消防団との情報共有を進めていく。

本県はフォッサマグナに位置し、複数の活断層が確認されている。大規模な地震による歴史的建造物のき損や倒壊を防ぐため、耐震診断や耐震補強工事の推進を図るとともに、所有者、管理者への日常的な注意喚起を行い、防災意識の向上に取り組んでいく。

また、台風や集中豪雨による大規模な水害では、建造物だけでなく記念物や美術工芸品、民俗文化財の浸水や損壊、滅失などの被害が想定されるため、千曲市地域防災計画に沿って対応を進めるとともに、被災した文化財の状況把握、応急処置を進める。

本市では、平成12年(2000)に森地区の観龍寺観音堂から県宝、市指定有形文化財に指定されている仏像2体の盗難があり、現在も見つかっていない。所有者や地域住民に対し防災に加えて防犯意識の啓発や定期的なパトロールの実施により、盗難などを未然に防ぐとともに、防犯センサーといった警備機器の設置を検討していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財の保存・活用・普及啓発にあたっては、その価値と魅力を正しく伝え、地域住民はもとより観光などで訪れた人びとに対しても文化財の価値を発信し、理解者や協力者を増やすことが重要である。地域団体による文化財に関連した活動の支援や、博物館施設での企画展の開催や各種イベントを通して文化財を伝える取り組みを進める。

文化財の修理途中での見学会の開催や歴史講座の開催により、市民に文化財を身近に感じていただく取り組みを進める。また、資料のデジタル化を進め、脆弱化等により実物資料の公開が難しい資料についてもデジタルデータでの公開を検討していく。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

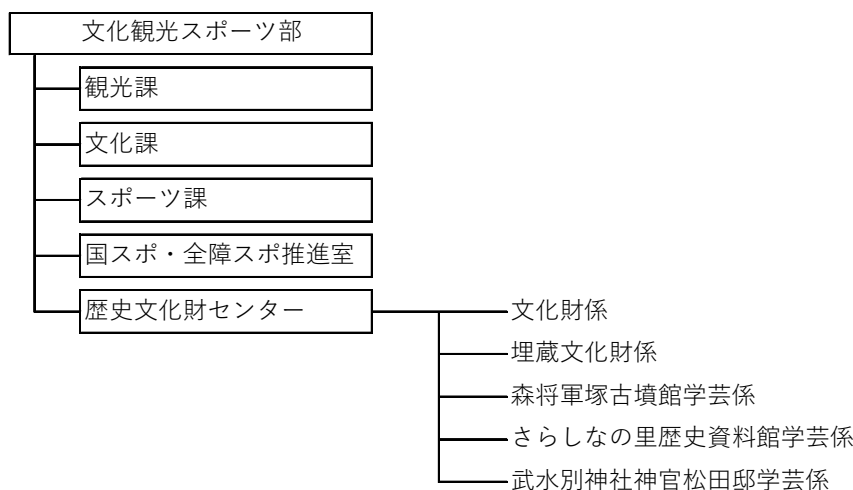
本市では、埋蔵文化財に係る試掘、確認調査のほか、土木工事等に係る事業者からの届出や通知に対する助言などを行っている。また、文化財保存活用地域計画においては、埋蔵文化財の記録保存を重点措置として進める方針としており、開発行為に伴う埋蔵文化財の保護措置を適切に実施している。

今後も文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護を図るため、長野県や関係課機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布図の改訂を行い、周知を図るとともに、長野県が制定した埋蔵文化財関係事務処理要綱に基づき適切に事務処理を進める。

なお、周知の埋蔵文化財以外の場所においても、未発見の埋蔵文化財を保護するため、開発事業者と連携して開発の事前把握に努めるとともに、試掘調査等を実施して包蔵地の把握に努め、随時、埋蔵文化財包蔵地の見直しを行っていく。

（８）文化財行政の体制と今後の方針

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、千曲市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定し、令和7年度(2025)から博物館の設置、管理及び廃止に関すること、スポーツに関すること、文化に関すること、文化財の保護に関することを教育委員会部局から市長部局に移管した。このうち、博物館及び文化財保護行政を文化観光スポーツ部歴史文化財センターが所管している。



千曲市文化財保護体制

歴史文化財センターには、令和7年(2025)4月現在、正規職員、会計年度任用職員を合わせて25名の職員が在籍している。また、歴史文化財センターは千曲市公共施設等総合管理計画に基づき、令和6年(2024)5月から旧上山田庁舎に機能を移転し、文化財係及び埋蔵文化財係が事務を行っている。

文化財係では、歴史文化財センター所長以下、事務系職員3名(うち学芸員資格保持者1名)及び会計年度任用職員6名が在籍し、埋蔵文化財以外の文化財保護行政並びに城山史跡公園、ふる里漫画館、稲荷山宿・蔵し館などの観光・文化施設の管理運営を行っている。埋蔵文化財係には事務系職員1名(学芸員資格保持者)、学芸員3名(埋蔵文化財)、会計年度任用職員2名が在籍し、埋蔵文化財保護行政を担当している。森將軍塚古墳館学芸係には事務系職員1名、会計年度任用職員4名(うち学芸員資格保持者1名)が在籍し、森將軍塚古墳館及び科野の里歴史公園の管理運営を行っている。さらしなの里歴史資料館には事務系職員1名(学芸員資格保持者)及び会計年度任用職員2名が在籍し、さらしなの里歴史資料館及びさらしなの里古代体験パークの管理運営を行っている。武水別神社神官松田邸には学芸員1

名及び会計年度任用職員1名が在籍している。学芸員資格を保持している正規職員7名の専門分野は考古5名、歴史2名となっている。

（9）文化財の保存、活用に関わる住民等、各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

市内には、歴史文化の研究会、特定文化財の保存団体、歴史を中心としたまちづくりに取り組んでいる団体が数多く存在する。また、市内の文化財等のガイド団体も存在する（以下、地域団体）。各団体は、活動の目的や方向性、頻度、内容などが多様である。これまで、千曲市に所在する多くの文化財が継承されてきたのは、所有者とともに、こうした団体が市の歴史文化に誇りと関心をもって文化財の保全や周知活動を実施しているからに他ならない。地域団体は地域総がかりでの文化財の継承において重要な役割を果たしているが、会員の高齢化や会員数の減少など、将来の活動に課題を残している。一方、地域の歴史文化に関心をもって、あらたに設立された地域団体もある。今後は、課題や活動方向について聞き取りを行いながら、一層の連携を構築していく。また、地域団体のうち、諸条件が整っている団体については、歴史まちづくり法第34条の規定に基づく歴史的風致維持向上支援法人または、文化財保護法第192条の2の規定に基づく文化財保存活用支援団体としての指定を検討していく。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

千曲市における主な地域団体一覧

令和7年（2025）4月現在

種 別	地区名	団体名	主な活動内容	刊行物
郷土史研究	土 口	土口歴史民俗同好会	土口地域の歴史文化の研究	
	生 萱	生萱を語る会	生萱地域の歴史文化の研究	2021『生萱の歴史』
	倉 科	倉科の里ガイドブック編集委員会（倉科区）	倉科地域の歴史文化の研究	2019『倉科の里Ⅰ』『倉科の里Ⅱ』 2020『倉科の里Ⅲ』
	屋 代	東信史学会更埴支会	講演会・視察研修を実施	
	屋 代	更埴郷土を知る会	調査研究、古文書学習会、見学会開催、会誌の発行（年1回）	会誌『ちようま』
	屋 代	屋代を語る会	屋代地区の活性化を目的とした、歴史研究や講演会等の開催	会誌『やしろ』
	戸 倉	戸倉史談会	講演会・講習会・古文書教室を実施、会誌の発行（年1回）	会誌『とぐら』
	上山田	東信史学会上山田支会	講演会・視察研修・小学校への出前講座を実施	
	カ 石	カ石を語る会	カ石地域における歴史遺産の周知	2013『カ石ってこんなにすごいんだ！』
文化財保存	記念物等の継承	屋 代	森將軍塚古墳友の会	古墳のボランティアガイド、森將軍塚まつりへの参加
		倉 科	倉科史跡保存会	国史跡「倉科將軍塚古墳」、「鞍骨城」、「鷲尾城」等文化財の管理
		倉 科	倉科の自然を守る会	市天然記念物「セツブンソウ群生地」の保護
		羽 尾	さらしなの里友の会	さらしなの里歴史資料館の運営協力、さらしなの里縄文まつり運営協力
		羽 尾	更級かたりへの会	地元の民話を方言で語り継ぐ活動の実施
		羽 尾	明徳寺の大杉保存会	市天然記念物「明徳寺の大スギ」の保護
		羽 尾	冠着山の自然と文化遺産を保存する会	登山ガイドや古道の手入れ等、冠着山の自然保護と文化遺産の保存活動
		戸 倉	北山柏保存会	市天然記念物「柏王の大カシワ」の保護
		戸 倉	戸倉セツブンソウを育てる会	市天然記念物「セツブンソウ群生地」の保護
		新 山	新山の歴史と自然に学ぶ会	市史跡「入山城跡」の整備、新山地区の歴史と自然の継承
		全 域	かけはしの会	郷土料理講習や農業体験等を通じた食と農の文化の伝承
		磯 部	陰の松保存会	学習会の開催や地元イベントへの参加
		雨 宮	雨宮坐日吉神社御神事踊り保存会	重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」の継承
		稲荷山	稲荷山勇獅子保存会	市指定無形民俗文化財「稲荷山祇園祭」の勇獅子の継承
		稲荷山	稲荷山神輿会	市指定無形民俗文化財「稲荷山祇園祭」の神輿の継承
	伝統芸能等の継承	八幡・更級五加	武水別神社氏子総代	記録選択文化財*「武水別神社の頭人行事」の継承
		八 幡	代地区引屋台等保存会（雲井連）	引屋台・担屋台・神楽の伝承と祭りでの奉納
		八 幡	中原郷土芸能保存会	武水別神社「仲秋祭」、記録選択文化財「武水別神社の頭人行事」等の祭典での神楽の継承
		大 池	大池区	市指定無形民俗文化財「大池の百八灯」の継承
		戸 倉	水上布奈山神社氏子会	市指定無形民俗文化財「水上布奈山神社の御柱祭」の継承
		上山田	上山田太々神楽保存会	市指定無形民俗文化財「上山田太々御神楽」の継承
	娯楽の棚田保全	八 幡	田毎の月棚田保存同好会	耕作放棄田における耕作体験活動、耕作請負
		八 幡	千曲市娯楽棚田名月会	「棚田貸します制度」のオーナー田の維持管理・耕作指導
		戸 倉	科野農業塾	棚田での耕作、農業を通じた地域おこし活動
		八 幡	四十八枚田保存会	棚田の伝統的形態保全活動
		八 幡	娯楽棚田会	棚田での耕作を通じた「田毎の月」の景観保全活動
		八 幡	名勝娯楽棚田倶楽部	棚田の景観保全活動と農業体験交流事業
		八 幡	娯楽の棚田ファーム	棚田での耕作を通じた景観保全活動
まちづくり	森	NPO法人あんずの里振興会	「あんずの里スケッチパーク」の管理、アンズ果樹園の管理・植樹等	
	屋 代	千曲ふるさと物語	地元小学校と連携したふるさと学習成果の発表のための公演会開催	2022『千曲ふるさと物語の集い 記録集』
	屋 代	一重山みらい会議	一重山の歴史と自然の継承、環境整備	
	小 島	小島区まちづくり委員会	地域発展と地域住民の絆づくりを目的とした各種活動	
	稲荷山	稲荷山地区まちづくり推進会議	稲荷山地区の活性化を目的に各種イベントの開催	
	稲荷山	NPO法人稲荷山蔵の会	建造物を活用した店舗での郷土料理の販売やまち歩き案内	
	稲荷山・桑原・八幡	千曲市川西地区振興連絡協議会	川西地区の振興を目的とした街道ウォーキングや講演会の開催	2013『写真でつづるふる里のむかし』
	桑 原	桑原地区振興会	桑原本陣跡の管理、国登録有形「沢沢川石堰堤」周辺の環境整備等	
	八 幡	八幡まちづくり実行委員会	武水別神社の節分祭、菊花展、朝市などの活動	
	若 宮	さらしなルネサンス	「さらしな」の地名を活用した地域づくりの展開	2016『美しささらしな』2017『さらちゃん』
	上山田	大わらじ委員会	わら馬・辻連縄づくり、農業指導	
ガイド	全 域	案知会	千曲市内の観光有償ボランティアガイド	

*伝統芸能等の継承については、指定等文化財に関わる団体を掲載 *記録選択文化財：記録作成等措置を講ずべき無形の民俗文化財

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域は、神社や仏閣、伝統的建造物群や文化的景観といった文化財が集積している。

重点区域のうち、稲荷山・桑原・中原地区には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「稲荷山伝統的建造物群保存地区」を核として、登録有形文化財や市指定天然記念物や無形民俗文化財がある。また、日本遺産に認定されている構成文化財や歴史の道百選に選定された善光寺街道の宿場の面影を残した街道筋も残されている。

更級・姨捨地区には、名勝及び重要文化的景観に指定並びに選定されている「姨捨の棚田」を核として、長野県宝や市指定有形文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財がある。姨捨の棚田は、日本遺産の主要な構成文化財となっている。

戸倉上山田温泉地区は、重要文化財「智識寺大御堂」を核として登録有形文化財や昭和ロマンが残る温泉街が残されている。

戸倉地区には、重要文化財「水上布奈山神社本殿」を核として、登録有形文化財や市指定無形民俗文化財がある。また、北国街道の宿場の面影を残す街道筋も残されている。

重点区域内にある指定等文化財については、保存、活用を図るため、老朽化、破損の著しい物件を中心に計画的に修理を行っていくため、保存活用計画を策定し、保存並びに活用を図ることとする。

また、文化財の保存に必要な日常的な管理は所有者や管理者によって行われているが、文化財防火デーなどに併せた定期的な現地パトロールを行うことにより、文化財の現状把握と不具合の発見に努めるとともに、必要に応じて専門家による現地確認や指導、助言を得る。

【関連事業】

稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業

桑原・中原地区歴史的建造物等整備事業

戸倉地区歴史的建造物等整備事業

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域の文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、本市の歴史的風致を特徴づけるものである。文化財の修理、整備にあたっては、文化財本来の価値を維持することを基本とし、活用に資する整備も加味したものとする。

国指定の文化財の修理(整備)にあたっては、現状変更または保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)に該当し、文化庁長官の許可が必要になることから、現状変更等を伴う可能性がある場合は、文化財の価値を損なわないよう関係機関と事前の協議、検討を行うこととする。重要文化的景観、登録有形文化財は文化庁長官に現状変更等の届出が必要となることから、関係機関と事前の協議、検討を行うこととする。また、県や市の指定文化財等についても文化財の価値を維持することを基本とし、条例に基づいて適切な措置を行う。未指定の文化財の修理、整備に関しても事前に調査等を実施し、将来の文化財指定を見越し、その価値が損なわれることのないよう計画段階から十分に配慮する。

【関連事業】

稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業
桑原・中原地区歴史的建造物等整備事業
更級・姨捨環境整備事業
姨捨の棚田耕作支援事業
戸倉地区歴史的建造物等整備事業

(3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する具体的な計画

本市には、県立、市立を併せて登録博物館3館、博物館類似施設4館がある。これらの博物館施設では、それぞれの設立コンセプトに併せた常設展示や企画展示の開催や歴史講演会を行っており、市民の文化財への理解を深め、親しむ機会を提供するため、これらの取り組みを継続する。

さらしなの里歴史資料館は、更級地区の円光房遺跡から出土した縄文時代の資料展示を行う博物館であり、飾り玉作りなどの体験学習が充実している。また、併設されているさらしなの里古代体験パークには縄文時代のムラを再現した古代住居が整備されているが、老朽化が進んでおり、計画的に改修を行う。

稲荷山宿・蔵し館は、商業のまちとして栄えた稲荷山地区の歴史や民俗資料を展示する施設であるが修理工事のため休館中である。稲荷山伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物でもあることから、修理完了後は地区のガイダンス施設としての機能も持たせた整備を進める。

【関連事業】

稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
さらしなの里整備事業

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の歴史的風致は、指定等文化財を中心に形成されているが、その周辺環境には未指定の歴史的建造物のほか、道路、河川といった公共施設がある。未指定の建造物は歴史的風致の景観上、大きな影響を与えることから、歴史的風致を含めた文化財の価値の魅力の維持、向上を図るためには、周辺環境の保全に努める必要がある。

文化財の周辺環境の保全を図るため、関係法令の規定に基づいた整備を行うよう関係者への指導、助言を行うとともに、所有者等の負担を軽減する方策を検討する。また、公共施設にあっては、歴史的風致の維持、向上を図るための整備を推進する。

整備の推進にあたっては、本市の附属機関の意見や助言を得て、文化財及びその周辺の景観や環境の調和を配慮した事業を進める。

【関連事業】

稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業

更級・姨捨環境整備事業
さらしなの里整備事業
姨捨の棚田耕作支援事業
戸倉上山田温泉地区 環境整備事業

（５）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

文化財の所有者や管理者による災害等に対する予防対策の周知を徹底し、火災や盗難、毀損等の発生防止に努める。

歴史的建造物については、定期的な防災訓練、自動火災報知機や消火設備の設置を促すほか、機械警備の導入も検討していく。また、必要に応じて耐震診断を行い、修理事業に併せて耐震補強工事も実施するなど、地震対策への支援を行う。重要伝統的建造物群保存地区は耐震、耐火性の低い木造建築が多いことから、自主防災組織の活動を支援するほか地区の特性にあった防災施設の整備に努める。

万が一の被災に備え、文化財の記録整備を進めるとともに災害発生時には被災状況の記録をとるなど、復興に向けた資料整備に努める。防犯対策では、文化財及びその周辺の定期的な見回りを行うとともに、公開を行う際には十分な公開体制を整える。

【関連事業】

稻荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業

（６）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

本市では、博物館での企画展や歴史講座、文化財修理現場の公開などを行い、文化財の保存及び活用に関する普及、啓発活動を行ってきた。引き続きこれらの取り組みを充実させ、幅広い世代に文化財の魅力を広く発信していく。

また、地域住民やボランティア団体が実施している文化財のボランティアガイドの支援を行い、文化財の保存、活用に向けた普及、啓発活動に取り組む。

【関連事業】

日本遺産ガイドツアー事業
歴史文化の発信事業

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

文化財保護法の規定に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地における届出を指導するとともに、工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者と埋蔵文化財の保護措置を協議していく。また、必要に応じて長野県文化財保護担当部局の指導、助言を仰ぐこととする。

（８）文化財の保存、活用に関わる住民等、各種団体の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内には、祭礼を担う氏子や保存会のほか、文化財愛護やまちづくりを担う団体が多数活動している。各種団体が連携して活動を継続し、歴史的風致を形成している人びとの活動が継承できるよう、情報発信、人材育成、用具等の整備を行い、文化財の保存、活用に取り組む活動を支援する。

【関連事業】

稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業

日本遺産ガイドツアー事業

歴史文化の発信事業

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等である。これらの整備と適切な管理により、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図る。

第1期計画では、稲荷山地区においては個人が所有する歴史的建造物の修理・修景、八幡地区においては「松田邸」及び周辺環境の整備、姨捨地区においては農業支援施設整備等を実施してきた。これらの施設整備は、文化財や伝統的まちなみの魅力を高めるとともに、市民活動の活発化が図られた。一方で、歴史的建造物等の滅失や次世代の担い手不足による文化的景観などの継承、観光客の回遊性など多くの課題が残されている。

第2期計画においては、歴史的建造物等の保存と活用をはじめ、歴史的風致や地域の文化が感じられる良好な景観形成及び市民や来訪者が地域内を周遊し、本市の多様な歴史文化に触れることのできる環境整備、伝統行事、文化的景観の継承、市民や観光客への歴史文化に対する情報発信に関する事業に重点的に取り組み、歴史的風致の維持向上に関する課題の解消を目指す。

事業の実施に際しては、施設及びその周辺の歴史的背景や景観に十分配慮するとともに、地域住民や関係団体等とも十分な協議調整を行うこととする。また、国や県などの補助制度を有効活用していくよう検討し、整備を行った施設については積極的な公開・活用を図り、歴史的風致の維持向上に努めていく。

上記のような基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。なお、歴史的風致の維持向上に欠かせない新たな事業を行う必要が生じた場合には、適宜事業の追加を行っていくものとする。

（１）歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- ①稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
- ②桑原・中原地区歴史的建造物等整備事業
- ③戸倉地区歴史的建造物等整備事業

（２）歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する事業

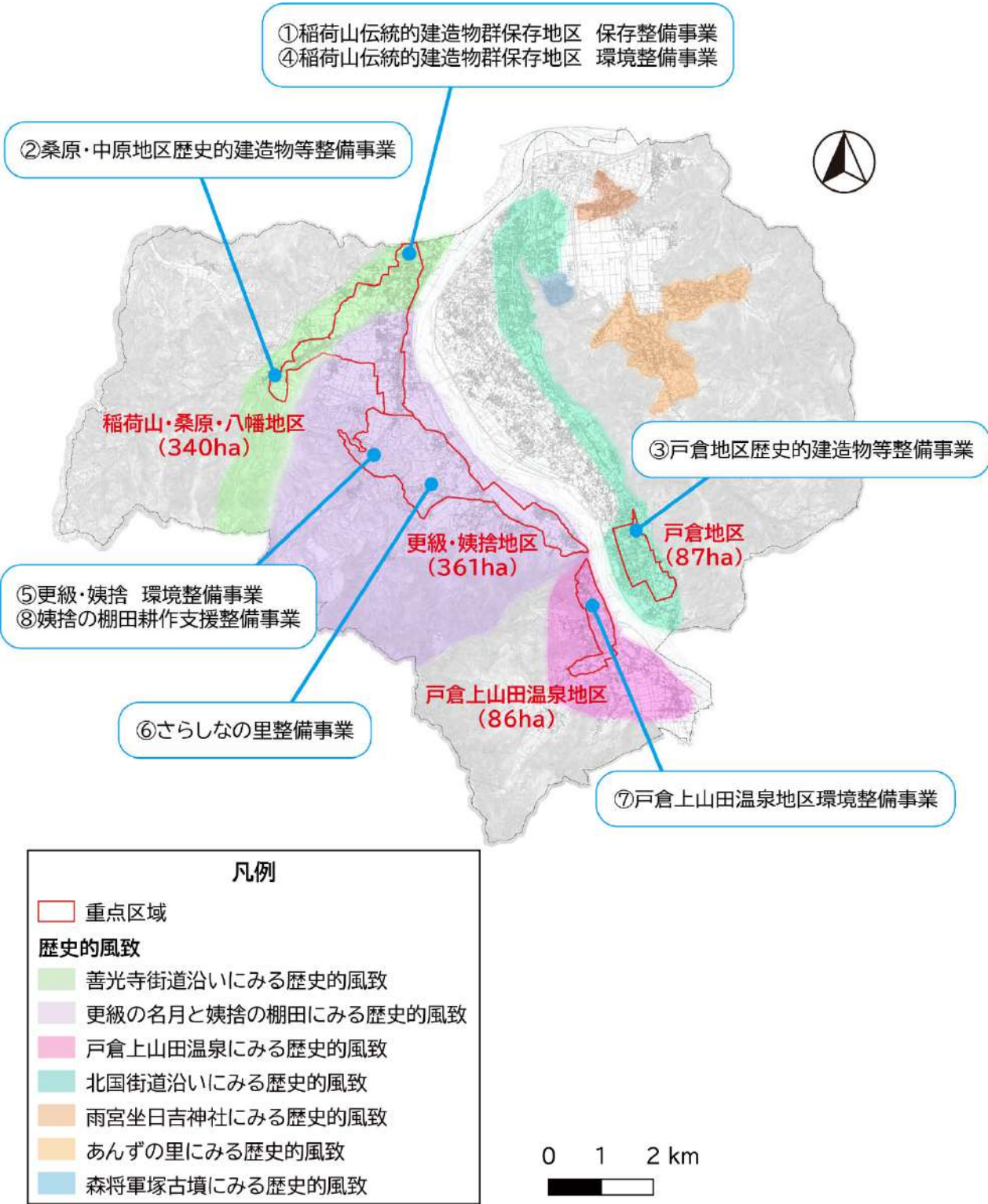
- ④稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業
- ⑤更級・姨捨 環境整備事業
- ⑥さらしなの里整備事業
- ⑦戸倉上山田温泉地区 環境整備事業

（３）歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承に関する事業

- ⑧姨捨の棚田耕作支援整備事業
- ⑨日本遺産ガイドツアー事業

(4) 歴史的風致の普及と情報発信に関する事業

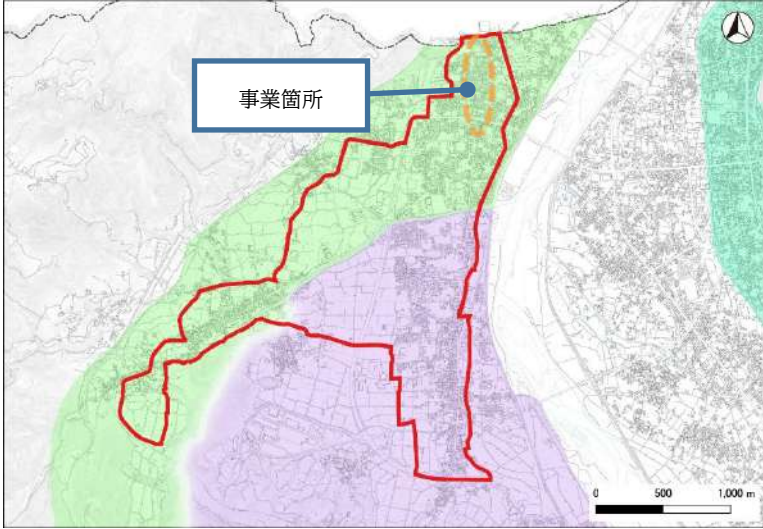
⑩歴史文化の発信事業



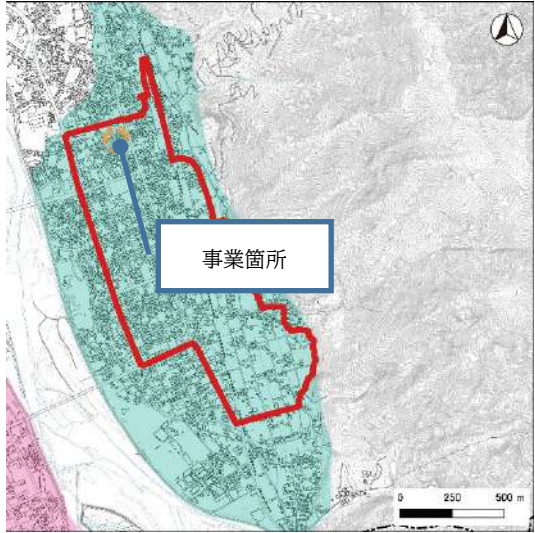
事業実施位置図

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

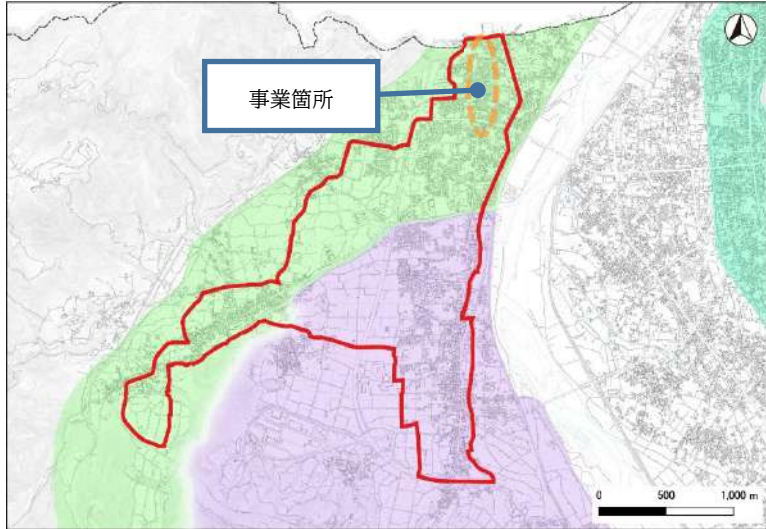
(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

事業の名称	1. 稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
整備主体	千曲市
活用する事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成 28年度～令和17年度
事業位置	重点区域「稲荷山・桑原・八幡地区」 
事業概要	稲荷山伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物等の保存・活用を図り、歴史的なまちなみの維持・向上を図るため、建造物等の修理・修景事業を行う。 地区内の伝統的建造物にあっては、主としてその外観を維持するために修理を進める。また、伝統的建造物以外の建造物にあっては、歴史的風致を向上させるため、修景を進める。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の修理や修景を行うことによって、良好なまちなみ景観が保全され、稲荷山伝統的建造物群保存地区の魅力の向上につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2. 桑原・中原地区歴史的建造物等整備事業
事業主体	千曲市
事業手法	文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業) 市単独事業
事業期間	令和8年度～令和17年度
事業位置	重点区域「稲荷山・桑原・八幡地区」 
事業概要	現在も酒造りが行われ、登録有形文化財となっている長野銘醸の建造物の整備を行い、誘客促進を図り、稲荷山と姨捨の棚田を結ぶ観光拠点の一つとして活用する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	登録有形文化財に登録されている酒造関係建造物等の整備を行うことにより、歴史的建造物が保全され、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3. 戸倉地区歴史的建造物等整備事業
事業主体	千曲市
事業手法	文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業) 市単独事業
事業期間	令和9年度～令和11年度
事業位置	重点区域「戸倉地区」 
事業概要	登録有形文化財を飲食店や展示施設として活用している坂井銘醸の歴史的建造物の整備を行い、観光拠点としての魅力を更に向上させる。 北国街道に面して建つ主屋の整備を行い、観光拠点としての魅力増進と誘客促進を図る。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	戸倉駅の玄関口となる歴史的建造物の修理を行い、より多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する事業

事業名	4. 稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業
事業主体	千曲市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成 28年度～令和17年度
事業位置	重点区域「稲荷山・桑原・八幡地区」 
事業概要	千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区における拠点施設、防災施設の整備、道路美装化などを地域住民と協議しながら実施する。 拠点施設の整備による観光客の利便性の確保、防災施設整備により災害に強いまちづくり、道路美装化などによる回遊性の向上を図るための整備を実施する。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	稲荷山伝統的建造物群保存地区の環境を整備することによって、まちなみの連続性や景観の一体性が確保される。また、歩いて楽しく、見て美しい空間が生み出されることにより、一体的な歴史的まちなみが形成され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	5. 更級・姨捨 環境整備事業
事業主体	千曲市、長野県
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 県単河畔林整備事業
事業期間	平成 28年度～令和9年度
事業位置	重点区域「更級・姨捨地区」 
事業概要	棚田と眼下に広がる千曲川・善光寺平を一望できる眺望景観を活かし、人が集まる場所を「姨捨の棚田ビューポイント」として駐車場や公衆トイレ、見学路などの環境整備を行う。また、景観を阻害している支障木伐採整備を行う。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	棚田の認知や風景の保全に向けた意識の向上につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	6. さらしなの里整備事業
事業主体	千曲市
事業手法	市単独事業(公共施設等適正管理推進事業債)
事業期間	令和3年度～令和17年度
事業位置	重点区域「更級・姨捨地区」 
事業概要	さらしなの里歴史資料館は、姨捨の歴史がわかる資料館として情報発信の拠点となることから、さらしなの里古代体験パークにある老朽化した復原住居及び資料館の展示の整備を行う。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	姨捨から更級までの歴史を一体的に発信する拠点施設として整備することにより、地区の歴史を身近に感じ歴史的風致に関する理解を深めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	7. 戸倉上山田温泉地区 環境整備事業
事業主体	千曲市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和 6 年度～令和 14 年度
事業位置	重点区域「戸倉上山田温泉地区」 
事業概要	令和8年度に策定を目標としている戸倉上山田温泉のグランドデザインを基に情緒あふれる温泉地として景観に配慮した無電柱化や歩道整備などの環境整備を行う。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	温泉街特有の景観に配慮した環境整備によって、まちなみ景観のさらなる改善が図られ、温泉街の魅力が向上することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3) 歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承に関する事業

事業名	8. 姨捨の棚田耕作支援整備事業
事業主体	千曲市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 29 年度～令和 17 年度
事業位置	重点区域「更級・姨捨地区」 
事業概要	棚田耕作支援として、老朽化した自動給排水施設の改修を行う。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	棚田オーナー制度内圃場の給排水施設を整備することにより、耕作の維持、景観の保全に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	9. 日本遺産ガイドツアー事業
事業主体	千曲市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和 17 年度
事業位置	市域全域
事業概要	日本遺産を構成する文化財のガイドツアーにより、千曲市の歴史的風致の魅力を伝え、交流人口の増加と移住・定住の促進を図ることで、伝統行事や生業の後継者の確保を図る。 ガイド養成講座や他の日本遺産ガイドとの交流を行うことで、観光客に対し、満足度の高いガイドツアーを提供する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的資源の情報発信を行うことによって、郷土の歴史的風致の理解や意識高揚を図ることにより、地域への郷土愛を醸成し、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 歴史的風致の普及と情報発信に関する事業

事業名	10. 歴史文化の発信事業
事業主体	千曲市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和17年度
事業位置	市域全域
事業概要	博物館施設や史跡公園での企画展やイベントの開催を行うことで、各施設の活用と誘客促進方法を図るほか、観光客に対してパンフレットを作成し配布することで、より一層の誘客増、魅力発信を図る。 周辺自治体と連携し、歴史的風致の魅力を伝える講座の開催を行い、地域住民に普及、情報発信を行う。 文化財の将来の担い手である児童・生徒に対しては、総合的な学習の授業などにより、千曲市の歴史文化を伝える取り組みを進める。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的資源の情報発信を行うことによって、郷土の歴史的風致の理解や意識高揚を図ることにより、地域への郷土愛を醸成し、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、指定基準に則り、重点区域における歴史的風致維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物に指定し、保存を図っていく。

また、重点区域内の歴史的建造物を継続的に調査し、随時追加して指定していく。

2. 歴史的風致形成建造物の指定基準

- (1)文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
- (2)長野県文化財保護条例(昭和50年条例第44号)第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- (3)千曲市文化財保護条例(平成15年千曲市条例第124号)第4条第1項に基づく千曲市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく千曲市指定史跡名勝天然記念物
- (4)千曲市美しいまちづくり景観条例(平成18年千曲市条例第33号)第18条第1項に基づく景観形成重要建築物
- (5)千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成25年千曲市条例第28号)第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物
- (6)その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。

歴史的風致形成建造物の候補として、稲荷山・桑原・八幡地区においては、稲荷山伝統的建造物群保存地区の町なみや、武水別神社本殿を始めとした社殿群、武水別神社神官松田邸の建物群などが想定される。更級・姨捨地区においては、佐良志奈神社の社殿群が、戸倉上山田温泉地区においては、登録有形文化財である笹屋ホテル別荘、戸倉地区においては、登録有形文化財である坂井銘醸、寿高原食品四階倉庫、瀧澤家住宅が想定される。

4. 歴史的風致形成建造物指定一覧

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりであり、第2期計画においても引き続き指定していく。

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
1	松田家斎館(神主家)を含む松田館跡 	個人 千曲市 江戸時代中期～ 明治時代前期	平成29年 (2017)4月6日 県宝 市指定有形文化財	更級の名月 と姨捨の棚 田にみる歴 史的風致

5. 歴史的風致形成建造物候補一覧

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は以下のとおりである。

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定基準	関連歴史的 風致
1	旧米清 	千曲市 明治時代前期～ 明治時代中期	重要伝統的建造物 群保存地区におけ る伝統的建造物	善光寺街道 沿いにみる 歴史的風致
2	日本聖公会中部教区 稲荷山諸聖徒教会 	日本聖公会中部 教区稲荷山諸聖 徒教会 昭和8年 (1933)	登録有形文化財	善光寺街道 沿いにみる 歴史的風致
3	長野銘醸 	個人 江戸時代後期～ 大正10年 (1921)	登録有形文化財	善光寺街道 沿いにみる 歴史的風致

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定基準	関連歴史的 風致
4	武水別神社 	武水別神社 室町時代後期～ 江戸時代後期	県宝 築 50 年以上	更級の名月 と姨捨の棚 田にみる歴 史的風致
5	坂井銘醸 	企業 江戸時代中期～ 昭和初期	登録有形文化財	北国街道沿 いにみる歴 史的風致
6	瀧澤家住宅 	個人 江戸時代中期	登録有形文化財	北国街道沿 いにみる歴 史的風致
7	寿高原食品四階倉庫 	個人 大正 4 年(1915)	登録有形文化財	北国街道沿 いにみる歴 史的風致

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定基準	関連歴史的 風致
8	佐良志奈神社 	佐良志奈神社 江戸時代後期	築 50 年以上	更級の名月 と姨捨の棚 田にみる歴 史的風致

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例などにより指定等されている建造物は、その法令に基づき、そのほかの建造物は歴史的風致を形成する特性、価値にもとづいて適切に維持、管理を行う。修理にあたっては、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復元に努める。

また歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的に公開、活用を図る。公開に関しては、外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を促進する。

2. 個別の事項

（１）県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）

建造物の外観及び内部とも現状保存を基本とする。

建造物の維持、管理または公開活用のために保存修理する場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づくことを原則とする。また防災等に必要な管理施設を付加する場合は、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めると共に、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導や助言を踏まえて実施するものとする。

（２）登録有形文化財（建造物）及び千曲市美しいまちづくり景観条例に基づいて登録または指定された建造物

建造物の外観の維持、保存を基本とする。

本市の歴史的風致の維持、向上を図る上で重要なもので、市長が認めたものについても、外観の維持、保存を基本とする

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めると共に、必要な技術的指導、助言を踏まえて実施するものとする。

（３）県、市指定の記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。

維持、管理及び公開活用のための保存修理、復元等を行う場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復元を原則とする。防災等に必要な管理施設を付加する場合は、記念物の価値及び保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の記念物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めると共に、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導や助言を踏まえて実施するものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1項に基づく届け出が不要の行為については、以下の場合とする。

- (1)文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2)文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の3に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3)長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく県宝で、同条例第13条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (4)長野県文化財保護条例第30条第1項に基づく県史跡名勝天然記念物で、同条例第34条で準用する同条例第13条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (5)千曲市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定有形文化財で、同条例第14条第1項に規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (6)千曲市文化財保護条例第31条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第33条に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第36条で準用する条例第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- (7)千曲市美しいまちづくり景観条例第18条第1項に基づく景観形成重要建築物で、同条例第19条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (8)千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物で、同条例第4条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合